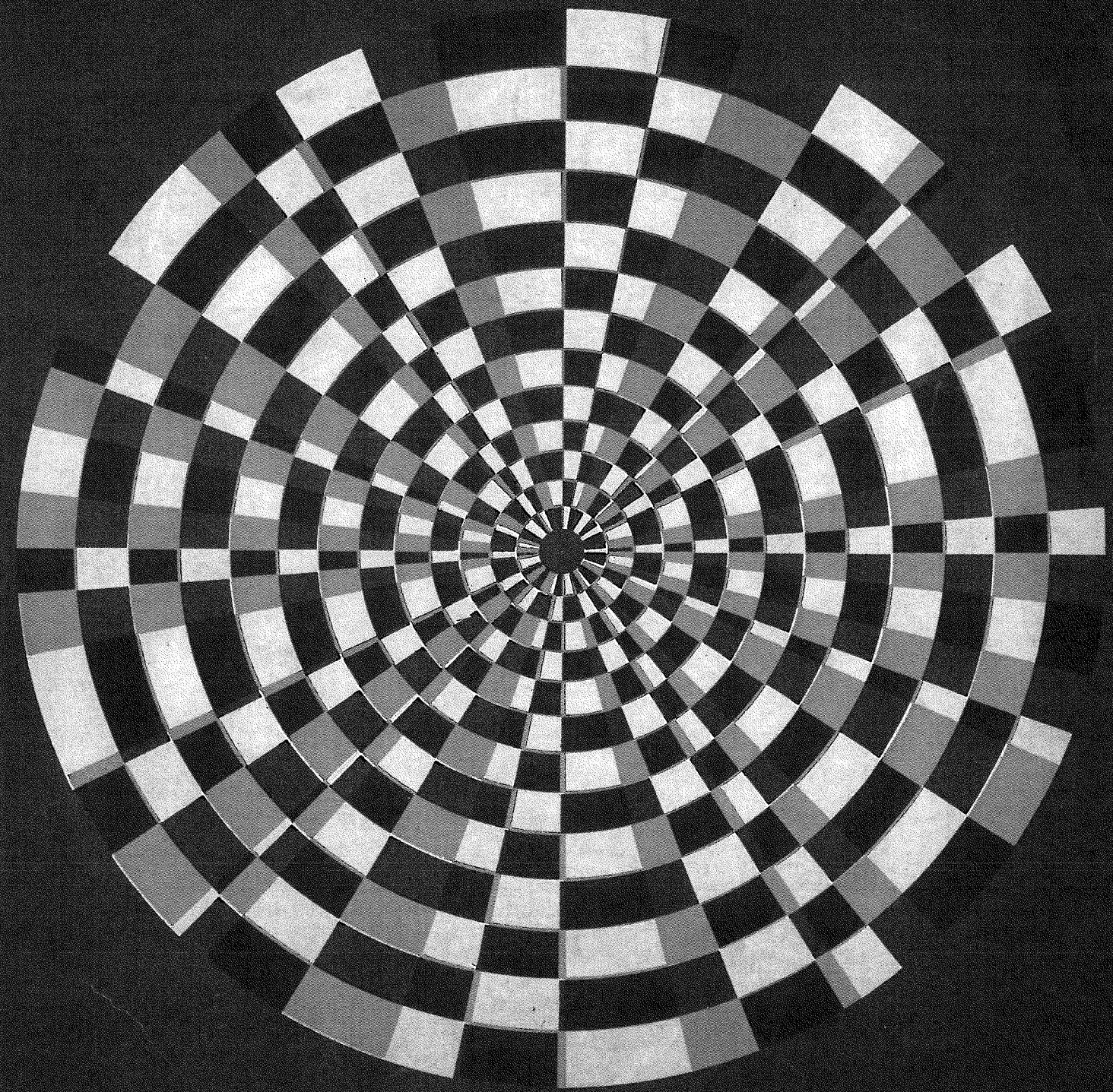


横浜国際港都
建設総合計画
1965—1975



まえがき

戦後わが国の経済成長率の高さが世界から注目されつつあるが、欧米諸国に比較するとまだ所得水準がひくく、生活程度に大きな差があるのは否定し得ない。

いまや、欧米並みの生活水準に到達するということが国民的目標となつている。近時とみに、地域開発ということが叫ばれているのも、究極的には所得水準の向上を目標とするものである。

昭和25年に国土総合開発法が制定され、わが国の経済復興計画に一時期を画したが、本法は昭和35年に至り、ようやく国民所得倍增計画として具体化された。この所得倍增計画は、国民所得の増大を最終目的として従来の各般にわたる計画を集大成し、もつてその基盤となる国土開発を総合的に計画したものである。その後経済の成長は極めていちぢるしく、反面多くのひずみをもたらしたため人間福祉を尊重し、経済や社会の安定成長をはかる社会開発計画が検討されている。

この全国的構想の下に、各地方自治体で長期計画が発表されているが、わが横浜市においても、既に昭和29年、その建設構想として「横浜国際港都建設総合基幹計画」を樹立したが、作成当時予想できなかつた経済および社会の急激な発展に伴うさまざまな新事態が生じている。

すなわち、臨海部の埋立による重化学工業化の増大にも増して国鉄新幹線、第3京浜道路および東名高速道路等の建設により市周辺部も大きな変化をもたらしている。従来の商業・港湾都市的性格から工業・商業港湾都市へと急速にその様相を変容しつつある。加うるに急速な人口の社会増に伴う「都市化」の傾向は、住宅難、交通難、都市衛生環境の低下、青少年犯罪の温床化、市民意識の稀薄化、地域連帯感の低下等々さまざまな問題の調整をせまられている段階にある。

このような「都市化」に伴うさまざまな問題を解決し、あわせて重化学工業化の進展に伴うひずみを是正するためには、横浜市のもつ特殊性をいかしつつ秩序ある都市づくりの必要性和、従来の福祉計画のわくをこえた総合的な社会福祉計画の策定が必要である。

これにもとづく建設計画、福祉計画原案を審議会に諮問し、さる昭和40年11月30日答申を得てこれを策定したものである。

発刊にさいして

横浜市は昭和38年3月横浜国際港都建設審議会に対して「横浜国際港都総合基幹計画原案」を諮問しましたが、その後昭和40年4月市民生活の向上を目途に策定した「横浜国際港都建設福祉計画原案」を追加諮問いたしました。審議会において長期にわたる審議の結果、昭和40年1月に答申をうけましたのでこれを十分とりいれ本計画書を策定したわけであります。

すなわち、本書は昭和50年の横浜を目標に「子供を大切にする市政」と「だれでも住みたくなる都市づくり」の考えを中心とした横浜市将来の基本計画書でありまして、横浜国際港都建設法にもとづく建設計画とこれにふさわしい都市文化および都市福祉に関する福祉計画からなっております。

昭和40年に本市の人口はすでに180万人をこえ、6大都市最高の人口増加率を示しており、その大部分は都心を取りまく近郊地帯へと集中し、この地帯においては続々と市街化がすすめられており、無秩序な都市化により急激に市の性格を変貌させております。本書はこれら都市化の現象を計画的に受けいれ、秩序ある都市づくりをすすめるとともに、都市生活における人間性の回復、すなわちすべての市民が人間らしく生きられる都市環境をつくるべく策定されたものであります。

いまや横浜市は商業、港湾都市から大きく脱皮し、工業、港湾、住宅都市としての性格をそなえ、さらには国際文化管理都市としての性格をもつけ加えるべく都市づくりを目標に、市民のだれもが住みたくなる横浜づくりをめざしてすすむべき時期にきております。この時期をのがしては横浜100年の大計はなりたたないと思うものであり、すべての力を結集して新しい横浜の都市づくりを市民とともにつくりあげる努力を惜しまないものであります。

本書策定にあたり、長期にわたって慎重なる御審議をされました横浜国際港都建設審議会の諸先生に対し厚く感謝いたします。

なお、本計画を実現していくにあたり今後とも御批判、御叱責を賜りますよう御願ひ申し上げます。

昭和41年5月

横浜市長 飛鳥田一雄

目 次

まえがき

<総論>

第1章 市勢の概観 1

第2章 策定方針 3

1 基本理念 3

2 目標年次 3

3 計画の内容 3

4 事業費の算定 4

5 その他 4

第3章 経済の展望および財政計画 5

1 経済の展望 5

2 財政計画 7

3 総合計画事業費総括表 8

第4章 人口計画 11

1 総人口 11

2 人口配置計画 11

第5章 土地利用計画 13

1 地域、地区制 13

2 開発および再開発事業 15

3 地区地帯別計画 16

<建設計画>

第1章 道路網整備 19

1 都市計画街路 20

2 自動車専用道路 20

3 道路舗装 22

4 駅前広場整備 22

5 駐車場整備 23

第2章 交通網整備 24

1 高速鉄道 25

2 路面交通機関 25

3 ヘリポート 25

4 国鉄関係 25

5 私鉄関係 26

6 バスターミナル 26

7 トラックターミナル 26

第3章 港湾施設整備 27

1 外国貿易 29

2 内国貿易 29

3 港湾厚生施設 31

第4章 工業用地造成 32

1 臨海工業用地造成 32

2 内陸工業用地造成 32

第5章 上水道整備 34

第6章 工業用水道整備 36

第7章 下水道整備 38

1 下水道整備 38

2 水洗便所普及 39

第8章 河川整備 40

1 河川改修、しゅんせつおよび高潮
対策 40

2 河川浄化対策 41

第9章 市街地再開発 42

1 土地区画整理事業 42

2 市街地改造事業および防災建築街
区造成事業 42

3 河川埋立 43

4 工場等移転跡地の買収 43

第10章 新市街地造成 44

1 新横浜駅周辺開発 44

2 港北地区ニュータウンの建設 44

3 金沢地先埋立地に関連する宅地造
成 44

4 洋光台団地の建設 45

5 その他の国鉄、私鉄沿線開発 45

第11章 住宅整備 46

1 公営住宅 47

目次

2 改良住宅 47

3 勤労者分譲住宅 47

第12章 公園施設整備 49

第13章 清掃施設整備 51

1 し尿処理施設 51

2 じんかい処理施設 52

第14章 消費流通機構整備 54

1 中央卸売市場 54

2 食・肉市場 55

<福祉計画>

第1章 社会福祉 57

1 最低生活の保障 58

2 低所得者援護対策 59

3 医療保障 60

4 福祉年金 61

5 老人福祉 62

6 児童福祉 64

7 身体障害者福祉 70

8 精神薄弱者福祉 71

9 職業補導と失業対策事業 72

10 福利事業 74

11 勤労者福祉 75

第2章 都市衛生 77

I 保健医療 78

1 保健所 79

2 母子衛生 80

3 成人病対策 81

4 結核予防 81

5 伝染病予防 82

6 予防接種 83

7 公的医療機関の整備 83

8 専門職員の養成 86

II 都市衛生環境の整備と指強 87

1 生活環境施設の整備 88

2 衛生環境の監視・指導の充実 90

III 都市公害 93

1 公害防止対策の背景 93

2 公害防止計画 95

第3章 教育文化 98

I 学校教育 100

1 義務教育施設 101

2 教職員の需給計画 102

3 教員の研修 103

4 産業教育・科学技術教育の振興 103

5 学校・保健体育の向上 104

6 特殊教育の充実 106

7 幼児教育の振興 107

8 後期中等教育の充実 108

9 私立学校の振興 111

II 市立大学の整備充実 112

1 大学の展望 112

2 大学施設の整備 112

3 教科の充実 113

4 大学附属施設の拡充 114

5 医学部病院の拡充 114

6 大学施設整備計画一覧 115

III 社会教育 116

1 青少年教育 117

2 成人教育 119

3 文化の向上 120

√4 社会教育施設の充実 121

IV 市民の体育・レクリエーション 126

第4章 都市の安全 128

1 消防力の増強 129

2 火災予防態制の強化 132

3 救急救助態制の強化 132

4 水防警備態制の強化 133

第5章 都市環境保全対策 134

<参考資料>

横浜国際港都建設審議会に対する諮問
文 137

横浜国際港都建設審議会よりの答申文 137

横浜国際港都建設法 152

横浜国際港都建設審議会条例 153

横浜国際港都建設審議会規則 154

横浜国際港都建設審議会委員名簿 155

横浜国際港都建設審議会審議経過 156

< 総 論 >

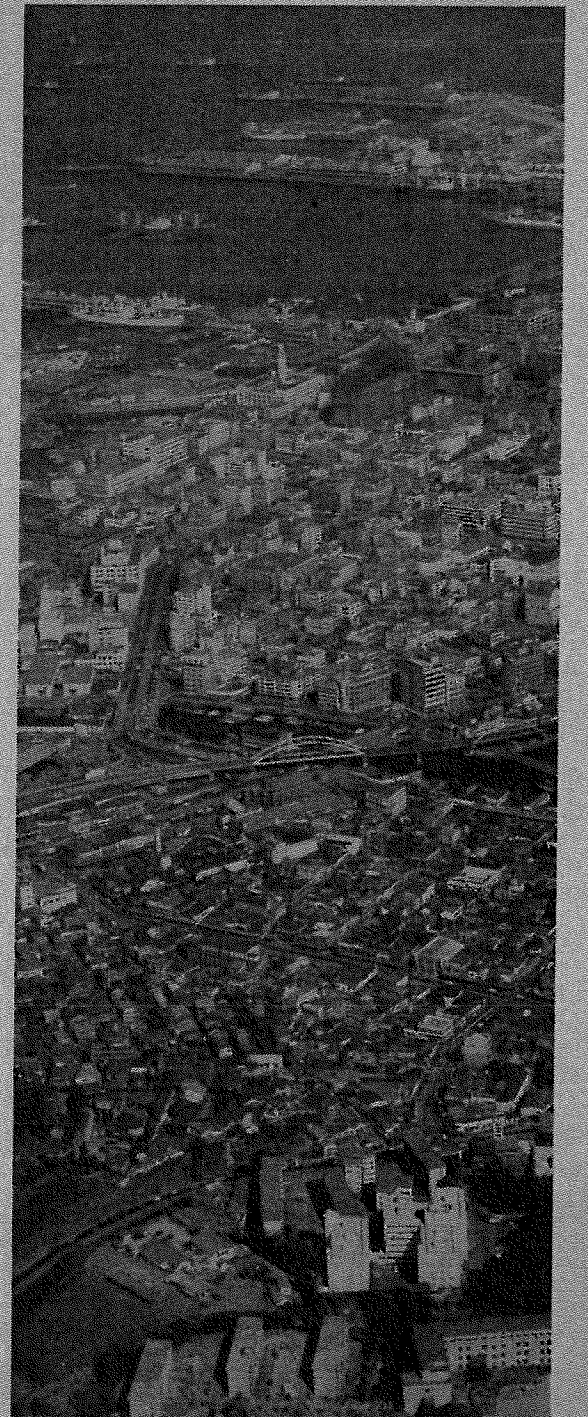
市 勢 の 概 観

策 定 方 針

経済の展望および財政計画

人 口 計 画

土 地 利 用 計 画



第 1 章 市 勢 の 概 観

市は、昭和14年までの26,710haにおよぶ広範な新市域の編入を経て、現在の市域総面積は41,136haで、大阪市のその2倍に当る面積をもつ大都市であり、鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、保土ヶ谷区、磯子区、金沢区、港北区、戸塚区の十区に分区され、人口は戦前の最高時である昭和18年の約103万人に対し、昭和40年4月171万人を擁している。

その市域は、東は東京湾に面し、北は川崎市に、西は町田市、大和市および藤沢市に、南は鎌倉市、逗子市および横須賀市に接している。この市域には多くの丘陵があるのが特徴であり、市街は、主として市内を流れる鶴見川、帷子川、大岡川など主要河川流域の平坦地に形成されている。

丘陵地は全面積の67%の多きを占めており、くさび状の前記主要河川の流域に形成される市街地に沿って放射状に発達し、環状線が少ない。このため交通は、鉄道では横浜駅に、道路では高島町、桜木町、横浜駅前などに集中し、混雑を招いている。

1659年（万治2年）吉田勤兵衛の埋立によって始まった横浜にとって、埋立による土地造成は、今もなお、都市計画に重要な意義をもっている。すなわち、大正初期からの官民による鶴見、神奈川地区の臨海工業地帯の造成は、現在京浜工業地帯の中核となっており、最近では、さらに大黒町の埋立が昭和36年に完成し、また、優れた立地条件を有する根岸湾および本牧地先に約1280haにおよぶ一大臨海工業地帯を建設するため埋立が進行中であり、港湾施設拡充のため山下ふ頭などが完成し、現在本牧ふ頭の築造

が行なわれている。

ここで、市の戦後の復興に大きく影響してきたものとして見落してならないものに接收地がある。この接收は、面積約1,565ha（473万坪）の広大な土地と建物約105万 m^2 （32万坪）および港湾施設の90%におよび、一時は全国接收宅地のうち60%が本市域に存在するという事情の下におかれ、都市計画上重大な障害となつた。

しかし昭和26年港湾管理権が市に移つたところから本格的な復興方針が打ち出され、懸案となつていた大棧橋ふ頭、新港ふ頭、市内主要地域など、土地50%、建物84%、港湾施設80%の解除がその後徐々に行なわれたが、なお、都市計画上の重要地点である本牧・山手地区、瑞穂ふ頭などは、いまだに接收中である。

市と密接な関連性を有する東京都は、産業と人口の流入によつて過大化し、隣接する都市に大きな影響をおよぼしている。この問題は、一地域だけで解決できず、それには東京都を中心として、社会的、経済的に関連している広大な首都圏域での総合的な開発とその秩序ある発展をはかることが必要となつてきた。昭和31年施行された首都圏整備法に基づいて作られた首都圏整備計画は、この問題の解決に向かつて具体的に一步を踏み出したものである。

それによれば、本市の市域は既成市街地と近郊整備地帯に大別されている。

既成市街地は、これを積極的に開発し、工業地ならびに住宅地等の計画的な造成をはかる地域とされており、近郊整備地帯は無秩序な市街地化を防止するため計画的に市街地を整備し、あわせて緑地を保全する必要がある地域とされ

ている。本市においては、この地域は丘陵地、農耕地などからなっており、面積は市域の47%にあたる約20,000haをしめながら、ここには全人口の約1割にあたる市民が居住している。

市は、これまで港湾都市として特色づけられてきたが、それは、むしろ海運の要路としての商業貿易都市的性格が強かった。しかし既成の鶴見・神奈川工業地帯に加えて本牧、根岸、大

黒町などの臨海工業地帯が完成すれば、工業港湾都市的性格が強くなるものと思われる。また、都市化の傾向が新しい市街化地域を形成し、住宅都市的色彩も強まり、最近は明日の都市への発展のため、管理中枢機能の増強をはかる力強い胎動が始まっている。

1 基本理念

都市的基盤の整備と市民生活の向上は、わが国大都市共通の課題であるが、まえがきでも述べたように従来の生産優先主義から生活中心主義へ、すなわち、都市化により急激に変わりつつある横浜市が都市本来の機能への回復と、都市生活における人間性の優位とをめざすものである。この計画の基本となるのは、10年後の横浜市が「住みよい都市」あるいは「住みたくなる横浜市」となるような総合計画の策定である。その結果、市民の誰もが横浜市に対し愛着と誇りをもつことが可能となるような市民意識が自発的に形成されうる基盤をつくることを目標とするものである。本計画の策定にあたっては、

**首都圏内の東京に隣接する大都市として
太平洋沿岸ベルト地帯の重要都市として
歴史的な国際港都として**

丘陵地帯が67%を占める大都市として
という4つの基本的観点を中核とし、次のような方法によつて整備の具体化をはかることとした。

まず、本市の発展なかんづく市民生活の向上を目途としてその実現の鍵となる都市経済力を予測することとし、その動態の中心である将来の工業生産額、市民所得、就業者数等をまず推計把握した。つぎに、市民生活の向上に必要なべき建設計画と福祉計画とを策定した。

計画全般の企画、立案に当つては、
**国の都市行政の責任においてなされるべきもの
国と地方との協力によつて行なわれるべきもの
および大都市独自の立場で行なうべきもの**
の三者に分けて検討されるべきである。

市はこのような国県市の責任分担の明確化を

第2章 策定方針

前提としつつ、大都市住民の市民権の確立を図らねばならない。そのためには旧来の都市行政的観念を清算し、広く一般市民の生活向上と発展に大都市の総力を結集する必要があると考える。本計画はこのような認識に立つて将来の方向付けを行なおうとするものである。

2 目標年次

計画の目標年次は昭和40年から50年にいたる11カ年計画とする。

3 計画の内容

計画は、総論、建設計画、福祉計画からなる。

< 総論 >

経済の展望および財政計画

市民生活の向上を表わす諸指票の動向を展望し、本計画のための必要財源を検討する。また市民1人当たり分配所得は昭和35年に比し、昭和50年には約2.4倍になるものとして計画する。

人口計画

計画人口は、昭和50年約235万人として計画をする。この人口は現在の年次増加推計をそのまま延長すると270万人になるものと推察されるが、そのような人口増を受け入れるのには、市の行政上の措置、市民の環境の破壊におよぶので、計画的人口受入体制をととのえることとして都心、副都心の強化を行ない、市民の働き場を与えることとする一方、空地地区および風致地区の指定、住宅地造成事業法の適用等現行法制の効率的運用により過度の人口流入を抑制する。

(注 本計画において人口は特に明示のない限り10月1日現在とする。)

土地利用計画

土地を適切に秩序ある高度な利用に供し、都市計画地域制の設定を全市域に行ない、これに立脚する市街地造成に重点を置いて計画する。

<建設計画>

上記の目的を達成するために必要となる道路、交通、港湾、上下水道等の根幹となる重点施設を計画する。

<福祉計画>

市民生活の向上に必要な社会福祉、保健衛生、

教育文化等の施設の整備拡充とこれらの対策を計画する。

4 事業費の算定

算出基盤に用いた数字はとくに明示のない限り、昭和39年9月現在とし計画期間中の上昇は見込まないものとする。

5 その他

行財政制度、法制度は一応現行のままとする。

第3章 経済の展望および財政計画

1 経済の展望

本市総合計画（建設計画・福祉計画）の終局の目的は市民生活の向上であり、これは市民所得の増大と生活環境の整備改善によつて達成されるものである。

市民所得は、地域の経済活動が集約されたものと考えられるが、これは国全体の経済動向に関連し、わが国の社会・経済体制および経済・産業政策に大きく制約される。従つて一自治体の枠内で将来を予測することについては、様々の問題があるが、本計画の目標年次である昭和50年の本市経済の姿を巨視的に把握するため、現在までのすう勢および国の計画を参考にして産業構造および所得水準を推計する。

産業構造

本市の産業構造において第1次産業の占める地位は、大都市の特殊性から急速に低下しつつある。すなわち産業別就業者構成比においては、昭和30年から35年に至る5年間に8.5%から5.2%に減少しており、産業別所得構成比において

も昭和34年の1.9%から38年の1.2%に減少している。

一方、第2次産業は、経済成長を反映して製造業を中心に規模が拡大しつつあり、製造品出荷額は昭和30年2,441億円から昭和38年には1兆20億円と大巾に増加し、産業別所得の構成比は53%前後を占めている。

また、第3次産業についても、生産の上昇、人口の増加等により伸長しつつある。例えば商品販売額についてみると昭和31年の1,700億円から昭和39年の7,400億円に増大しており、その他金融、運輸通信、サービス等も順調に伸びている。産業別所得の構成比は45%前後を占めている。

以上のように本市の産業構造においては第1次産業の地位が低下しているが、第2次産業および第3次産業の地位は安定的に推移しているので、将来もこの構成比が保たれるという前提に立つと、昭和50年の数値は次のとおり推計される。

表3-1 製 造 品 出 荷 額 推 移

年 度	総 額 (百万円)	1 ㎡ 当 り (円)	工場敷地面積 (千㎡)
昭和34	494,222	43,200	11,429
35	659,849	54,100	12,191
36	797,564	56,500	14,097
37	910,946	61,600	14,777
38	1,002,022	65,200	15,367
50	2,200,000	111,200	20,955

表3-2 産 業 別 生 産 所 得 推 移

年 度	産 業 別 生 産 所 得			構 成 比			
	総 額	1 次	2 次	3 次	1 次	2 次	3 次
昭和34	235,233	4,353	114,232	116,647	1.9	48.5	49.6
35	297,413	4,819	156,706	135,888	1.6	52.7	45.7
36	368,688	5,722	200,307	162,659	1.5	54.4	44.1
37	425,069	5,355	224,786	194,927	1.3	52.9	45.8
38	488,069	5,686	260,526	221,857	1.2	53.4	45.4
50	1,264,546	6,323	679,061	579,162	0.5	53.7	45.8

表3-3 産業別分配所得推移 (百万円)

年 度	産 業 別 分 配 所 得			構 成 比			
	総 額	1 次	2 次	3 次	1 次	2 次	3 次
昭和34	240,866	4,336	114,652	121,878	1.8	47.6	50.6
35	286,642	4,874	140,167	141,601	1.7	48.9	49.4
36	346,432	5,544	171,137	169,751	1.6	49.4	49.0
37	405,814	5,277	196,819	203,718	1.3	48.5	50.2
38	463,968	4,955	224,454	234,559	1.1	48.3	50.6
50	1,204,330	6,021	585,305	613,004	0.5	48.6	50.9

表3-4 産業別就業者推移

年 度	産 業 別 就 業 者 (人)				構 成 比			横 浜 市 口 総 人 口 (人)	総 人 口 総 就 業 者
	総 数	1 次	2 次	3 次	1 次	2 次	3 次		
昭和25	357,112	43,033	120,323	193,756	12.0	33.7	54.3	951,189	2.6
30	448,237	37,946	156,189	254,102	8.5	34.8	56.7	1,143,687	2.5
35	604,504	31,336	263,241	309,927	5.2	43.5	51.3	1,375,710	2.2
50	1,308,000	16,000	595,000	697,000	1.2	45.5	53.3	2,356,000	1.8

所得水準

市民の所得水準は市民分配所得の大きさで規定される。本市の市民分配所得の伸びは著しく、総額1人当りいずれも国のそれを上回っている。このことは当然国民所得中に占める割合の増大となつて現われている。

前述のような産業構造を有する本市において、今後臨海および内陸に造成される工場用地

が本格的に稼動し、港湾施設が整備拡充され、さらには都心部の強化等による諸機能の充実により経済規模は一層拡大されることになる。したがって、この傾向は当分持続すると判断し、国の将来動向を勘案して推計すると、昭和50年の市民分配所得総額は1兆2,043億円となり、市民1人当りでは511千円となる。これは昭和35年の1人当り213千円の約2.4倍に相当する。

表3-5 市民所得推移

年 度	市 民 所 得 (百万円)	1人当り市民所得 (円)
昭和34	240,866	187,062
35	286,642	213,319
36	346,432	244,245
37	405,814	272,092
38	463,968	295,922
50	1,204,330	511,154

2 財政計画

本市の将来の姿を浮彫する総合計画の実現可能性は、財源の裏付けが得られるか否かにかかっている。この財源の裏付けを検討するためには、長期的な財政計画を樹立しなければならない。

およそ地方公共団体の財政計画は、一般会計特別会計および企業会計の歳入・歳出すべてを網羅した総合的な面で検討されるべきであろう。ところで策定された総合計画は市政の基本的施策を示すものであり、経常的なものは含んでいないので、これに対応する財政計画も大枠での検討を行ない、総合計画の可能性を財源的に追求する。

その方法としては一般財源に特定財源の一部(使用料および手数料、財産収入、諸収入、繰入金)を加えたもの(以下便宜上一般財源と総称する)について計画期間中の歳入可能見込額の総額を推計し、この額と一般財源を必要とする総合計画関係事業費とを対比させ検討した。まず、昭和30年度から昭和38年度までの決算額を基礎として計画期間の一般会計および関係特別会計(国民健康保険、市立大学、港湾整備、中央卸売市場、中央と畜場、公益質舗)の一般財源を推定すると11カ年で合計5,108億円となる。

次に一般財源は用途の未定なものであり、種々の経費の財源に充当されることになるので、

このうちから本総合計画に配分できる額を算定しなければならない。これは今後の一般財源の配分比率を決定する重要な問題であるので、周到な分析を必要とする。そこで過去の実績に基づき総合計画の事業費に対し、一般財源から充当される比率を算定し、残額が経常的経費および公債費等に充当されるものとした。

昭和36年度から38年度までの一般会計において投資的経費に対する一般財源よりの充当率をみると35.9%(36年度)37.5%(37年度)38.3%(38年度)と漸増している。しかし、投資的経費が消費的経費を派生させることになるので、この充当率の増加には一定の限界がある。そこで最近の実績である昭和38年度の充当率を使用すると計画期間中の配分可能額は1,956億円となり、これに対し本計画において必要とされる一般財源の額は2,056億円であるから計画期間全体としてみれば一応の財源的裏付けが検証される。

以上のほか計画事業費に対して配分される国、県などの補助金、負担金については大局的にみて可能と思われる額を計上した。

なお、事業費中起債の占める割合が大きいことは一般財源だけでは大都市として整備をせまられている施設の建設経費をまかないきれないためであり、これは国と地方公共団体間の不合理な財源配分に起因する。今後この不合理を是正するためには大都市共通の問題として積極的に努力する必要がある。

3 総合計画事業

業費総括表

(百万円)

事業	財源	総事業費	市関係事業				県費
			計	市費			
				小計	一般財源	起債	
総合計		1,040,786	865,103	536,556	205,698	330,858	12,014
市事	小一公直	865,103	865,103	536,556	205,698	330,858	12,014
関係業	般管轄の	684,635	684,635	387,006	205,698	181,308	12,014
国	会企事	180,468	180,468	149,550	—	149,550	—
そ	計計業業他	12,070	—	—	—	—	—
		163,613	—	—	—	—	—
1 道	路市	286,478	169,124	127,549	55,359	72,190	1,907
都	動車	60,599	56,349	19,882	19,882	—	1,234
自	車路	186,890	73,786	73,786	1,596	72,190	—
道	前車	20,490	20,490	19,817	19,817	—	673
駐	車	3,594	3,594	599	599	—	—
	整街	14,905	14,905	13,465	13,465	—	—
	画用						
	舗広						
	場						
2 交	通網	116,720	100,310	100,290	690	99,600	—
高	速リ	99,600	99,600	99,600	—	99,600	—
へ	ポ	730	710	690	690	—	—
国	一	8,000	—	—	—	—	—
私	ミ	5,400	—	—	—	—	—
バ	ナ	2,500	—	—	—	—	—
ト	ル	490	—	—	—	—	—
	備道						
	ト鉄						
	鉄						
	ル						
	ル						
3 港	湾	49,052	47,701	23,747	8,448	15,299	147
港	生	46,064	46,064	22,586	7,601	14,985	—
厚	施	2,988	1,637	1,161	847	314	147
	成						
4 工	業用	42,668	42,668	15,350	—	15,350	—
	地						
	造						
	成						
5 上	水道	29,200	29,200	29,200	—	29,200	—
	整						
	備						
6 工	業用	9,000	9,000	5,400	—	5,400	—
	水道						
	整						
	備						
7 下	水道	57,580	57,580	46,490	14,252	32,238	—
水	水	53,730	53,730	45,940	13,702	32,238	—
洗	所	3,850	3,850	550	550	—	—
便	普						
所	及						
8 河	川	10,316	10,316	7,804	7,804	—	2,025
河	改	7,316	7,316	5,804	5,804	—	1,025
川	修	3,000	3,000	2,000	2,000	—	1,000
	整						
	潔・高						
	潮						
	化						
9 市	街	108,407	102,707	5,680	5,680	—	469
土	地	12,289	12,289	4,057	4,057	—	39
防	街	3,579	3,579	1,193	1,193	—	—
河	災	86,839	86,839	430	430	—	430
	川	5,700	—	—	—	—	—
	再						
	開						
	整						
	成						
	立						
10 新	市	35,584	35,584	27,761	3,911	23,850	—
	街						
	地						
	造						
	成						
11 住	宅	50,487	50,487	14,121	11,843	2,278	505
	整						
	備						
12 公	園	21,243	19,403	17,078	16,709	369	1,223
	整						
	備						
13 清	掃	15,054	15,054	13,756	3,856	9,900	140
し	尿	8,398	8,398	7,240	1,370	5,870	—
じ	か	6,656	6,656	6,516	2,486	4,030	140
	処						
	理						
	施						
	施						
14 消	費	4,765	4,765	4,258	78	4,180	—
中	流	4,532	4,532	4,046	56	3,990	—
食	通	233	233	212	22	190	—
	卸						
	売						
	市						
	場						
	場						
15 社	会	118,548	91,123	26,970	26,970	—	921
	福						
	祉						
16 都	市	15,721	11,021	10,064	7,664	2,400	528
保	健	8,282	8,282	7,625	5,225	2,400	328
都	衛	5,826	1,126	826	826	—	200
	生	1,613	1,613	1,613	1,613	—	—
	公						
	環						
	害						
17 教	育	62,821	62,062	54,110	39,563	14,547	4,079
学	校	48,706	47,947	43,369	29,822	13,547	1,074
社	大	4,550	4,550	3,750	2,750	1,000	800
市	会	7,565	7,565	5,691	5,691	—	1,505
市	民	2,000	2,000	1,300	1,300	—	700
	体						
	育						
	・						
	文						
	化						
	充						
	充						
	充						
18 都	市	7,142	6,998	6,928	2,871	4,057	70
	安						
	全						

費	市以外関係事業費					備	考
	国費	その他	計	直轄国費	公団・国鉄		
168,826	147,707	175,683	12,070	113,304	50,309		
168,826	147,707	—	—	—	—		
167,026	118,589	—	—	—	—		
1,800	29,118	—	—	—	—		
—	—	12,070	12,270	—	—		
—	—	163,613	—	113,304	50,309		
36,431	3,237	117,354	4,050	113,304	—		
35,233	—	4,250	4,050	200	—		
—	—	113,104	—	113,104	—		
—	—	—	—	—	—		
1,198	1,797	—	—	—	—		
—	1,440	—	—	—	—		
20	—	16,410	8,020	—	8,390		
—	—	—	—	—	—		
20	—	20	20	—	—		
—	—	8,000	8,000	—	—		
—	—	5,400	—	—	5,400		
—	—	2,500	—	—	2,500		
—	—	490	—	—	490		
23,754	53	1,351	—	—	1,351		
23,478	—	—	—	—	—		
276	53	1,351	—	—	1,351		
—	27,318	—	—	—	—		
—	—	—	—	—	—		
1,800	1,800	—	—	—	—		
7,790	3,300	—	—	—	—		
7,790	—	—	—	—	—		
—	3,300	—	—	—	—		
487	—	—	—	—	—		
487	—	—	—	—	—		
—	—	—	—	—	—		
11,439	85,119	5,700	—	—	5,700		
8,193	—	—	—	—	—		
2,386	—	—	—	—	—		
860	85,119	—	—	—	—		
—	—	5,700	—	—	—		
7,823	—	—	—	—	—		
8,981	26,880	—	—	—	—		
1,102	—	1,840	—	—	1,840		
1,158	—	—	—	—	—		
1,158	—	—	—	—	—		
—	—	—	—	—	—		
507	—	—	—	—	—		
486	—	—	—	—	—		
21	—	—	—	—	—		
63,232	—	27,425	—	—	27,425		
429	—	4,700	—	—	4,700		
329	—	—	—	—	—		
100	—	4,700	—	—	4,700		
—	—	—	—	—	—		
3,873	—	759	—	—	759		
3,504	—	759	—	—	759		
—	—	—	—	—	—		
369	—	—	—	—	—		
—	—	—	—	—	—		
—	—	—	—	—	—		
—	—	—	—	—	—		
—	—	144	—	—	144		

表3-6

計 画 事 業 費 総 括 表

(百万円)

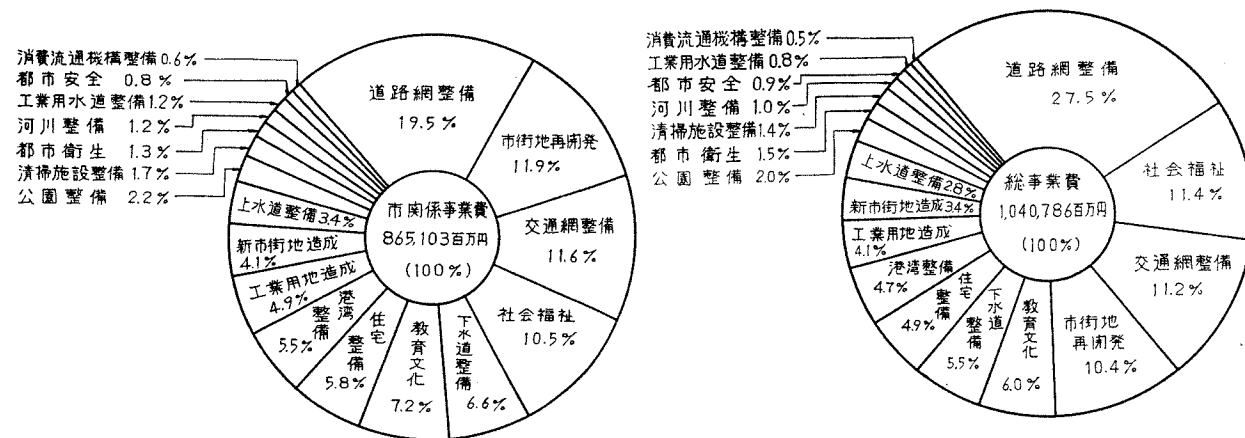
総 事 業 費		1,040,786			
市 関 係 事 業 費	市 一 般 財 源	205,698	市 以 外 関 係 事 業 費	直 轄 国 費	12,070
	起 債	330,858		公 団 国 鉄	113,304
	計	536,556		間	50,309
				計	175,683
県 国 所 の 計	12,014				
	費	168,826			
	他	147,707			
	計	328,547			

表3-7

一 般 財 源 予 測

(百万円)

財 源	38 年度 決 算 額	50 年度 予 測 額	40 ~ 50 年度 合 計
市 税	15,972	41,585	323,402
内 市 民 税	6,520	23,037	160,443
固 定 資 産 税	6,506	12,492	110,124
訳 そ の 他 市 税	2,946	6,056	52,835
地 方 譲 与 税 等	1,289	3,128	25,797
使 用 料 及 び 手 数 料	750	767	8,437
財 産 収 入	989	1,785	15,729
諸 収 入	6,469	7,768	64,370
繰 入 金	1,245	785	8,635
特 別 会 計	28,633	7,758	64,465
計			510,835



第4章 人口計画

1 総人口

本市における最近の人口推移は、昭和30年の114万人から昭和39年には167万人に増加し、6大都市中最高の増加率を示している。これは、自然増よりもむしろ社会増に起因する。このまま推移すれば国の政策如何にもよるが、人口の大都市への集中は必然的な傾向であり本市人口が300万人に達するのにも遠いことではないと考えられる。

しかし、これを放置することはできないから本市としては後述の土地利用計画等により計画的に人口の受け入れをはかることとし、昭和50年の目標人口を235万人とする。

夜間人口と昼間人口との関係を展望すると、昭和35年には昼間人口は、132万人、夜間人口は137万人であり、夜間人口が昼間人口より約5万人多く、市外流出人口がまさっている。これは主として港北、保土ヶ谷および戸塚の郊外3区

が首都東京のベッド・タウンとなつていことに起因すると考えられる。この東京の圧力は、今後もさげられない見通しにあるので、昭和50年における夜間人口235万人に対し、昼間人口226万人であり、夜間人口の方が約9万人多いと推定される。

2 人口配置計画

適正な人口配置を目的とする人口計画は、土地利用計画に基づかねばならない。すなわち、後述の土地利用計画における都市計画地域制および首都圏内の一都市としての人口配置を考慮しなければならない。これらの諸条件をもとにして、将来人口を展望すると、比較的増大すると思われる地域は、昭和14年までに市域編入された港北区、戸塚区、保土ヶ谷区である。

すなわち、これら各区の夜間人口は昭和39年を100とすれば、それぞれ港北区190、戸塚区161、保土ヶ谷区155と見込まれる。

表4-1 人口推移表

(千人)

年 度	人口数(千人)	指 数
昭30	1,144	100
31	1,174	102
32	1,212	105
33	1,254	109
34	1,302	113
35	1,376	120
36	1,438	125
37	1,514	135
38	1,590	139
39	1,676	146

図4-1 最近の人口推移

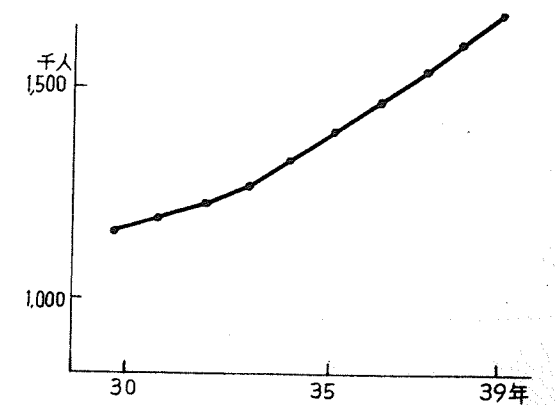


表4-2

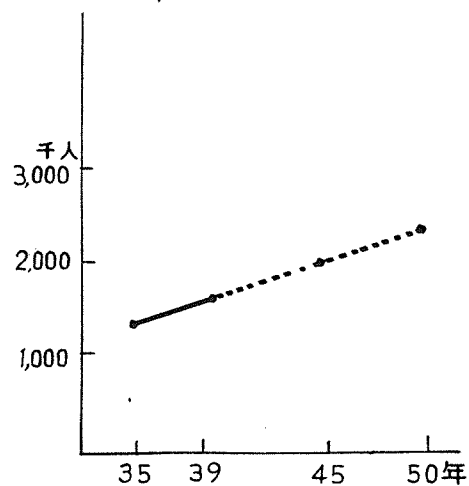
昼・夜間人口対比表

	35年				50年			
	夜		昼		夜		昼	
	実数	構成比	実数	構成比	推計値	構成比	推計値	構成比
総数	1,375,710	100.0	1,327,048	100.0	2,356,000	100.0	2,266,000	100.0
鶴見区	230,377	16.7	236,883	17.8	279,000	11.9	293,000	12.9
神奈川区	172,068	12.5	170,815	12.9	235,000	10.0	236,000	10.4
西区	104,173	7.6	111,546	8.4	106,000	4.5	149,000	6.6
中区	123,624	9.0	180,839	13.6	168,000	7.1	269,000	11.9
南区	194,558	14.1	162,769	12.3	330,000	14.0	281,000	12.4
保土ヶ谷区	143,804	10.5	116,831	8.8	318,000	13.5	255,000	11.2
磯子区	74,458	5.4	59,306	4.5	127,000	5.4	114,000	5.0
金沢区	71,446	5.2	63,762	4.8	104,000	4.4	104,000	4.6
港北区	147,688	10.7	125,228	9.4	399,000	16.9	319,000	14.1
戸塚区	113,514	8.3	99,069	7.5	290,000	12.3	246,000	10.9

表4-3 各区別将来人口推計(夜間)

	39年(実績) A		50年 B		B/A
	実数	構成比	推計値	構成比	
総数	1,676,391	100.0	2,356,000	100.0	1.40
鶴見区	250,196	14.9	279,000	11.9	1.11
神奈川区	190,404	11.3	235,000	10.0	1.23
西区	103,584	6.2	106,000	4.5	1.01
中区	134,713	8.1	168,000	7.1	1.24
南区	233,112	13.9	330,000	14.0	1.41
保土ヶ谷区	204,019	12.2	318,000	13.5	1.55
磯子区	88,150	5.3	127,000	5.4	1.44
金沢区	82,285	4.9	104,000	4.4	1.26
港北区	210,090	12.5	399,000	16.9	1.90
戸塚区	179,838	10.7	290,000	12.3	1.61

図4-2 将来人口の推計



第5章 土地利用計画

前記の経済の展望および財政計画の見通しの上に立ち、人口計画をより一層確実なものとするために、下記の地域、地区制を実施する。

この地域、地区制は、いうまでもなく、本計画の最も基本となるものであつて、経済、財政、人口の各計画はもとより、次章の建設福祉計画の大前提である。

すなわち、この地域、地区制は、一方において将来の市勢にふさわしい都市部を形成し、他方今後一層顕著になつてくるであろう近代的市民生活の要請に應えると同時に、市民の誰もが愛着と誇りをもつことが可能となるような市民意識の形成を容易ならしめるよう、建築物とそれを取り巻く自然と人工の緑を含んだ景観とが調和する清潔で整然とした市街地を造成することを目標とする。また、近郊整備地帯については無秩序な濫開発を防止するため、適所に大規模開発を推進する一方、緑の保全地域を定めるとともに、土地利用規制の手段として地域地区制を活用するほか、行政指導を強力に推進する

等、諸制度を併用し、その実効をあげるよう努めることとする。

1 地域、地区制

原則として市域大部分にわたつて用途地域の指定を行なう。このうち、近郊整備地帯には濫開発の防止ならびに住区環境保全のためとりあえず土地利用規制の手段として空地地区の指定を考慮するほか、別に規制措置を検討する。また、市街化地域の要所には、専用地区、容積地区、特定街区、高度地区、特別用途地区の指定を考慮することとする。さらに景勝を保全すべき地区に風致地区を指定する。

用途地域制

用途地域制(住居、商業、準工業、工業地域)は、異種用途混在の弊害をさけ、秩序ある土地利用をはかるものである。

本市では、これを推進するため、農業構造改善地域など一部地区を除き市域の大部分の地域に用途地域を指定する。

表5-1

用途地域指定面積比較表

地域別	単位ha(千坪)		
	昭和40年	昭和50年	差引増△減
住居地域	18,603 (56,275)	33,325 (100,810)	14,722 (44,535)
内住居専用地区	1,010 (3,056)	1,150 (3,479)	140 (423)
商業地域	1,838 (5,560)	2,683 (8,116)	845 (2,556)
準工業地域	2,168 (6,559)	1,667 (5,043)	△ 501 (△ 1,516)
工業地域	2,868 (8,675)	4,238 (12,820)	1,370 (4,145)
内工業専用地区	447 (1,353)	267 (808)	△ 180 (△ 545)
指定面積計	25,477 (77,069)	41,913 (126,789)	16,436 (49,720)
未指定地域	15,079 (45,613)	1,175 (3,552)	△ 13,904 (△ 42,061)
市域面積計	40,556 (122,682)	43,088 (130,341)	2,532 (7,659)

さらにできる限り専用化を推進するため、一部の地区には住居ならびに工業専用地区を指定する。

また必要に応じ特別用途地区（特別工業、文教、小売店舗、事務所、厚生、娯楽、観光、美観）の指定を行なう。

容積地区制・特定街区制

容積地区制は、無秩序に建築容積が膨張することにより、道路、空地、駐車場等の市街地施設が追随できず、安全かつ機能的な市街地を維持することが困難な場合に、建築物の容積率を一定限度内に制限しようとするものである。特に過度の人口集中が予想される都心部にあつてはこの地区を指定することとし、建築物の容積率を500～600%以内に抑制するよう考慮する。

特定街区制は、街区全体の有効空地を確保し、市街地の整備改善をはかるため、地区の特性に応じて建築物の容積率、高さの最高限度、壁面線等を同時に決定するものであり、本計画においては原則として、街区の最小限面積を0.2haとし、特定街区の指定については容積地区の指定が可能な地区について考慮する。

以上述べた容積地区ならびに特定街区制については、関内、関外および横浜駅周辺など都心、副都心の今後の発展段階に応じて活用をはかる。

空地地区制

空地地区制は、本来住居地域内において敷地面積に対する建築物の床面積の割合を規制することにより、良好な居住環境を保全する制度で9種別があるが、本市においては、この趣旨に加え住宅地造成事業法に基づく行政指導と併せ市街化抑制手段として一部の丘陵地帯など市街化の好ましくない地域に対して、その地区の状況に応じた種別の空地地区を指定し、土地利用規制について極めて不完全なわが国の現下の法制事情の下における一つの規制手段として活用することを考慮する。

高度地区制

高度地区制は、その地区内の建築物の高さの最高限度または最低限度を規制するものであるが、本市では都心部におけるスカイラインを整備する見地から最低限度を12～14mに抑制する地区をすでに設定した。しかし都心部を街区単位に造成する必要性について認識が高まつてきた今日においては、建築形態および規模にもつと自由を与え、建築美と都市の機能を同時に考慮する観点から、今後都心部、副都心部において高度地区を指定する場合は、街区単位でしかもきめの細かい方法で指定する。

なお住宅地においても環境の悪化を防止する必要のある地区については建物の最高限度を規制する高度地区の指定を検討する。

風致地区制

風致地区制は、風致のとくにすぐれた地域、自然状態を保持している地域、史蹟その他特色のある景観を有する地域等で現存の風致を保護する必要がある場合、もしくはすでに市街地として開発され、または開発されつつある地域で周囲の景観と調和する住宅地等として維持する必要がある場合に指定するものである。

本市においてはすでに、10箇所、2,847haが指定されているが、さらに追加指定について検討する。

防火地域、準防火地域制

この地域制は、市街地の火災による延焼を防止するため、建築物を耐火構造化するものである。

本市においてはすでに防火地域140ha、準防火地域2,625haが指定済であるが、さらに不燃化推進のため市街化地域の大部分に防火地域または準防火地域を指定する。

臨港地区制

港湾の開発、利用および円滑なる管理運営をはかるため臨港地区を指定するものである。本市はすでに商港区として276ha、工業港区とし

を高層不燃化し併せてオープン・スペースを確保するものであるが、実施の段階で街区の土地権利者に組合を結成させ、その自主的活動によつて防災建築物ならびに街区整備に必要な施設の建設を促進しようとするものである。

この街区は災害危険区域または防火地域内にある人口集中地区に指定することになっているが、住民の現在の経済力と将来の経済力培養をも考慮して今後主要駅前および土地区画整理事業施行地区についてこの街区の指定を考慮する。

防災建築街区内の土地利用についてはその基本計画を市が作成指導し、街区整備についても資金および技術的援助を行ない、街区の造成を促進する。

市街地改造事業

前述の防災建築街区造成事業と同様、住民の安全、健康、利便、快適性の確保とさらに将来の経済的基盤の強化をはかり、地域のセンターとするため、防災建築街区造成事業に似た立体換地的に行なう再開手法である。

施行地区としては、幹線街路、広場等の重要な公共施設の整備を必要とする地区で用地買収、土地区画整理事業等によつては土地の合理的利用をはかり難い場合に実施するものである。

その他

郊外部開発の手法として新住宅市街地開発事業があり、対象区域の先買権なども認められており、開発に対する障害排除が或る程度可能であるので、状況によつては本市においても大規模開発地域に適用することを検討する。

また、主として郊外部の民間業者による宅地造成については、昨年制定された宅地造成事業法とがけ崩れ防止のため数年前から施行されている宅地造成等規制法による規制等によつて災害の防止と環境の整備をはかる。

て84.8haが指定済みであるが、現在埋立工事中の本牧ふ頭は工事完成後商港区として追加指定をする予定である。

2 開発および再開事業

都心・副都心の再開にあつては、積極的に市民の共同意識の醸成につとめ、その協力のもとに市民の利便を最大限に考慮するものとする。

再開の具体的手法としては、機能純化をはかるため、工場、流通施設などの再配置を進める一方、高速道路、高速鉄道の導入をはかり、また、これらの事業と併行して土地区画整理、防災建築街区造成、市街地改造等各事業を積極的に推進することとする。

この場合、都心部の空洞化（いわゆるドーナツ現象）をさけ、かつ交通等公共施設の効率的利用を促進するため、都心部の適所に上記再開手法により夜間人口の定着をはかる。

一方、郊外部の開発にあつては、市民生活の近代化に対応した地域開発を行ない、それぞれの地域にはそのセンターとして別途福祉計画で策定されている地域図書館、地域公民館等のほか、広場、学校、保育所等の適正配置をはかるものとする。

土地区画整理事業

古くから行なわれている代表的再開、再開手法であるが、主として平面的な減歩を伴う換地方式であるため、最近では都心、副都心の再開手法として単独に実施することが困難となつてきた。

このため、本市では他の防災建築街区造成事業などと併行して実施することを考慮している。

郊外部においては、依然として有力な手段であるので、積極的に推進することとする。

防災建築街区造成事業

この事業は、特定街区と同様、建築物密集地

3 地区地帯別計画

本市域を臨海地区、都心・副都心とその周辺、近郊開発地区、濫開発を防止すべき地区等に分け、それぞれの特性に応じた利用計画を樹立する。

臨海地区

鶴見から金沢に至るすべての海岸線は、商港、工業港および市民レクリエーション等臨海部にふさわしい施設用地とする。

このため、本牧、大黒町地先等に計80バースの商港ふ頭を造成し、工業港は根岸、本牧岬および金沢・富岡地先に造成する臨海工業地帯に配置する。このうち金沢、富岡地先は都心純化に伴う再開発代替地とする

また、これら商工業港は、全国を背後地とする海陸交通の結節点にあるので、別途計画のベイ・ブリッジを始めとする高速道路網、鉄道等との連絡を便ならしめ、あわせて港湾附帯諸施設の整備充実をはかるものとする。

なお、これら地域で働く市民のため、金沢・富岡地先に埋立による住宅地造成を行なうこととする。

市民レクリエーションのため、本牧地先に臨海公園を埋立て造成するほか、さらに金沢地先に観光レクリエーション施設を計画する。

都心および副都心

関内、関外、横浜駅周辺の都心および副都心である鶴見ならびに将来副都心となるべき戸塚および新横浜駅周辺の各地区は、それぞれ業務中心にふさわしいものにするため、駅前付近の整備を行なうとともに、機能上、防災上必要な地区を系統的に選定して市街地改造事業、防災建築街区造成事業等の手法で再開発事業を実施し、市街地の計画的かつ総合的發展をはかる。具体的には、

都心部は業務地区、業務住居混合地区および住居地区の3地区に大別して土地利用を純化、

し就業人口および夜間人口の適正な増加をはかる。

都心部建築物の高層不燃化と街区単位の造成（共同ビル建設、既存ビル合併等を含む）を促進する。

高度地区、容積地区および壁面線の指定を活用する。

建築協定の締結を指導する。

人と車を分離し、同時にビル上階の利用度を向上させるため歩行者用高架路（ペDESTリアンデッキ）を活用する。

このうち業務地区は店舗、事務所を主体とし例えばこの地区に必ずしも存在することを必要としない工場、倉庫などはできるだけ他の適地に移転させるよう配慮する。業務住居混合地区は、主として商業施設の多い地区の上空または中間に不燃高層住宅を併存させることにより、都心部の空白状態を充実するとともに、都心部店舗の繁栄ならびに交通難の緩和を始め、永年にわたって多額の投資をしてきた公共施設の有効利用など、本格的市街地再開発を企図し、その実現手段を速やかに策定する。特に関外地区に今なお存在する空地約20万m²を高度利用することにより、市街地再開発の強力な拠点たらしめ、緑と光の十分に得られる街区造成を目的として、快適な都心部のパターン（型）の実現を期待して、平均容積率約250%の街区造成を目標にする。なお指導に当っては市民の共同意識のかん養に最も重点を置くものとする。

つぎに新横浜駅周辺は、東海道新幹線の開通によつて東京との時間距離が大巾に短縮されたので、将来は、全国的規模をもつ第3次産業の移転を期待することも可能性があると思われる。一方周辺には内陸工業地帯があつて、目下徐々に開発が進められている現状なので、具体的土地利用計画を早期に樹立してその整備に万全を期すこととする。その先駆として現在当地区に業務の中心地を想定した土地区画整理事業等が

行なわれているので、今後建設される諸施設が街区または地区単位で整備されるよう配慮する。

なお都心および副都心は、将来の人口流動、経済の発展状況等を勘案して、これら相互の地区を結ぶ高速鉄道および高速道路との効果的連絡をはかる。この場合関内、関外および東京方面との交通を十分考慮したものとする。なおまた、先行すべき都市施設は共同溝の設置等を考慮し、公共投資の無駄を少なくすることを検討する。

その他、都心部の一部河川を埋立てて公共用地その他に転用し、土地の高度利用をはかる。

なお現在接收中の本牧・根岸・山手地区約120ha（約38万坪）の早期解除をはかり、本牧・根岸の商工業地帯の背後地としての優れた立地条件を生かし、土地区画整理事業によつて適正規模の市街地造成を計画する。

都心等の周辺地区

都心、副都心の既に相当開発の進みつつある地域は、次に述べる近郊開発地区同様、住宅地造成事業等により主として良好な居住環境を保全しつつ、適所に工業等の配置を行なうものとする。

近郊開発地区

郊外部において、道路、交通、排水等について良好な市街地として必要な立地条件を備えている一部の地区に対しては、近代的な地域社会の形成を助長するよう積極的に効率的公共投資を行なうものとする。

優良住宅地については、住居専用地区を指定し景勝を保全すべき地区については、風致地区を指定する。また、建築物の最高限度を規制する高度地区等の設定を検討する。

これら開発地区のモデルとして本市の南、北にそれぞれ1カ所の代表的ニュー・タウンを建設する。

まず、南部には、磯子、金沢、南区の各一部

にまたがる広域（約500ha以上）に市、住宅公団等によりニュー・タウンを建設する。

また、北部には、港北区内に約2,000ha約25万人収容のニュータウンの建設に着手する。

これらの開発地区には、前述のように近代的な地域社会にふさわしいセンターを計画する。

濫開発を防止すべき地区

住宅地造成事業法あるいは空地地区制の実施その他行政指導等により無秩序な開発を抑制し、都市に不足しがちなオープン・スペースの確保、新鮮な日光、清浄な空気、美しい緑の景観保全をはかる。

なおこの趣旨に従い、優良農地の保全をはかるほかインダストリアル・パーク、学術研究センター、病院、学校、文化施設等を適所に配置することとする。

<建設計画>

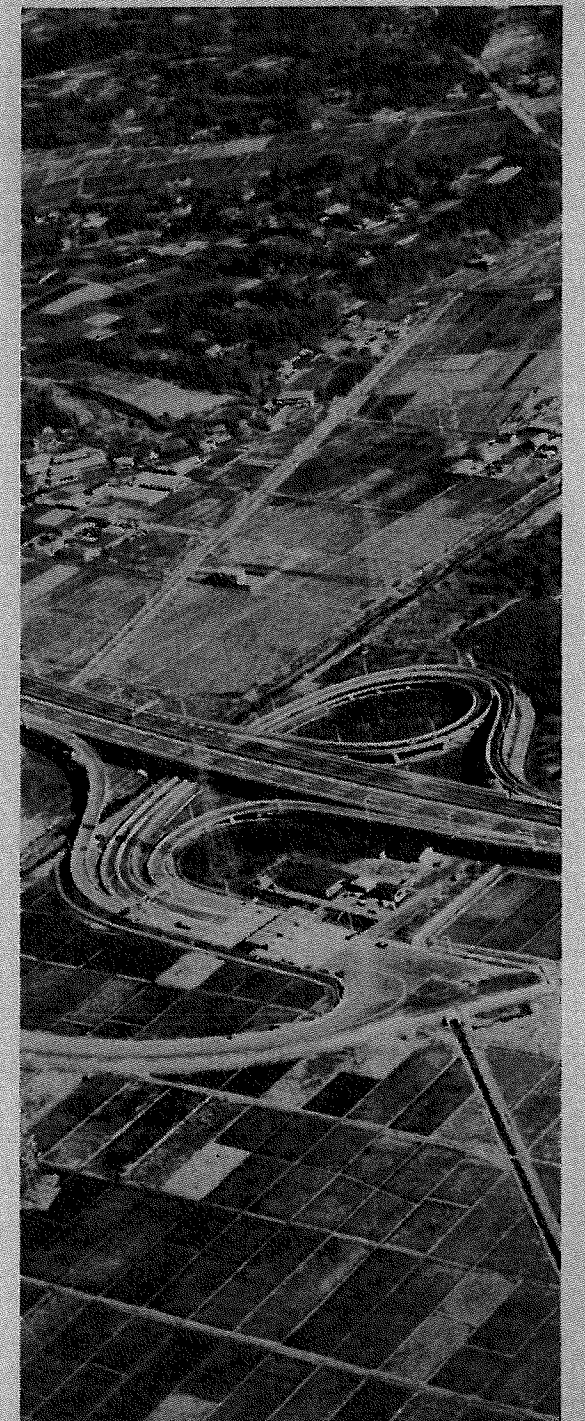
道路網・交通網・港湾施設

工業用地造成・上水道・工業用水道

下水道・河川・市街地再開発

新市街地造成・住宅・公園

清掃施設・消費流通機構



第 1 章 道 路 網 整 備

現 況

道路の現況は、全道路延長3,915kmでそのうち

改良済延長は1,214kmであり全道路の約28%である。また、舗装済延長は909km(23%)で面積は約6,420万m²(40%)である。

表1-1 市内道路現況 (39.3.31現在)

	市内全道路		改良済		未改良		舗装済		砂利道	
	延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積
国 道	99,843	1,605,873	96,005	1,584,764	3,838	21,109	91,848	1,557,603	7,995	48,270
県 道	200,617	1,674,068	163,650	1,496,600	36,967	177,468	121,725	998,007	78,892	675,176
市 道	3,615,143	12,608,616	864,369	4,353,112	2,750,774	8,255,504	695,376	4,573,294	2,919,767	8,035,322
合 計	3,915,603	15,888,557	1,124,024	7,434,476	2,791,579	8,454,081	908,949	7,128,904	3,006,654	8,758,768
	100%	100%	(28%)	(47%)	(72%)	(53%)	(23%)	(45%)	(77%)	(55%)

(注) 舗装済面積は路肩砂利道部分を含む。

市の地形上ならびに隣接都市との関係から道路網は放射線のみ整備され、環状線の整備はおこなわれている。さらに産業と人口の集中、周辺地区住宅街の発展等に伴い自動車交通量が急激に

増加し、市内発生交通は勿論のこと、通過交通をも含めてその交通量は特定地点に集中し、交通量と道路容量との不均衡から青木橋・高島町・桜木町駅前等のネック地点を生じている。

表1-2 主要交差点交通量

交 差 点 名	交 通 量			道 路 巾 員
	37 年	38 年	39 年	
下 末 吉	49,443	64,184	58,224	15.0 ~ 18.7 m
新 子 安	28,538	31,131	37,850	15.8 ~ 16.7
神 奈 川 立 町	48,763	45,888	61,105	13.5 ~ 27.5
三 ツ 沢 上 町	29,227	32,973	39,673	15.0 ~ 16.0
青 木 橋	86,445	97,892	114,218	18.1 ~ 27.5
高 島 町	62,556	69,481	80,652	14.5 ~ 22.5
浜 松 町	40,545	49,996	54,684	14.7 ~ 16.7
桜 木 町	75,670	85,918	95,657	18.5 ~ 11.67
八 幡 橋	25,196	32,147	31,682	14.8 ~ 15.1

(各地点とも12時間交通量)

計 画

1 都市計画街路

都市計画街路は放射、環状、連絡線82路線延長501kmよりなり、このうち15%である74km

表1-3 都市計画街路計画

名 称	路線数	計画延長	施行済延長	昭和50年までの施行分		計
				路線数	延長	
放射線	13	163,750 ^m	17,330 ^m	9	69,505 ^m	86,835
環状線	6	140,940	19,830	6	87,800	107,630
連絡線	63	197,180	37,000	21	59,910	96,910
計	82	501,870	74,160	36	217,215	291,375

事業費	60,599,000千円
内 訳	
国 費	39,283,000
県 費	1,234,000
市 費	19,882,000
国鉄負担	200,000

の整備を完了している。

前述の道路網の欠陥をとりのぞくため、この82路線のうち36路線について新設・拡巾するとともに鉄道との立体交差を行ない昭和50年までに延長217kmを整備し、すでに施行済74kmを加えて完成延長を291kmとするものである。

(注) 国費のうち4億5,000万円は国の直轄事業である。また、国鉄負担分は鉄道との立体交差経費である。

2 自動車専用道路

最近の産業経済の発展は、特に既設工業地帯において顕著であるが、京浜工業地帯の中核を占める本市も産業、人口の過度集中、自動車保有台数の増加が著しく道路交通の円滑な処理に困難をきたしており、今後もおお一層の増加が予想される。

道路資本の絶対的不足を補ない、激増する交通量に対処するため、現在着手している東名高速道路、第3京浜道路、臨海高速の横浜羽田空港線の早期完成を促進するほか、横浜羽田空港線の延伸としての臨港線、第3京浜道路と既存の横浜バイパスを市内に結ぶ三ツ沢線、花見台線、東名高速道路と新横浜及び市街地を結ぶ横

浜町田線、都心部と横須賀市を結ぶ16号国道のバイパスとしての杉田横須賀線、同じく16号国道(厚木街道)のバイパス的性格を補ない、かつ後背地の開発を促す横浜南バイパス等の建設を計画する。一方臨海部においては本牧ふ頭、大黒町地先ふ頭を計画建設中であり、現在工事中の本牧根岸臨海工業地帯約950ha(280万坪)の完成による発生交通量は実にぼう大な量が予想されるので、これを輸送するため桜木町、高島町、横浜駅を通らず海上を横断して直接京浜工業地帯を結ぶ横浜港ベイブリッジを計画する。

また東京湾の大開発構想に対応して横浜、川崎、東京、千葉を結ぶ東京湾湾岸道路の建設を促進する。

表1-4 自動車専用道路計画表

路線名	延長	起 点	終 点	金額	摘 要
三 ッ 沢 線	2.4 ^{km}	神奈川県 金 港 町	神奈川県三ッ沢西町	6,624 ^{百万円}	
横 浜 町 田 線	9.5	" 峰 沢 町	保土ヶ谷区上川井町	8,160	
臨 港 線	6.9	" 神奈川通	中区新山下町	19,044	
都 心 環 状 線	7.4	西区内田町	" 山下町	16,440	
磯 子 線	7.9	南区睦町	磯子区磯子町	5,256	
杉 田 横 須 賀 線	8.3	磯子区杉田町	金沢区六浦町	8,400	
花 見 台 線	4.9	南区吉野町	保土ヶ谷区藤塚町	13,536	
横浜南バイパス	22.2	戸塚区瀬谷町	磯子区上中里町	22,300	
弘 明 寺 線	2.6	南区吉野町	南区弘明寺町	7,176	
ベイブリッジ	5.8	中区小港町	鶴見区大黒町	28,800	
第3京浜道路	市内分10.8	港北区東山田町	神奈川県三ッ沢町	15,664	
東名高速道路	" 11.5	港北区元石川町	戸塚区上瀬谷町	18,183	
横浜羽田空港線	" 6.5	神奈川県神奈川通	鶴見区小野町	17,307	昭和40年2月都市計画決定現在実施中
合 計	106.7			186,890	

事業費	186,890,000千円
内 訳	
市 費	73,786,000
一般財源	1,596,000
起 債	72,190,000
そ の 他	113,104,000

その他は首都高速道路公団、日本道路公団、神奈川県道路公社

第3京浜道路

本道路は日本道路公団施工によるもので、東京都世田ヶ谷区玉川野毛町を起点とし、川崎市野川、横浜市東山田、小机を南下し、保土ヶ谷区岡沢町で1級国道1号線と、神奈川県三ッ沢町で県道生田横浜線と接続する16.6kmの道路である。昭和42年3月完成予定で、6車線1日当り可能交通量は72,000台と推定される。

東名高速道路

本道路は日本道路公団施工によるもので、戸塚区上瀬谷付近から本市に入り1級国道16号線と接続し、港北区十日市場、荏田を経て東京に至る道路である。東京～厚木間6車線は昭和43年に完成予定で、1日当り可能交通量は52,000台と推定される。

道路公団事業費	370,300,000千円
第3京浜道路(全線)	27,800,000
東名高速道路(〃)	342,500,000

臨海高速道路横浜羽田空港線

本道路は首都高速道路公団施工によるもので、京浜工業地帯の交通混雑を解消するため東神奈川附近の第1京浜国道を起点として、入江運河の上を通り生麦より産業道路に沿い、川崎市を経て多摩川から首都高速道路1号線に接続して羽田空港及び東京都心に至る延長13.9km巾員16.5mの4車線高架の自動車専用道路である。(市内分6.5km)

この道路は、中央分離帯で往復の交通を完全に分離、一般街路、鉄道とはすべて立体交差で8ヶ所の出入口より一般街路と接続している。

設計速度は毎時 60km である。工事は昭和39年度より着手し、昭和42年度に完成する予定である。

事業費 314億円

3 道路舗装

道路舗装の現況は、全道路面積 15,886,000m²のうち 6,420,000m²が舗装済で、その舗装率は40%である。未舗装の部分は現在 9,466,000m²であるが今後も区画整理、道路改良等によつて年間 200,000m²の砂利道の増加が見込まれ、ま

表1-5 市内道路の現況(39年度末)と将来計画

区 分	市域面積 km ²	道路面積 m ²	道路率 %	舗装面積 m ²	舗装率 %	備 考
昭和 39 年	411.36	15,886,000	3.8	6,420,000	40	
昭和 50 年	430.88	22,430,000	5.2	17,804,000	78	

事業費 20,490,000千円

内 訳

県 費 673,000

市 費 19,817,000

4 駅前広場整備

駅前広場は、交通広場であるとともに、都市美観上重要な施設であるので実用、美観両面から広さ、形状等その特殊性を生かした広場を設

表1-6 駅前広場建設計画

駅 名	計 画 面 積 m ²	駅 名	計 画 面 積 m ²
鶴見 駅(西口)	7,000	石川町 駅	2,400
桜木町 駅	4,700	山手 駅	1,800
新横浜 駅(東口)	2,500	関内 駅	4,800
保土ヶ谷 駅	3,700	杉田 駅	1,800
菊名 駅	4,000	洋光台 駅	7,000
長津田 駅	4,000	日野 駅	10,000
鴨居 駅	1,000	桂町 駅	1,800
中山 駅	2,000	計(15ヶ所)	58,500

事業費 5,594,000千円

市 費 1,797,000

国鉄負担 1,797,000

た商工業港湾の特別増を入れると、昭和50年には全道路面積は 22,430,000m² となることが予想されるので、これの舗装を推進し、舗装面積合計17,804,000m² (78%)となるよう舗装を施行するものである。

舗装の方法は、簡易舗装は単価が安く、舗装面積を広くできる利点はあるが、耐用年数が短い欠点があるので、主要道路については中級以上の剛質舗装に切り替えるとともに、交通量が比較的少ない道路については簡易舗装を施行する。

置する。

既に横浜駅西口 14,000m² 鶴見駅(東口) 7,200m² 東神奈川駅4,600m² 大口駅2,100m² 新横浜駅(西口)20,000m² 根岸駅7,600m² 磯子駅6,100m²の7駅前広場は、整備が完了している。

5 駐車場整備

交通混雑のはげしい都心部における路上駐車は著しく道路機能を阻害するので緊急に路外駐車場を整備しなければならない。そこで関内、関外および横浜駅周辺地区に 408ha にわたつて駐車場整備地区を指定した。現在の駐車場需要

は4,777台(昭和36年7月駐車実態調査による)であるが、これは昭和50年には16,900台に達するものと推定されるので、これに対処するため公営駐車場の設置、駐車場整備地区における一定規模以上の建築物に対する駐車施設設置の促進などの諸施策を実施する。また、鶴見駅周辺等についてはその必要性を検討する。

表1-7 駐車場整備地区内交通規制状況

昭和40年3月末現在				
区 分	合 計	駐 車 禁 止	一 方 通 行	そ の 他
道 路 面 積	1,214,950m ² (100%)	484,334m ² (40%)	100,582m ² (8%)	630,034m ² (52%)
道 路 延 長	81,033m (100%)	24,117m (30%)	22,119m (27%)	34,737m (43%)

表1-8 駐車需要配分計画

名 称	台 数
公 営 駐 車 場	3,970
建 築 物 附 置	1,900
保 管 場 所 設 置	8,450
民 営 駐 車 場	1,800
そ の 他	780
計	16,900

事業費 14,905,000千円

内 訳

市 費 13,465,000

そ の 他 1,440,000

(横浜地下街株式会社)

表1-9 公営路外駐車場計画

名 称	構 造	台 数
羽衣町(関外)	タワー式	320
新吉田川	地下1・2階	1,000
吉田川	"	1,000
福富町西公園	"	80
横浜公園	"	610
横浜駅西口	地下2階	360
太田町	パーキングビル	600
計		3,970

第2章 交通網整備

現況

本市の交通機関のうち高速鉄道は放射状に発達しており、その他は路面交通機関により補われている。これら交通機関による輸送状況は次

表に示すとおりであり、これによれば高速鉄道の輸送人員は、昭和38年は30年の約2倍の伸びを示し、市全体の輸送量の52%を分担しており市街地の広域化とともにさらに増加の傾向を示している。

表2-1 市内交通機関別輸送人員推移表

	昭和30年				昭和35年				昭和38年			
	輸送人員	指数	営業料	輸送分担割合	輸送人員	指数	営業料	輸送分担割合	輸送人員	指数	営業料	輸送分担割合
高速鉄道	東海道線	83,149	100	21.2	123,452	148	21.2	18.1	139,457	167	21.2	15.8
	横濱線	7,440	100	17.9	13,224	177	17.9	2.0	15,837	212	17.9	1.8
	鶴見線	11,185	100	9.7	19,258	172	9.7	2.9	20,585	184	9.7	2.4
	計	101,784	100	48.8	155,934	153	48.8	23.0	175,879	172	48.8	20.0
	京浜東北線	99,518	100	28.4	97,625	140	28.4	14.4	121,566	174	28.4	14.0
	急行	43,361	100	12.7	71,919	165	12.7	10.6	96,483	222	12.7	11.0
	私鉄	21,759	100	15.5	44,138	202	15.5	6.5	62,115	285	15.5	7.0
	計	164,638	100	56.6	213,682	158	56.6	31.5	280,164	208	56.6	32.0
	路面電車	107,355	100	49.7	111,089	103	51,793	6.3	109,584	102	51,793	12.4
	(トロリーバス)				(6,395)				(8,059)			
路面交通	市営バス	33,292	100	262.5	64,093	192	286.1	9.5	105,230	316	2,625	12.0
	神奈川中央	11,680	100	—	28,470	243	—	4.2	41,610	356	601.01	4.7
	相模鉄道	5,511	100	—	11,096	201	—	1.7	24,455	443	434.70	2.8
	京浜急行	5,000	100	—	7,701	154	—	1.1	11,242	224	134.45	1.3
	東武東上線	5,146	100	—	10,548	204	—	1.6	16,498	320	267.59	1.9
	鎌倉江ノ島	4,051	100	—	8,030	198	—	1.3	13,943	345	123.70	1.6
	川崎鶴見臨港	11,380	100	—	16,096	141	—	2.4	19,856	174	93.80	2.7
	箱根登山	365	100	—	730	200	—	0.1	730	200	157.64	0.1
	小田急	730	100	—	730	100	—	0.1	2,190	300	13.34	0.2
	私バス	43,863	100	—	84,405	192	—	12.5	130,524	297	1,247.2	15.0
タクシー	18,294	100	—	49,315	269	—	7.2	76,770	419	—	8.7	
総計	439,226	100	—	678,518	154	—	100	878,153	199	—	100	

備考 1 東海道線欄は、横須賀線、京浜東北線を含む。
 2 路面電車欄の()内数字はトロリーバスで外数。
 3 私バスの営業料欄は算出不明。但し昭和38年は運転系統長を示した。
 4 私バスの輸送人員については、各社の運転系統別にキロ程の市内部分、市外部分との比率でその系統全体の輸送人員を按分し、市内算出をした。

また路面交通機関のうち、路面電車は現在輸送量の12%を分担しているが、施設の大半は老朽化しており、かつ道路交通の激化等により利用率は減少しつつある。一方、バス輸送は郊外

地の発展にともない輸送量は逐年増加を続け、昭和30年の3倍以上、分担割合も15%となり今後ますます増加する傾向を示している。

表2-2 市営交通事業施設

	運転系統数	停留所数	在籍車輛数	稼動車輛数
電車	12	66	198	165
トロリーバス	1	27	20	19
バス	81	832	499	417

計画

1 高速鉄道

人口の計画的誘導と路面交通の緩和をはかるため、高速鉄道を次のように計画した。

なお、本計画については、運輸大臣の諮問機関である都市交通審議会においても検討中である。

路線案

- ① 鶴見～綱島～荏田 (15.5km)
 - ② 綱島～新横浜～横浜～桜木町～吉野町～上大岡～戸塚～長後 (32km)
- 事業費 996億円 (全額起債)

2 路面交通機関

路面電車

路面電車は乗客の減少および道路交通の激化による効率の低下、施設の老朽等により勘案し、バス路線の拡充および高速鉄道の整備とあいま

表2-3 ヘリポート計画

	数量	事業費	備考
用地	66,000㎡	660百万円	
滑走路	1式	70	
空港ビル			
駐車場その他			

事業費 730,000千円
 内訳
 市費 690,000
 国費 40,000 (このうち国直轄事業費 20,000)

4 国鉄関係

根岸線

この路線は桜木町～大船間延長約19km全線複線、客貨併用路線として建設する本市南部地区の動脈路線である。

つて逐次撤去する方針である。

市営バス

将来市営バス輸送は、市内中心部と周辺地域とを有機的に連絡し、さらに路面電車の逐次撤去に関連して高速鉄道駅まで輸送する補助交通機関として重要度を増すことになるので、別途計画中の関係事業と調整をはかり、バス網の拡充を行なう。事業費については検討中である。

3 ヘリポート

最近のヘリコプター事業の発達はめざましく、その活動範囲は行政上・営業上の分野において次第に発展する可能性が強い。本市においても国際港都としての役割、地理的な位置づけから、直接の採算を度外視しても必要であるので臨海方面に基地ヘリポートを設置する。これらは原則として公共ヘリポートとし将来の大型機(30～50人乗り)を想定してA等級のものとし、ヘリポート設置基準に則つて計画する。

第1期工事として桜木町～磯子間延長8kmは昭和34年4月着工、昭和39年5月完成した。第2期工事磯子～大船間約11kmについては、日本鉄道建設公団において路線選定中であるが、昭和40年度着工の見込で昭和46年までに完成予定である。

横浜線複線化

横浜線複線化については、2期に分けて東神奈川～原町田間延長約22kmを現在線に平行して1線増設するもので、輸送力は倍増して本市北部、殊に港北地区の開発を促進し、東海道新幹線新横浜駅及び東急田園都市線へ連絡する主要幹線である。

第1期工事～東神奈川小机間約8kmは昭和39年12月着工し昭和41年10月に完成の予定で、第2期工事小机～原町田間約14kmは昭和41年に着工し昭和43年3月完成の予定である。

国鉄事業費	8,000,000千円
根岸線(磯子～大船)	5,400,000
横浜線(東神奈川～原町田)	2,600,000

5 私鉄関係

東急田園都市線

この路線は、現在大井町～溝の口に至る旧大井町線をさらに横浜線長津田駅を経て小田急中央林間へと接続する約21kmの路線である。

第1期工事溝の口～長津田間14.2kmは昭和38年10月に着工し昭和41年3月完成予定、第2期工事長津田～中央林間6.6kmは昭和41年に着工し昭和43年5月完成の予定である。

事業費	約5,400,000千円
-----	--------------

6 バス・ターミナル

バスは市中の混雑する主要駅を起終点とせず通過地とすることが望ましいが、交通需要は主要駅を中心として起るので、特に発着回数が多い横浜駅東口および桜木町駅付近については私企業によるバス・ターミナルを設置するよう行政指導したい。

事業費	2,500,000千円(民間)
-----	-----------------

7 トラック・ターミナル

最近における物資の移動は自動車輸送に転化しつつあり、しかも年々大型化の傾向から益々路面交通の混雑をまねいている。

一方、路線運送(長距離)と区域運送(市内)との積み換えなどが一部の都心地区で行なわれ混雑に拍車をかけている事情にある。

そこで市域周辺部の重要道路沿いにトラック・ターミナルを建設し、市内交通の混雑緩和と貨物輸送の合理化をはかる。この建設予定地としては横浜港との直結を考慮して第3京浜沿い、東海道幹線自動車国道沿いに建設を計画する。

事業費	490,000千円(民間)
-----	---------------

施設1カ所当り

245,000千円(上屋・倉庫・荷役機械等施設 費用地費10,000m ² を含む)
--

第3章 港湾施設整備

現況

本港は1859年(安政6年)に開港、地理的、自然のおよび経済的優位の立地条件の中でわが国経済の伸展とともに東日本における代表的な国際貿易港として発展し今日に至ったものである。

その間、数次の修築、拡張計画、臨海工業用地の造成を実施し、商港であると同時に工業港として港勢の発展をはかつてきたが、昭和26年には本市が国有施設の一括管理運営の委託を受け、港湾管理者として港の運営管理にあたることになった。

なお、現在未だに港湾施設の一部長期接收(瑞穂ふ頭)を受けている状況にある。

近年における経済の伸展に応じ、本港も抜本的整理をはかり、高島ふ頭3号棧橋、出田町ふ頭、山下ふ頭等建設し整備拡充をおこなってきたが、港湾取扱貨物量は昭和39年度において約5,000万トン(うち外易2,700万トン、内易約2,300万トン)と驚異的な伸張を示し、開港以来の最大実績を記録した。

港湾取扱貨物の予想外の伸び、地域開発諸施策の強力な推進、あるいは船舶の輻辳による海難事故頻発、船舶の大型化にともなう港湾水深の不足等の諸情勢のなかで、港湾施設の不備不足は種々な面で露呈しているが、これを欧米の港湾と比較すると次表の如く本港がいかに混雑しているかがわかる。

欧米主要都市港湾機能の現況

表3-1

昭和37年3月末現在

港名	総取扱貨物量(千トン)	大型けい船岸総延長(km)	単位延長当り取扱量(t/m)
ニューヨーク	95,567	103.3	906
ロンドン	53,342	67.3	796
セイア	22,610	23.4	966
横浜	35,590	15.0	2,376

これは、バース、上屋、倉庫等の不足することに起因しており、これらに対処して港湾整備緊急措置法に基づき、港湾整備5ヶ年計画(昭和36～昭和40年)が策定され、整備拡充してきた。

これによれば、本港も外貿バースとして本牧

ふ頭ならびに同ふ頭関連産業用地造成の計画が施行中であり、これができるがと本港の性格は従来にまして商港と工業港とが有機的結合の上に立つて発展することとなる。

なお、昭和39年度における施設現況は次表のとおりである。

表3-2

現 有 施 設

昭和39年3月末現在

公専別	ふ 頭 名	係 船 能 力			取扱貨物量 千t	陸 上 施 設		摘 要	
		延 長 m	船級D/W t	バース数		上 屋	荷役機械		
公	大棧橋ふ頭	900	{ 10,000 25,000 45,000 }	{ 1 2 1 }	4	430	1	—	普通は1万t級6バースとして使用
	新港ふ頭	1,739	{ 2,000 4,000 10,000 15,000 20,000 }	{ 1 2 6 1 1 }	11	1,730	13	3	うち1バースは米軍使用中
	瑞穂ふ頭	1,259	{ 9,000 15,000 }	{ (2) (5) }	7	437	(3)	—	米軍全面使用
	高島ふ頭	930	{ 3,000 6,000 15,000 }	{ 2 2 2 }	6	862	6	5	
	山の内ふ頭	401	6,000	3	3	437	1	—	
共	出田町ふ頭	520	5,000	4	4	306	1	1	
	山下ふ頭	1,860	{ 15,000 20,000 }	{ 9 1 }	10	2,361	8	—	
	総 計	7,609	—	(7)	38	6,579	(3)	38	9
	物 揚 場	9,678	—	—	—	7,837	—	—	—
係船浮標	—	—	—	42	6,125	—	—	—	
専用	民間				32,927				

() 内は米軍使用バース

計 画

港湾整備の目標はいろいろな角度から求められることができるが、この場合は輸送需要すなわち港湾取扱貨物量の推計を基本とした新港湾

整備5ヶ年計画(昭和40~44年度)を策定し、これに基づき実施中である。

この計画によれば、下表に示す目標値の輸送需要を充足し、さらに施設等を欧米諸国水準まで引き上げるものとする。

表3-3

港 湾 取 扱 貨 物 量 の 推 計

外 貿 貨 物	公 専	共 用	昭和38年度実績	昭和44年度推定 (新5ヶ年計画)	昭和50年推定	
			計	10,266 12,131	17,528 17,545	21,092 21,112
内 貿 貨 物	公 専	共 用	3,931 15,228	8,250 27,993	9,277 31,464	
			計	19,159	36,243	40,741
合 計	公 専	共 用	14,197 27,359	25,778 45,538	30,369 52,576	
			計	41,556	71,316	82,945

1 外国貿易

外貿貨物はその殆んどが海運に依存する関係上、その取扱貨物量増加のすう勢は、今後とも上昇の一途をたどることが予想される。(昭和39年度は全国外貿貨物取扱量の20%強を扱った。)

この取扱貨物量の増大によるバース数の不足を緩和するため、昭和44年までに本牧ふ頭に31

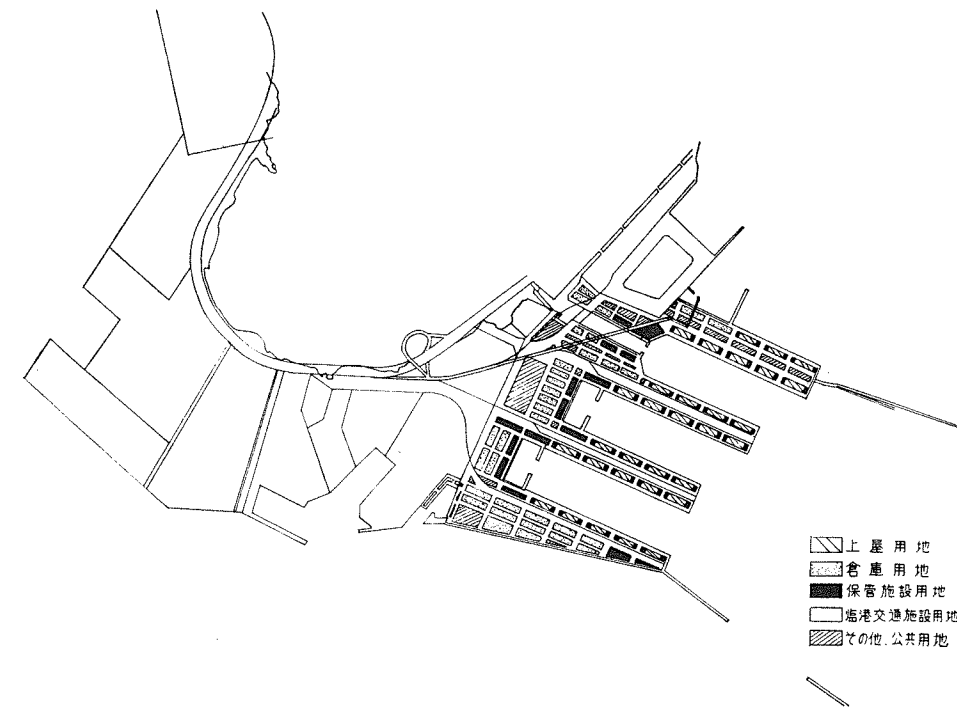
バース、大黒ふ頭4バース計35バースを建設するほか以上のふ頭建設に対応して、航路泊地の浚渫等施設の整備拡充をはかるものとする。

この結果、本港の港湾機能は係船能力において約2倍強に増設される。

また、昭和45年以降の取扱貨物量の増加に対処するため、ひき続き大黒町扇島、瑞穂の各ふ頭を建設し整備拡充する考えである。

図3-1

本 牧 ふ 頭 計 画 平 面 図



2 内国貿易

一般に、海運は運賃が比較的安く、経済規模の拡大に伴う輸送単位の増大の要請に円滑にたえられるので、内航海運は最近脚光をあびており、国内輸送機関のうち最大の貨物量を取扱っている。本港においても別途策定中の臨海工業地帯を中心とした工業が整備強化されたとき、このような傾向は一層著しくなることが予想される。加えて、石炭から石油へのエネルギー革命の急速な進行による輸送需要の構造の変

化もあり、外航海運の強化施策とともに内航海運については、その合理化・近代化が強く要請されている現状である。

本港においては、これらの動向に応じて金沢地先に公共内国貿易施設を整備拡充するとともに(3,000t~5,000t級9バース)、出田町ふ頭における砂利専用物揚場改良等も考え、漸次外貿ふ頭とともに近代化を行なう。

以上のような港湾計画に関連して臨港鉄道計画を促進するとともに、高島町操車場、東横浜駅の移転を検討する。

表3-4

施設別計画	係船能力			貨物取扱高	陸上施設		事業費
	延長	船級D/W	パース数		上屋	荷役機械	
本牧ふ頭	6,200	15,000	31	5,580	25	未定	事業費 25,637,000 一般財源 4,433,000 起債 8,328,000 国費 12,876,000
金沢区地先公共内貿施設	740	3,000 5,000	9	1,120	—	—	事業費 2,500,000 一般財源 789,000 起債 921,000 国費 790,000
大黒ふ頭	800	15,000	4	720	3	未定	事業費 14,350,000 一般財源 1,454,000 起債 4,897,000 国費 7,999,000
その他の施設	油舫溜施設, 本航路浚渫, 一区・三区浚渫, 高島ふ頭嵩上げ, 貯木場建設, グレンエレベーター洩船(1隻)建造, その他						事業費 3,577,000 一般財源 925,000 起債 839,000 国費 1,813,000

(注) 一般財源の内, 直轄及び補助事業債等の大巾な市債が含まれている。

表3-5

港湾施設機能比較表	-4.5m以下延長		-4.6m~-7.5m		-7.6m~9.0m		-9.1m以上		摘要
	延長	パース数	延長	パース数	延長	パース数	延長	パース数	
昭和38年 公共	9,119	5	613	2	1,747	11	3,018	16	米軍接收中 7パースを含む
昭和38年 専用	—	—	260	2	692	5	1,280	6	
昭和44年 公共	9,372	14	2,531	12	526	2	477	4	ドルフィン 23基
昭和44年 専用	—	—	689	12	143	7	835	6	
昭和44年 公共	14,270	14	1,353	2	1,519	9	10,646	55	米軍接收中 7パース 巡視船専用 1パースを含む
昭和44年 専用	—	—	260	2	692	5	1,280	6	
昭和44年 公共	10,000	27	3,807	12	1,276	6	1,506	9	ドルフィン 26基
昭和44年 専用	—	—	689	12	143	9	1,239	11	

事業費 46,064,000千円
内訳
国費 23,478,000
市費 22,586,000

<参考>
新港湾整備5カ年計画(昭和40~44年度)
以降の計画は次表のとおりであるが, 今後検討の上確定したい。

表3-6

新港湾整備5カ年計画以降の計画表

種別	ふ頭	大黒町	瑞穂	扇島
岸壁	(-11m) 5,860m	(-10m) 800m	(-11m) 5,000m	(-11m) 5,000m
物揚場	(-4.5m) 1,560m	(-2.0~4.5m) 610m	(-4.5m) 1,400m	(-4.5m) 1,400m
道路舗装	343,200m ²	37,200m ²	325,000m ²	325,000m ²
埋立	1,971,000m ³	31,500m ³	1,407,000m ³	1,407,000m ³
上屋	29棟	4棟	25棟	25棟
パース	20,000D/W級 29パース	15,000D/W級 4パース	20,000D/W級 25パース	20,000D/W級 25パース
年間取扱貨物量	435万吨	60万吨	375万吨	375万吨
事業費	53,224百万円	6,934百万円	55,875百万円	55,875百万円
財源	国費	26,641 "	2,829 "	22,078 "
	一般財源	9,946 "	1,063 "	7,304 "
	起債	16,637 "	3,042 "	26,493 "

3 港湾厚生施設

現況

本市は横浜港の管理者として各種港湾施設の整備とともに, ここに働く港湾労働者及び入港船舶乗組員の福利厚生施設の充実に重点をおいて努力している。

しかし, 今なおこれら港湾関係従事者の福利厚生施設は, 他産業にくらべて立ちおけており, 港湾労働力確保の面からも種々困難を生じているので近く予定される港湾労働法の制定を機会に, 国・県・業界等関係各方面に協力し, さらに強力な施策を講ずる必要がある。

計画

横浜港の貨物取扱量の急増に対処し, 港湾施設の拡充とともに, 港湾作業従事者に働きよい環境をつくり, さらに入港船舶の乗組員にも憩の場を与え, 港の機能を最高限に発揮できるようにしたい。

本牧ふ頭を中心とする港湾施設整備の進捗状況と関連し, 昭和41年度は既設ふ頭の厚生施設の整備を行ない, 昭和42年度から本牧地区に集

中のに厚生施設を建設する予定である。なお, これらの施設は, 国・県及び関係業界と協力して建設をすすめるとともに, 各事業主に長期低利の整備資金を貸付け, 企業単位に厚生施設の整備を促進する。

総合厚生施設	延9,720m ²	4カ所
港湾労働者住宅	延6,545m ²	世帯用3棟(50世帯) 単身用2棟(96×2)
国際海員センター	延3,300m ²	1カ所
厚生施設整備資金	累計 700,000千円	
事業費	1,637,000千円	
国費	276,000	
県費	147,000	
市費	1,214,000	
その他雇用促進事業団による労働者住宅17棟(1棟50世帯) 850世帯		
事業費	1,351,000千円	

第4章 工業用地造成

1 臨海工業用地造成

現況

将来とも原材料を輸入に依存しなければならぬわが国にとって、臨海工業の重要性は、益々大きくなっている。本市は京浜工業地帯の一翼を担ってきたが、これらは、鶴見、神奈川地先（大黒町、宝町、恵比須町等約894ha）の埋立地に形成された臨海工業地帯が主力である。しかし鶴見、神奈川地先の埋立地は、既に限度に達したため優れた立地条件を有する根岸湾に注目し、面積約612ha（185万坪）を2期に分割して埋立を施行中である。

すなわち、昭和31年第1期工事約364万ha（110万坪）を開始し昭和39年に完成した。ついで第2期事業として約248ha（75万坪）の埋立を昭和

表4-1

臨海工業用地造成計画

	根岸湾第2期(ハ地区)	金沢地先	本牧ふ頭関連産業用地	計
造成土地	(146) 120ha	331ha	340ha	791ha
用(工場用地 途(公共用地)	(122) 100''	264''	268''	632''
	(24) 20''	67''	72''	159''
所要工業用水	11,000 t/日	—	10,000 t/日	21,000 t/日
計画年度	昭和40~44年	昭和41~50年	昭和38~42年	—

(注) 根岸湾第2期(ハ地区)は、昭和39年~44年までの5カ年計画の事業であり、()内は全体計画、()外は40年~44年分の換算事業量である。

事業費 42,668,000千円 全額起債

2 内陸工業用地造成

現況

内陸工業地帯は、昭和39年9月末現在で戸塚区約289ha（95万坪）、金沢区約115ha（38万坪）、保土ヶ谷区約100ha（33万坪）その他に分布し

36年から着工し現在進捗率は、約51%である。既にこの根岸地区には、大工場が建設され日夜生産活動をつづけている。

計画

この計画は、まず根岸地区第2期工事（イ、ロ、ハ地区）の完成を早めるとともに金沢地先に約330ha（100万坪）の都心再開発関連用地（移転代替地）として埋立地を造成し、さきに土地利用計画で述べた通り、土地利用の純化、公害の防止などをはかるため、市内に散在する工場を組織化させて收容することとし、さらに本牧ふ頭の建設に伴い、産業との有機的連携をはかるため、本牧地先に同ふ頭と隣接して約340ha（103万坪）を埋立造成し、関連産業用地とする。

この計画の概要は、次表のとおりである。

に則して効率的に企業の配置をはかるとともに人口、交通、公害、について総合的な判断の上、過度集密地区への新設を抑制して工場立地の秩序と企業の集団立地等による企業の合理化

をはかるため、昭和50年までに中小企業団地132ha（40万坪200社）を造成する。

なお、工業地域および準工業地域の立地状況は次のとおりである。

表4-2

内陸工業用地の現況

昭和40.1.1現在

	工業ならびに準工業地域指定面積	左地域の有効面積(推定)	工場立地済面積	工場用地面積
	ha	ha	ha	ha
鶴見区	991	710	682	28
神奈川区	370	274	274	—
西区	85	76	76	—
南区	148	113	66	47
保土ヶ谷区	266	167	68	99
磯子区	262	175	100	75
金沢区	308	230	230	—
港北区	388	292	115	177
戸塚区	983	619	140	479
戸塚区	1,235	851	289	562
合計	5,036	3,507	2,040	1,467

(注) 工場立地済面積は、敷地面積1,000㎡以上の工場についての集計である。

ており、その出荷額は、全市の25%以上を占めている。

計画

臨海工業用地の開発、東海道幹線自動車国道その他幹線道路の整備に伴い、内陸に企業の進出が予想されるので、別途計画の土地利用計画

第5章 上水道整備

現況

昭和39年の上水道の給水人口は157万人で、普及率は92.3%である。この人口に対する1日最大給水量は71万トン（異常渇水による給水制限実施）で1人当りにしてみると使用量は451ℓとなる。

一方、1日当りの水源保有量は相模湖水系から約38万トン、道志川水系から約17万トン、馬入川水系から約26万トン計81万トンである。

なお、城山ダムを水源とする馬入川取水事業は昭和40年度完成予定で現在施行中である。また、市内全域にわたる配水施設整備事業は昭和38年度から昭和44年度までの7ヶ年計画で実施中である。

計画

人口の増加は必然的に給水需要の増加となるものであつて、昭和50年には給水人口は230万人と想定され、経済の成長、生活文化の向上等に伴つて、1人当りの使用量は700ℓ程度見込まれ、1日の需要量は160万トンと推定される。

これに対する1日当りの水源保有量は、現在81万トンで、需要水量と比較して、約80万トンの不足となる。このため、さしあたり昭和45年度を目途として日量50万トンの増量を行なう第7回拡張工事（工期昭和40年度～昭和44年度）に着手したのであるが、この水源を含めた不足分80万トンについては、神奈川県をはじめとする関係団体で現在検討が進められている馬入川ならびに酒匂川の開発を目論むとともに将来水源として富士川、利根川からの取水等を考慮中である。

表5-1 上水道需要推移

年 度	人 口	給水人口	普 及 率	1日1人当り 使用量	1日当り 給水量	摘 要
	千人	千人	%	ℓ	千t	
30	1,143	862	75.3	485	418	実 績
35	1,375	1,071	77.8	459	491	
36	1,437	1,121	78.0	537	601	
37	1,514	1,208	79.7	540	652	
38	1,590	1,459	91.7	502	733	
39	1,695	1,564	92.2	451	706	
40	1,731	1,606	92.7	541	870	推 計
45	2,069	1,972	95.3	643	1,268	
50	2,356	2,297	97.4	700	1,608	

表5-2

取 水 計 画

(t/日)

水 源 別	現 況 (昭和39年)	計 画 (昭和50年)	摘 要
相 模 湖 水 系	380,000	380,000	第6回拡張工事26万t 第7回拡張工事50万t
道 志 川 水 系	170,000	170,000	
馬 入 川 水 系	260,000	760,000	
酒 匂 川 水 系	—	350,000	
計	810,000	1,660,000	

事業費 29,200,000千円
全額市費

内 訳
第7回拡張工事 12,600,000
新水源開発 8,100,000
配水整備 8,500,000

第6章 工業用水道整備

現況

近年工業用水の需要は、臨海ならびに内陸工業地帯の造成によりますます増大している。

これらに対する水源保有量（1日当り）は、相模湖水系から10万トン、さらに上水道の洗浄排水再生使用および水利調整による1万7千トンと合せて11万7千トン（鶴見、神奈川、西および保土ヶ谷区の42工場に供給）、ならびに馬入川水系から26万3千トン計38万トンである。

なお、馬入川取水事業は、昭和40年度完成予定で第1期工事1日当り16万トン（本牧根岸湾臨海埋立地帯および戸塚工業地域に供給）を現在

施行中である。

計画

昭和50年までに工業地域造成ならびに工業生産の伸長等による工業用水の需要量は、1日当り45万5千トンにおよぶと推定される。

馬入川取水事業第2期工事1日当り10万3千トンは既成の工業用水需要区域に対し供給し、不足する今後の工業用水需要量7万5千トンのうち、6万トンを鶴見川水系から取水し、さらに上水道と共同して酒匂川その他新水源の開発を検討する。

表6-1

地域別需要量

(t/日)

地域	現況(昭和40年)	昭和50年における 需要量推計	差引増
1 鶴見, 神奈川, 西, 保土ヶ谷地域	117,000	250,000	133,000
2 本牧根岸湾等臨海埋立地域	120,000	155,000	35,000
3 戸塚内陸工業地域	30,000	50,000	20,000
計	267,000	455,000	188,000

表6-2

取水計画

(t/日)

水源別	現況(昭和40年)	計画(昭和50年)	差引増	給水区域
相模湖水系	117,000	117,000	—	1地域
馬入川水系	160,000	263,000	103,000	1, 2, 3地域
鶴見川水系	—	60,000	60,000	1地域
酒匂川水系その他	—	70,000	70,000	2, 3地域
計	277,000	510,000	233,000	

(注) 馬入川水系については、既に263,000t/日の取水権を確保している。

事業費	90,000,000千円
馬入川水系	30,000,000
鶴見川水系	30,000,000
酒匂川その他	30,000,000
内訳	
国費	18,000,000
市費	54,000,000
負担金	18,000,000

表6-3

取水計画総括表(昭和50年)

(t/日)

水源名	上水道	工業用水道	計	摘要
相模湖水系	380,000	100,000	480,000	現在取水中
道志川水系	170,000	—	170,000	〃
馬入川水系	760,000	263,000	1,023,000	工事施行中
上水道洗浄排水還元使用等	—	17,000	17,000	現在取水中
鶴見川水系	—	60,000	60,000	計画
酒匂川水系その他	350,000	70,000	420,000	〃
合計	1,660,000	510,000	2,170,000	
計画配水量	1,608,000	455,000	2,063,000	

第7章 下水道整備

1 下水道整備

現況

下水道の普及状況は、下水道必要面積約25,000haに対して昭和39年度末の布設面積は4,000ha(16%)である。現有の施設は管渠延長853kmと12カ所のポンプ場、2カ所の処理場であるが、中区関内、新山下、山手、本牧および磯子区の一部を除く大部分は、河川または海洋に直接放流する未処理下水道で、終末処理場を持たないため、市内の河川および海洋の汚濁がひどく環境衛生上憂慮すべき状況なので、すみやかに下水道必要地区全域に管渠を布設し、終末処理場を完備して衛生的な処理をはからねばならない。

計画

今後市街化の進展に伴い、下水道の必要量は

増大するが、昭和50年までに特に人口密度の多い地域約16,600haに下水道約1,910kmを布設し、この地域から排水される汚水の大部分を終末処理場に導入して処理した後、これを河川または海洋に放流することをはかる。

すなわち、北部処理区(川崎市境から東海道線に沿い保土ヶ谷駅に至る4,257ha)、中部処理区(中区関内・新山下・山手・本牧地区の774ha)、南部処理区(南区日野町・磯子区杉田町等大岡川沿いの2,851ha)、綱島処理区(1,508ha)、菊名処理区(860ha)、戸塚処理区(1,100ha)、金沢処理区(1,000ha)、荏田処理区(770ha)、恩田処理区(1,030ha)には管渠の布設と併行して終末処理施設を整備する。

また、中山ほか3排水区および川井ほか開発地区には管渠を布設する。これにより下水道普及率は大巾に上昇し、計画排水人口は190万人となる。

事業費	53,730,000千円
国費	7,790,000
市費	45,940,000

かるもので、すでに中部処理場に流入するものについては実施中であるが(昭和39年度末で9,500戸)昭和50年までには11万戸以上の水洗化を促進する。

2 水洗便所普及

下水道の普及と終末処理場の整備に併行して汲取式の便所を水洗式に改良するものに対し、補助金および貸付金を交付し、急速な普及をは

事業費	3,850,000千円
(補助金)	550,000千円
(貸付金)	3,300,000

表7-1 下水道整備計画

区別	排水面積 ha	管渠延長 m	処理場	ポンプ場
北中南部綱島菊	4,257 774 2,851 1,508 860	540,000 10,000 290,000 225,000 143,000	2 1(拡張) 1(拡張) 1 1	4(拡張3) — (拡張1) 2(拡張2) 1
戸金荏恩中	1,100 1,000 770 1,030 70	162,000 120,000 93,000 110,000 10,000	1 1 1 1 —	2(拡張3) — — — —
瀬西中川上	240 240 50 200 200	38,000 35,000 7,000 14,000 14,000	— — — — —	— — — — —
新二港日	200 70 1,148 25	14,000 4,900 78,000 1,800	— — — —	— — — —
計	16,593	1,909,700	10(うち2)	19(うち9)

第8章 河川整備

現況

本市域内には204河川があつて延長は約437kmで鶴見川・帷子川・大岡川および境川各水系その他の独立小水系に大別され、その流末は東京湾および相模湾に流入している。

これら河川のうち、二級河川(知事管理)は鶴見川・帷子川・大岡川・境川および侍従川各水

系に属する22河川で、その延長は約115kmであり、準用河川(市長管理)は入江川・境川・禅馬川および宮川各水系に属する20河川でその延長は約33kmである。この他河川法対象外である普通河川(市長管理)は162河川でその延長は約289kmである。

河川の種別および整備状況は次表のとおりである。

表8-1 市域内河川一覽

河川区分	本数	河川延長(A) m	整備延長(B) m	比率(B/A) %
二級河川	22	114,850	63,815	56
準用河川	20	32,680	24,270	74
普通河川	162	289,470	30,758	11
計	204	437,000	118,843	27

計画

1 河川改修、しゅんせつおよび高潮対策

市域内の二級河川はその約56%が整備されているが、昭和50年までには、一部を除き大巾に整備される計画である。

準用河川および普通河川については、総延長約322kmのうち整備済は約55kmで整備率は約

17%にすぎない。そこで延長約95kmにわたり改修を行ない、整備率を46%に引きあげる。

また、土砂の流入による河川の汚濁と流水の阻害を防ぐため約251万m³のしゅんせつを行なう。

高潮対策は地盤沈下、台風等を勘案して、海に面して直接波浪を受ける鶴見・神奈川地区及び大岡川・帷子川・滝の川・入江川水系85kmにわたつて横浜港工事基準面から4mないし6mの高さに護岸のかさあげを行なう。

表8-2 河川改修等整備計画

事業種別	計画年度	昭和40年～50年	
		事業量	事業費
河川改修		89,800m	4,325,000千円
河川運河しゅんせつ		2,511,000m ³	1,766,000
高潮対策		85,000m	1,225,000
合計			7,316,000

事業費	7,316,000千円
内訳	
国費	487,000
県費	1,025,000
市費	5,804,000

2 河川浄化対策

河川汚濁については、都市人口の増加に伴う家庭汚水、工業生産の増大に伴う工場排水、その他汚物の不法投棄等が河川汚濁の因をなしている。加えて市内を貫流している大岡川、帷子川水系はいずれも勾配のない感潮河川であるので、その汚濁はますます増加の傾向にある。この対策として、終末処理を含む都市下水道の整

備と河川しゅんせつは勿論であるが感潮河川における干満の水位差を利用して河水の流動をはかり、腐敗した河水の海岸への排除を敏速にする方法が考えられる。

大岡水系にあつては、大岡川・中村川・堀割川の各分派附近、帷子川水系にあつては石崎川・帷子川・新田間川の各分派附近に水門を設置し、干満の水位差により河水の循環操作を行なう。

但し洪水時にはいずれの水門も全開し、治水上支障のないよう河水の疏通をはかる。

水門6カ処

事業費	3,000,000千円
内訳	
県費	1,000,000
市費	2,000,000

第9章 市街地再開発

経済および社会の新しい発展段階に即応する都市機能の充実をはかるとともに防災および都市美などについても十分配慮して行なうものであり、土地区画整理事業、市街地改造事業および防災建築街区造成事業により推進する。

現 況

土地区画整理事業は土地区画整理法にもとづく事業であり、現在までに31地区、1,202ha(約361万坪)にわたり行なっており、そのうち26地区、896ha(約271万坪)をほぼ完了し、5地区、306ha(約93万坪)について実施している。

市街地改造事業は公共施設の整備に関連する

表9-1 土地区画整理事業計画

地 区	面 積	完成する重要な施設
神奈川区東神奈川	43 (12.8)	高島・市場線、山下・瑞穂線、神奈川線
鶴見区鶴見駅(東口)前	67 (20.3)	高島・市場線、杉田・汐入線、鶴見駅・平安線
港北区新横浜駅北部	80 (24.4)	磯子・豊岡線、新横浜駅・下田線、西神奈川・寺家線、篠原・池辺線
保土ヶ谷区久保町	8 (22.5)	高島・戸塚線
中区野毛	16 (4.9)	高島・山下線、桜木・平戸線
中区本牧・根岸	166 (50.3)	産業道路、山下・小港線、高島・六浦線、横浜駅・根岸線
中区石川	8 (2.3)	高島・六浦線
西区杉山	42 (12.8)	高島・戸塚線、横浜駅・根岸線、山下・瑞穂線
戸塚区戸塚	42 (12.7)	柏尾・戸塚線、戸塚・上飯田線、戸塚・舞岡線、杉田・汐入線
合 計	472 (163.0)	

これらの事業費はつぎのとおりである。

事業費	12,289,000千円
内 訳	
国 費	8,193,000
県 費	39,000
市 費	4,057,000

2 市街地改造事業および防災建築街区造成事業

市街地改造事業

他の手法によつては公共用地の確保が困難で

市街地の改造に関する法律にもとづく事業であるが、現在計画中の段階である。

防災建築街区造成事業は同法にもとづくものであり、現在関内駅前地区1.5ha(約5千坪)および鶴見駅東口広場周辺地区1.2ha(約4千坪)について、その街区指定を終り造成に着手した。

1 土地区画整理事業

計 画

都心の周辺部あるいは副都心であるつぎの9地区に行なう。

あり、高度の都市機能の充実を必要とする、市街地の主要な地域であるつぎの2地区に行なう。

鶴見駅西口

駅前広場(3,500m²)と都市計画街路(鶴見駅西口線、巾員22m)の整備を中心として行なう。

横浜駅東口～高島町～平沼町～横浜駅東口本市の交通の最大の要衝である横浜駅東口・高島町・平沼町の各交差点整備と各交差点間の幹線街路の拡張事業を中心として行なう。

これらの事業はつぎのとおりである。

表9-2 市街地改造事業計画

地 区 名	街路計画巾員(m)	延 長(m)	改良面積(m ²)	備 考
横浜駅東口～高島町周辺	25.27.50	1,390	11,680	
駅見駅西口	22	650	12,600	広場面積3,500m ²
合 計		2,040	24,280	

これらの事業費はつぎのとおりである。

事業費	3,579,000千円
内 訳	
国 費	2,386,000
市 費	1,193,000

防災建築街区造成事業

土地区画整理事業が完了した地区、同様な状況の地区または併行して土地区画整理事業が行なえる地区であり、また社会的、物理的に災害の危険性をもっている中心市街地の主要な地域であるつぎの9地区に行なう。

表9-3 防災建築街区造成計画

地 区 名	地 区 面 積(ha)	事業費(百万円)	備 考
関内駅前	2.11	9,799	土地区画整理事業完了
関外東部	5.96	27,725	"
鶴見駅前(東口)	1.20	3,497	"
石川町駅前	4.70	7,910	"
阪東橋	2.20	4,218	"
吉田町	1.73	2,586	"
根岸駅前	7.26	11,812	埋立地
磯子駅前	7.17	9,444	"
鶴見銀座周辺	6.60	9,848	土地区画整理事業併行
合 計	38.93	86,839	

これらの事業費はつぎのとおりである。

事業費	86,839,000千円
内 訳	
国 費	860,000
県 費	430,000
市 費	430,000
その他組合負担	85,119,000

事業費

派大岡川埋立 23億円 (関連河川のしゅんせつを含む)
新田間川埋立 24億円

3 河川埋立

都心部の一部河川(例えば関外地区の派大岡川および吉田川、横浜駅西口の新田間川および幸川等)を埋立て道路・駐車場等公共用地あるいは再開発代替地などに転用し、都心部の土地の高度利用をはかる。

4 工場等移転跡地の買収

都心部を強化し再開発に障害となる工場等諸施設の移転および移転跡地の合理的な利用を行なう。これらの移転先については、金沢地先埋立計画および内陸工業用地造成計画として策定されている。また、都心部より自発的に移転する工場等も考えられるので、これらの跡地も含み、公共用地・再開発代替地として必要な地域を買収する。

(事業費その他について目下調査検討中)

第10章 新市街地造成

都市化の傾向は、自然的、社会的条件に恵まれている本市の未開発地域に対し無秩序な開発をもたらしている。これらの諸開発に対して先導的に、計画的な宅地造成を行ない、新市街地を造成する。

その手法としては、土地区画整理事業、住宅

団地造成事業および公有水面埋立事業を考えている。

現況

現在つぎの4地区に新市街地を造成している。

表10-1

新市街地造成事業の現況

地区名	所在区名	事業主体	面積	着手時期	備考
元石川・市が尾恩	港北	組合	1,696 (513.0)	昭和36年6月	土地区画整理事業
			572 (173.0)	" 36年4月	"
平漕	金沢	横浜市	25 (7.6)	" 38年3月	公有水面埋立事業
			22 (6.7)	" 35年10月	住宅団地造成事業
合計			2,315 (700.1)		

計画

新市街地造成事業については、主として関係市民の意志および地域の特殊性などを尊重し、地域ごとに最適の計画を行なう。その計画はつぎのとおりである。

1 新横浜駅周辺開発

現在この地区は主に水田であるので、周辺丘陵地帯より土砂を採取し埋立て、その埋立地および土砂の採取跡地に土地区画整理事業(261ha,79万坪)を行ない、関連する諸整備計画とあわせて副都心としての新市街地を建設する。

事業費	3,773,000千円
内訳	
国費	2,516,000
市費	1,257,000

2 港北地区ニュータウンの建設

積極的に計画的な開発を行ない濫開発を防止し、高速鉄道計画と有機的に関連しつつ、立遅れた住宅計画の先導を計り、さらに文化教育施設等の完備した近代的な地域社会の形成を目標に理想的なニュータウンの建設を行なう。

(事業費その他詳細については、目下調査検討中)

3 金沢地先埋立地に関連する宅地造成

金沢地先埋立造成地の一部および同地先埋立用の土砂を採取した跡地である富岡・釜利谷町の丘陵部に宅地造成(463ha, 140万坪)を行なう。

事業費 23,480,000千円(全額市費)

4 洋光台団地の建設

この地域は、埋立地の背後地にあたり、根岸線延伸の予定地域であり、計画的な開発を行なう。合理的なニュータウン(558ha, 169万坪)を建設する。

事業費	654,000千円
内訳	
国費	436,000
市費	218,000

5 その他の国鉄、私鉄沿線開発

国鉄、東急田園都市線、相鉄および京浜急行の各沿線(3,331ha, 1,010万坪)について、土地区画整理事業を主体とした合理的な開発を行なう。

事業費	7,677,000千円
内訳	
国費	5,118,000
市費	2,559,000

第11章 住 宅 整 備

現 況

都市人口の増大、世帯分離の傾向、住生活環境の向上意欲等から住宅の需要はきわめて強いものがある。昭和39年4月現在本市の住宅戸数は394千戸と推計され、これに対して人口は162万人、住宅不足は33千戸と推定されている。

この数は昭和50年には、人口 235万人、普通世帯 601千戸に達するものと推定されているので、既存住宅の朽廃を合わせて合計 276,700戸の新規住宅建設が必要である。

なお、市内の不良住宅地区は昭和39年3月現在11地区、地区面積 75,000m²、不良住宅戸数 1,100戸、世帯数1,250である。これらの地区を良好な住宅地に改良して居住環境の向上をはかるとともに都心部の不燃立体化と合理的な土地

利用をはかる必要がある。

計 画

昭和39年4月現在の33,000戸の住宅不足を解消し、あわせて「市民1世帯1住宅」の理想実現のため、昭和40年から50年に至る11カ年に、政府施策住宅および民間自力建設住宅と合わせて276,700戸の住宅を建設する。

その内訳は、公営住宅（市、県）19,000戸、改良住宅 1,250戸、公庫、公団、厚生年金など 81,750 戸で、これら政府施策住宅合わせて102,000戸（37%）、残り民間自力建設による住宅は174,700戸（63%）である。このうち本市は公営住宅11,400戸、改良住宅 1,250戸を建設し、あわせて地方住宅供給公社方式により勤労者分譲住宅 9,600戸を供給することとする。

表11-1 11カ年間の住宅建設所要戸数

① 昭和 40. 4. 1 現在 既存 住宅	394,200戸
② " 51. 3. 31 推定 所要 戸数	646,700
③ 計 画 期 間 中 滅 失 推 定 戸 数	24,200
建 設 所 要 戸 数 ②-①+③	276,700

表11-2 建設必要住宅戸数の内訳

建設主体	計 画	過去8カ年実績(昭32~39)		建設省7ヶ年計画(昭39~45)	
		戸	%	万戸	%
政府施策住宅	102,000 (36.8)	54,370	(34.4)	320	(41)
公 営 住 宅	19,000 (6.8) [市11,400 県7,600]	7,460	(4.7)		
		1,250	(0.5)		
公庫公団、厚生年金等住宅	81,750 (29.5)	46,496	{ 公庫29,686 公団12,450 (29.4) その他4,360		
		174,700	(63.2)	103,902	(65.6)
民間自力建設住宅	174,700 (63.2)	103,902	(65.6)		
合 計	276,700 (100)	158,272	(100)	780	(100)

(注) 目標年次までに建設される住宅の内訳は、政府の長期計画および過去における本市内の建設実績等を考慮して上表を目的とした。

1 公営住宅

公営住宅建設戸数の割合は、本市が60%県が40%とする。

昭和39年度の本市公営住宅の1戸当りの規模平均約11.8坪を、昭和50年には平均14.6坪まで引き上げる。

住宅は、鉄筋コンクリート造、中層集団住宅を主とするが、一部に15階程度の高層住宅も考慮する。

表11-3 公 営 住 宅 11 年 計 画

建設年次	戸 数	種 別		用 地	摘 要
		1 種	2 種		
前 期 (40~45)	5,150	1,400	3,750	509,850	1戸当り規模 昭40年第1種13坪型、第2種11.5坪型 "41~44 " 14 " " 12.5 " "45~48 " 15 " " 13.5 " "49~50 " 15.5" " 14 "
後 期 (45~50)	6,250	2,320	3,930	618,750	
合 計	11,400	3,720	7,680	1,128,600	

2 改良住宅

昭和40年から昭和47年までの8カ年に1,250

世帯分の改良住宅1,250戸を建設する。

住宅は、鉄筋コンクリート中層集団住宅を主とするが、一部高層住宅も考慮する。

表11-4 改 良 住 宅 8 年 計 画

建設年次	戸 数	用 地	摘 要
前 期 (40 ~ 45)	710	46,860	1戸当り規模
後 期 (45 ~ 47)	540	35,640	昭40~41 10.5坪型 "42~43 11.5 " "44~45 12.5 " "46~47 13.5 "
合 計	1,250	82,500	

事業費	2,970,000千円
内 訳	
国 費	1,099,000
県 費	505,000
市 費	1,366,000

ので、本市もこれに基づいて地方住宅供給公社を設立し、持家住宅を希望する中堅勤労者に対して住宅を供給しようとするものである。

住宅の構造および規模
鉄筋コンクリート造 集団住宅 1戸当り
標準17坪程度 型式 3DK
1戸当り分譲価格と資金

280万円 (住宅金融公庫融資(標準建設費の80%) 180万円
自己資金 100万円)

3 勤労者分譲住宅

住宅不足の著しい地域において、住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等により居住環境の良好な集団住宅を供給するため、地方住宅供給公社制度が昭和40年度に創設された

表11-5 分譲住宅建設計画

年 次	戸 数	用 地
前 期 (41~45)	4,000	330,000 ^{m²}
後 期 (46~50)	5,600	462,000
合 計	9,600	792,000

事業費 26,880,000千円

内 訳

公庫融資 17,280,000

譲受人自己負担 9,600,000

第12章 公園施設整備

現 況

現在市内の公園面積は、既設公開公園のうち一般公園 137ha、児童公園46ha、また県営緑地 38haであり、これらを合計すると 221haとなる。

これは都市公園法の基準（市民1人当り6m²以上）による必要面積1,000haの22%である。なお、このほかに、こどもの国72ha、ドリームランド 38haを加えても 331haであり、現在必要面積の33%にすぎない。

表12-1 既 設 公 園 面 積

公 園 名	面 積	備 考
一 般 公 園	1,374,000 ^{m²}	現市民1人当り 1.31m ²
児 童 公 園	461,700	
県 営 緑 地	375,600	
小 計	2,211,300	" 1.96
こどもの国およびドリームランド	1,106,000	
合 計	3,317,300	

計 画

目標年次昭和50年の必要面積は1,400haであり、本計画においてはその60%に当る840haの達成を目標とする。まず、すでに都市計画決定している屏風ガ浦、山王、希望ガ丘、山下、野島公園および横浜市児童遊園地等の合計110haの整備拡張を急ぐとともに、今回計画の円海山緑地、根岸、小机および植物公園ならびに河川敷を利用した公園等228haを整備する。また、市街地再開発事業、新市街地造成事業等から220haの公園が確保され、県営緑地25haが拡張されるので、これらを合計すると583haとなる。これに、上述の市県営現有面積を加えると805

haとなり目標に達する。また、さきのこどもの国およびドリームランドを合せれば915haとなり必要面積の65%となり、現在検討中の河川埋立、工場跡地、港北ニュータウン、観光レクリエーション施設の計画等が実施されれば、なお多くの公園緑地が確保できることになる。

なお、横浜公園については、近代的な中央公園として早急に改修整備計画を図る。

水泳場については、現在併設プール（普通プール、専用徒渉池をあわせたもの）10カ所、普通プール2カ所、専用徒渉池3カ所があるが、昭和50年までに併設プール13カ所、専用徒渉池14カ所を新設する。

表12-2 水 泳 場 計 画

	既 設 数	新 設 数	事 業 費
普通プール	カ所 2	カ所 1	百万円 70
併設プール	10	13	390
専用徒渉池	3	14	84
合 計	15	27	544

事業費 21,243,000千円

内 訳

国 費 1,102,000

県 費 1,223,000

市 費 17,078,000

市以外の団体
による事業 1,840,000

表12-3

公園整備計画

公園名	面積	事業費
	ha	百万円
既都市計画決定公園		
屏風が浦公園	156,700	820
山王公園	23,300	256
横浜市児童遊園地	128,900	55
希望が丘公園	710,000	1,420
山下公園	36,500	636
神ノ木公園	42,700	377
野島公園	—	117
本牧臨海公園	—	23
施設再整備公園	—	707
小計	1,098,100	4,541
今回計画公園		
円海山緑地公園	1,188,000	2,617
根岸公園	297,000	2,394
小港のみえる丘公園	39,600	379
富岡公園	23,100	256
本牧埋立三溪園前公園	141,900	284
植物公園	113,500	227
児童公園	82,500	230
小計	400,000	4,800
市街地再開発事業による公園 (注1)	148,200	296
新市街地開発造成事業による公園 (注2)	1,702,000	2,127
既成市街地内住宅地造成により確保される公園	354,000	708
小計	2,204,200	3,131
合計	5,587,900	18,859
県営緑地の拡張	246,400	—
総計	5,834,300	—
昭和50年における公園面積	8,045,600	—
昭和50年における準公園を含めた面積	9,151,600	—

(注1) 市街地再開発事業による公園

地区名	地区面積 ha	公園面積 ha
戸塚	42.0	1.26
本牧根岸	166.0	4.98
野毛	16.0	0.48
石川	8.0	0.24
杉山	42.0	1.26
東神奈川	42.5	0.44
鶴見駅前	66.9	0.92
新横浜駅北部	80.3	5.00
久保町	8.0	0.24
計	471.7	14.82

(注2) 新市街地開発造成事業による公園

地区名	地区面積 ha	公園面積 ha
新横浜駅周辺	261.0	7.83
蓮田	22.0	0.72
平潟湾	25.0	1.75
金沢地先埋立関連	462.0	27.72
洋光台	558.0	33.48
その他国鉄私鉄沿線	1,016.0	30.48
恩田	572.0	17.16
元石川・市ガ尾	1,696.0	50.88
計	4,612.0	170.20

第13章 清掃施設整備

1 し尿処理施設

現況

本市が清掃を行なっている地域（以下特別清掃地域という。）の昭和40年4月1日現在の世帯数は全市 467千世帯（1,711千人）中453千世帯（1,659千人）で、そのうち下水道処理、浄化そう処理、自己処理を除いた358千世帯（1,312千人）のし尿を収集処理している。

この処理方法としては、海洋投棄によるものが約77%で非衛生的であるばかりでなく、都市の環境を著しくそこなうものであるため、下水処理場の整備とあいまつて、し尿の単独処理施設を新設して全面的に衛生的な処理をはからねばならない。

計画

昭和50年全市人口235万人の1日当りのし尿量は約 3,039^{kl}と見込まれる。これらを衛生的に処理するため、し尿終末処理の方針を次のように計画した。

- ① 下水処理区域内は、すべて下水処理場により終末処理する。
- ② くみとりし尿と浄化そう汚泥は、単独し尿処理施設で処理する。
- ③ 海洋投棄は全廃する。

なお、1項の下水処理場については、下水道整備計画において計画しているので、2項のし尿処理場について、目標を達するため、次により建設する。

表13-1

し尿処理場計画

し尿処理場名	処理能力 (kl/日)	処理人口 (千人)	摘要
南部浄化場(磯子)	864	720	下水併合施設 42年度完成予定
東部浄化場(鶴見)	432	360	単独処理施設 43年度 "
北部浄化場(港北)	432	360	" 44年度 "
第1西部浄化場(南・戸塚)	432	360	" 45年度 "
第2西部浄化場(保土ヶ谷・戸塚)	648	540	" 46年度 "
合計	2,808	2,340	
既設中部浄化場	432	360	下水併合施設 37年度完成

上記処理場のうち、下水道の整備にともない、既設中部浄化場および南部浄化場は全面的に下水処理施設に転換するものである。

事業費	8,399,000千円
内訳	
国費	1,158,000
市費	7,241,000

表13-2

終末処理の現況および計画の総括表

区 分	現 況 (全市人口 1,711千人)			50年計画 (人口 2,356千人)			
	処理量(kℓ/日)	処理人口(千人)	処理人口割合(%)	処理量(kℓ/日)	処理人口(千人)	処理人口割合(%)	
特別清掃地域 (内訳)	2,140	1,659	97.0	3,039	2,356	100.0	
下水処理	45	35	2.1	1,290	1,000	42.5	
浄化そう処理	316	245	14.8	632	490	20.8	
自己処理	86	67	4.0	—	—	—	
くみとり処理	1,693	1,312	79.1	1,117	866	36.7	
くみとり 処理内訳	浄化そう処理	350	271	20.7	1,749	1,356	100.0
	海洋投棄	1,302	1,010	76.9	—	—	—
	農村還元	41	31	2.4	—	—	—

(注) 上表中処理量は年間作業日数を 311日として算出した。

2 じんかい処理施設

現 況

特別清掃地域の内、じんかいを収集している地域の世帯数は 399千世帯 (人口 1,463千人) で、その地域の88.2%に及んでいる。また、収集じんかいの終末処理は40年6月完成の鶴見工場が稼動しても、相当量を埋立処理によらざる

を得ない状況で、非衛生的であるばかりでなく、都市の発展にともなつて埋立用地も得がたく、市民の生活環境の向上をはかる上から全面的に焼却処理することが必要である。

計 画

昭和50年における全市の1日当りじんかい処理量は、市民生活の向上と人口増により 1,980トンに達するものと見込まれるため、これを全量焼却処理するため次の施設の整備を行なう。

表13-3

じんかい処理場計画

じんかい処理場名	現有焼却能力	計画焼却能力	摘 要
保土ヶ谷工場	180t/8h	270t/24h	37年完成41年度改造予定 90t/8h炉2基の内1基常時稼動
鶴見工場	—	300 "	50t/8h炉3基の内2基常時稼動40年度完成
港北工場	30 "	—	廃止予定
戸塚工場	30 "	—	廃止予定
金沢工場	30 "	60t/16h	35年度完成41年度改造予定
磯子工場	—	300t/24h	50t/8h炉3基の内2基常時稼動42年度完成予定
第一港北工場(港北)	—	300 "	" 44年度 "
第一西部工場(南・戸塚)	—	300 "	" 46年度 "
第二西部工場(保土ヶ谷)	—	300 "	" 48年度 "
第二港北工場(港北)	—	300 "	" 50年度 "
合 計	270 t	2,130t	

事業費 6,656,000千円

内 訳

県 費 140,000
市 費 6,516,000

表13-4

終末処理の現況及び計画

区 分	現 況 (全市人口 1,711千人)			50年計画 (人口 2,356千人)			
	処理量(t/日)	処理人口(千人)	処理人口割合(%)	処理量(t/日)	処理人口(千人)	処理人口割合(%)	
特別清掃地域 (内訳)	806	1,659	97.0	1,980	2,356	100	
計画収集	501	1,031	62.1	1,980	2,356	100	
一般収集	210	432	26.0	—	—	—	
自己処理	95	196	11.9	—	—	—	
収集 処理 内訳	焼却処理	262	540	36.9	1,980	2,356	100
	埋立処理	445	916	62.6	—	—	—
	農村堆肥	4	7	0.5	—	—	—

(注) 上表中処理量は年間作業日数を 311日として算出した。

第14章 消費流通機構整備

1 中央卸売市場

現況

横浜市中央卸売市場は、昭和6年人口641千人当時建設されたもので、取扱量は81千トンであった。しかるに昭和38年には人口1,588千人、取扱量は28千トンに達し、市場開設時とくらべて人口は2.5倍、取扱量は3.6倍と大巾に増加を示している。

この間、取扱量の増大に対処し、流通の円滑化をはかるため、施設の拡張整備を実施し、昭和34年には青果部市場を隣接地に分離新設し施設の狭隘緩和をはかつてきたが、近年における本市人口の著しい増加をはじめ、生鮮食料品に対する個人消費量の増加傾向や、本市場が集散市場として広く周辺都市への分荷供給機能を併せ有している事情から、その後の取扱量の増加は著しく、これに比して施設は相当狭隘の様相

を表わしている。加えて運搬用自動車の増加による市場内の混雑により流通の円滑化が阻害され、このまま推移するときは市場業務運営にかなりの支障を生ずるものと懸念される。

計画

生鮮食料品流通の円滑をはかり市場業務の運営を正常化するには、狭隘となつてゐる施設の整備拡充をはからねばならない。しかも将来の市勢発展に伴う需要増大と、周辺都市の開発促進と消費需要の拡大等を予測すると相当大巾な拡充計画が必要とされる。

しかるに、現市場は拡張の余地が殆どないので、将来は、根岸湾埋立地内に大規模で機能的な市場（磯子市場・仮称）を建設することにより、現市場とあいまつて市場取扱量の増大に対処し、流通の合理化をはかり、生鮮食料品の適正価格による供給体制を確立し、市民の食生活を安定させる。

表14-1

将来の取扱量

年次	人口	指数	野菜		果実		水産物		合計	
			取扱数量	指数	取扱数量	指数	取扱数量	指数	取扱数量	指数
昭和38	1,588	100	135,116	100	61,751	100	89,876	100	286,743	100
45	2,069	130	210,827	156	178,664	289	174,295	194	563,786	197
50	2,356	148	247,592	183	222,175	359	220,057	245	689,824	241

図14-1

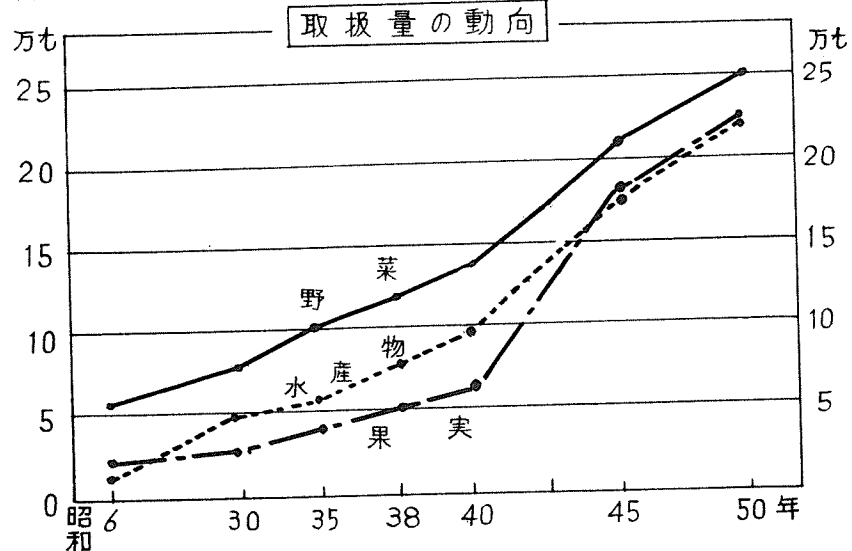


表14-2 卸売市場規模能力比較

	39年	50年
施設数	1	2
規模		
青果物卸売場	10,141㎡	19,670㎡
水産物 "	4,373	10,373
日用品 "	—	990
能力		
青果卸売	1日 641t	1日 1,530t
水産物 "	" 289	" 708
年間取扱数量	286,700t	689,800t

2 食肉市場

現況と計画

食肉市場は、昭和34年11月と畜場の併設をはかり新発足して以来、年々増加する需要に対応するため、生体処理、冷蔵庫および卸売場を一環とした近代設備による市場業務の能率的な運

事業費 4,532,000千円
内訳
国費 486,000
市費 4,046,000

営をはかりつつ新鮮かつ衛生的な食肉生産に努力してきた。現在なお昭和45年を目標とする8ヶ年市場整備計画を樹立し実施中である。そこで、昭和38年10月農林省から告示された中央卸売市場整備計画を基本としつつ、昭和50年における市民の食肉需要を円滑にまかない得るよう主要施設の整備拡充をはかる。

表14-3

取扱量の推移

年次	人口	指数	大動物		小動物		合計	
			取扱数量	指数	取扱数量	指数	取扱数量	指数
38	1,588	100	11,079	100	88,902	100	99,981	100
45	2,069	130	27,900	252	244,150	275	272,050	272
50	2,356	148	35,107	300	307,150	346	342,257	342

表14-4

食肉市場規模能力比較

	現況	50年
施設数	1	2
規模(卸売場)	445㎡	1,020㎡
処理能力(1日当り)	{大動物 100頭 小" 300頭}	{大動物 230頭 小" 690頭}
年間取扱量	99,981頭	342,257頭

事業費 233,000千円
内訳
国費 21,000
市費 210,000

<福祉計画>

社 会 福 祉
都 市 衛 生
教 育 文 化
都 市 の 安 全
都 市 環 境 ・ 保 全 対 策



第 1 章 社 会 福 祉

総 論

社会福祉行政の長期計画策定にあたっては、

(i) 本来は国の社会保障行政の責任において実施せらるべきもの、(ii) 同じく終局的には国の行政の一環であるが、地方政府の責任と創意によつて市民のニーズに応ずべきもの、(iii) 本市独自の立場において実施せらるべきもの、の三者に分けて企画立案することとする。

(1) 国の責任において実施せらるべきものとしては、まず狭義の貧困階層対策たる生活保護行政がある。保護基準の設定、国費、公費の8割・2割の負担区分はいずれも法律によるものであり、本市独自の立場から施策を講ずる余地はすくない。

国民健康保険も同じく法律により、市が保険者として実施を義務付けられているものであり、将来の動向および財政的裏付けは、国の政策によつて左右されるところが大である。国民年金もまた国から事務委託をうけているものであつて、地方政府の独自性は打ち出しがたい。

しかしながら、最低生活の保障、市民の医療保障、所得保障等については、本市独自の事情にもとづく行政需要の増大も見込まれるので、これらについては現行の国の施策に関し、地方政府および市民の立場から、中央政府にその改善を強力に要求し、しかるのち財政上の余力があれば補完的事業の計画立案を行なうこととする。

(2) 国の行政の一環ではあるが、市独自の創意と責任において実施すべきものとしては、児童、母子、老人、身体障害者、精神薄弱者の福祉に関するものがあげられる。これらは大

部分が新しい法律であるか、あるいは法律があつても時代の要求にそぐわなかつたり、実施が軽視されてきた部分である。これらについては、新規人員の配置、施設の更新および新設を強力にすすめるなければならない。一般に福祉関係法は低所得階層対策としてのみ理解される傾向があるので、本計画の策定にあたっては、より広く市民生活一般との関連を考慮することとする。

(3) 市独自の創意と責任において実施せらるべきものとしては、以上の福祉諸法の法外給付があげられるが、このほかにも将来ニーズの増大が予想される分野が少なくない。たとえば職業訓練等に関するものがそれであるが、国の福祉行政の空間をうめることなくしては市民の福祉の向上は、はかられない。

以上を通じて本長期計画の基本理念をなすものは、福祉については貧困者および社会的弱者の救済という旧来の考え方から一歩進めて、市民生活全般の安定と向上の観点をとつてのことである。福祉計画は教育、衛生はもとより、住宅および都市開発にも関連するところ多く、これら関係諸計画との調整にとくに配慮した。

各 論

総 説

本章にいう社会福祉とは、狭義の社会保障、社会福祉を含めた最広義の意であつて、(1)最低生活水準以下の貧困階層を対象とする救貧対策、(2)救貧以下におちこむ公算の大きいボーダーライン、不安定所得層など低所得階層を対象とする防貧対策、(3)一般所得階層を対象とする社会保障、の3分野を包括する民生行政の全般に及ぶものを称する。

これらの各領域における施策の中軸をなすものは、救貧対策としては最低生活水準を保障する生活保護を中心とした公的扶助を、低所得階層対策としては貧困原因の態様に即した社会福祉施策の開拓と公的福祉施設の充実を、また一般所得階層対策としては防貧と生活安定のための社会保険などがある。

この計画策定に際しては、目標年次における目標水準をどのように設定するかが問題となるが、上述の社会保障制度については、一応国あるいはその諮問機関等の長期構想ないし勧告に本市独自の需要を合わせて本市の計画期間内における行政規模を予測した。その結果、後述各説にみるように大巾な膨張が予想される。

近年、わが国経済の高度成長と雇用の増大に伴つて、市民の所得水準も全般的には上昇し、低所得層が減少したことは被保護者などの推移からもうかがうことができる。

しかしなお経済発展に取り残された低所得者層も少なからずおり、しかもその生活内容も低いままになつてきている。こうした低所得者層への対策は依然最も重要な課題である。

そのためには経済の高度成長を維持し、所得をいつそう向上させることが基本的には重要であるが、これら低所得者のなかには現在の社会的諸条件、たとえば社会福祉施設、医療制度、

職業訓練などじゅうぶんでないために、自力での生活向上がはかれず、やむなく低い生活に甘んじたり、公的扶助にたよるものがある。この面での条件を整えることが必要である。それとともに、社会情勢の変化により、たとえば高齢人口の増加や、家族による私的扶助の慣習の崩壊などから、要望される施設の種類や機能も変わつてきており、そのニードの実態に応じ受け入れ体制を整備する必要がある。それに現在の施設のなかには老朽施設もあり、施設内容も社会の進展に遅れたまま取り残されているものもあり、今後10年間、このような社会的条件を積極かつ大巾に改善拡充する必要があると認識し、本計画ではこの面に相当の力をそそいでいる。その結果目標年次における低所得者福祉水準は、現在に比し飛躍的に上昇する。

1 最低生活の保障

生活保護

<現 況>

本市における被保護者の推移は毎年減少の一途を辿つている。すなわち、昭和31年の保護世帯9,000(26,480人)から昭和39年には5,560世帯(12,500人)と61.7%(人員では47%)に減少している。一方これを保護費支出額の面から見ると、保護人員の減少傾向にも拘らず毎年逆に増大し、昭和39年は昭和31年の1.12倍となつて、これは数次にわたる保護基準の引き上げによる扶助単価の上昇によるものである。

こんごの保護人員の推移については、何よりも国民所得の動向、国の施策により大きく左右されるが、一応現在程度の水準で横ばいするものと推定した。

<計 画>

昭和37年8月社会保障制度審議会から出された答申による「保護基準の引き上げは、当面昭和45年に少なくとも昭和36年当初の水準の実質

3倍になるよう年次計画を立てる」との勧告を参酌して、最終的には一般世帯との格差を是正することを目標に、本市においても国の施策を有効適切に実施する。

計 画 目 標 水 準

指 標	現 況	50
被 保 護 人 員	12,550人	13,000人
保 護 率	8.2%	5.5%
保 護 額	5,784円	12,500円
年 度 支 出 保 護 費	871,200千円	1,950,000千円

事 業 費	14,526,810千円
財 源	
国 費	11,421,448
市 費	3,105,362

<問題点>

- (i) 中区寿町ドヤ街の形成が、この地区保護率増大の原因となっているが、これは、特定地域における問題なので別途考慮することとして、この計画からは一応除外する。
- (ii) 生活保護費の動向は 国民健康保険制度医療保障の推移に大きく影響されるが、その点は、度外視することとした。

2 低所得者援護対策

援護施設

<現 況>

社会福祉に対する財政負担の増加により、その施策は次第に強化されているが、他面大都市特有の問題であるスラム対策一本市中区寿町、松影町一帯の簡易宿泊所に居住する低所得者階層に対する福祉対策一は、従来の社会福祉制度、方法、技術では解決し得ない問題を多く含んでいる。すなわち、売血、ヤミ労働、トバク、泥酔等環境によつて醸成させるところの反社会的行為が宿泊人の中に顕著に見られ、かつ彼等が「ドヤ」と呼んでいる現在約70の簡易宿泊所に少なくとも6,000人前後が仮泊的な宿所に長期に亘つて生活の本拠をおいているところに大きな社会問題をやどしている。このような特殊な環境の中に順応して、一般社会への復帰を非常に困難にしているのは、彼等の生活態度に基因

するところが大きい。国が大都市だけの特異な現象として福祉行政から置去りにしていたことにも問題がある。

<計 画>

この問題を解決するには、住宅と労働の両面から対策を講ずる必要があると考え、物心両面に亘るキメの細かい施策を次により実施する。

- ・生活相談施設
現在中区寿町の生活相談所をニードに応じた施設を拡充し福祉の拠点とする。
- ・厚生アパート
父子、母子、夫婦等の家族世帯のうち、更生意欲のある者の社会復帰への一過程として、当該施設に一定期間収容して、生活指導、職業指導等により秩序と規律を会得させ、一般社会への融合復帰をはかる施設を設置する。
- ・宿所提供、宿泊施設
単身の無宿勤労者の社会福祉施設として市内に宿所提供施設(2施設)、宿泊施設(5施設)があるが、はみだしたものがドヤ街に密集している。新たに単身無宿勤労者のための宿泊施設を新設し、老朽した宿所提供施設を改築する。
浮浪者等に緊急一時保護所を併設する。

計 画 目 標

指 標	現 況(40.12)	50
生 活 館	1 540㎡	1 722㎡
厚生アパート	0	1 収容定員100世帯
宿所提供、宿泊施設	7 (市4県3) 収容定員 1,252人	8 (市5県3) 収容定員 1,454人

事 業 費	415,500千円
財 源	
国 費	17,100
市 費	398,400

厚生住宅の動向

<現 況>

厚生住宅は、終戦後海外引揚者、戦災者で住宅に困窮している者に対し、住宅を提供し福祉

増進をはかるため設置されたが、住宅は終戦直後の旧軍の舎屋又は粗悪な材料で俄かに模様替え、あるいは建造したものであり老朽している。

＜計画＞

今日、居住者たる引揚者、戦災者等の生活は一般生活者と変わらず、本事業の初期の目的は達せられたので、これを廃止し、こんごは一般住宅政策の一部として低所得者住宅を建設して移転をはかる。

計 画 目 標			
指 標	現 況	50	
厚生住宅	木造平家67棟	鉄筋コンクリート7棟 168戸	
	収容定員 162世帯	収容定員 168世帯	
事業費	292,600千円		
財源	市 費		

3 医療保障

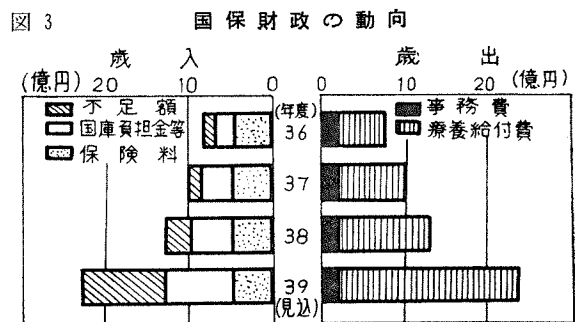
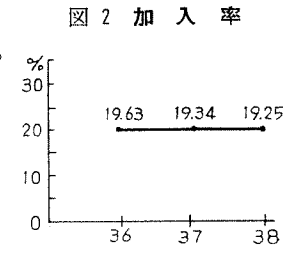
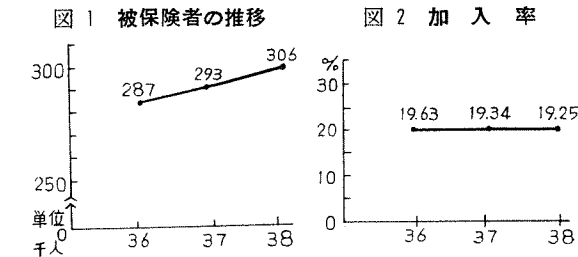
国民健康保険

＜現況＞

本市の国民健康保険事業は、昭和36年4月1日から実施しすでに3年10カ月を経過したが、事業実施当初の被保険者数は287,300人であったが、本市の人口増とともに被保険者数も増加し、昭和38年においては、306,700人となった。

これを加入率で見ると、第一次産業の減少や、五人未満事業所の健保適用促進等の結果、わずかながら低下の傾向を示している。

保険給付においては、国の定める5割給付の基準を上廻る世帯主7割、世帯員5割をもって発足し、昭和38年9月から更にこれをオール7割給付に引き上げ現在にいたっているが、発足以来右図のとおり年々増加の一途をたどる医療費支出に歳入が対応せず保険財政は年と共に窮乏化がはげしく財政の健全化等困難が山積している。



＜計画＞

(1) 国民健康保険の保障水準および財政的裏付けの多くは国の政策として決定されるべきものであり、本市独自の長期計画の策定は非常に困難である。加えて現在の制度そのものが過渡的段階の未熟なものであり国における基本的な方向さえ不明確である。したがって給付改善計画においては、去る昭和38年9月から全国にさきがけて実施したオール7割給付の維持に努力を払うことにし、任意給付において医療水準に対応させ助産、葬祭費を引き上げると共に、全国オール7割実施後の昭和43年から傷病手当金および育児手当金をもうける。

種別	年度	40	41	42	43
被保険者数		356,000人	387,600人	413,900人	471,200人
法定給付	主員	70%	70%	70%	70%
	世帯員	70%	70%	70%	70%
任意給付	助産費	2,000円	2,000円	3,500円	5,000円
	葬祭費	3,500円	3,500円	5,000円	7,000円
	傷病手当金	—	1カ月以上入院の世帯主 5,000円	1カ月以上入院の主帯主 5,000円	1カ月以上入院の世帯主 10,000円
	育児手当金	—	1カ月 1,000円 6カ月	1カ月 1,000円 6カ月	1カ月 1,000円 6カ月

(2) 本給付改善計画に対応する財政の方針は、国庫に相当額の増額を期待するとともに自主財源としての保険料についても給付に対応した賦課を行なうことを検討することとし、低所得者層の多くをかかえる国民健康保険においては負担能力の限界から、なお、ある程度の不足が生ずるものと考えられ、この不足額については社会保障の見地から一般会計から繰入れを行なうこととする。

達成目標水準		
指 標	現 況	50
被 保 険 者 数	356,000人	471,200人
加 入 率	19.6%	20%
療 養 給 付 率	主員 70%	主員 70%
	世帯員 70%	世帯員 70%
助 産 費	2,000円	5,000円
葬 祭 費	3,500円	7,000円
傷 病 手 当 金	0	10,000円
育 児 手 当 金	0	6,000円

事業費	67,472,373千円
財源	国 費 35,810,755
	市 費 7,483,025
	保険料収入 24,178,593

＜問題点＞

- (1) 国民健康保険の財政は被保険者の拠出する保険料と国庫支出金を主要な財源としてまかなわれる特別会計であるが支出面の大部を占めている療養給付費については給付率改訂及び医療需要の増大により年々大幅な支出を覚悟しなければならず、かつこれら支出は保険者において自主的に抑制することが不可能に近い性格のもので今後一層の困難が予想されるが、計画水準はこれを維持しなければならないと考える。
- (2) 事務的経費については、本計画に計上していない。したがって国庫負担金が必要額の半に満たない現状から、本財政計画による所要経費以外年間約1～2億円程度の不足額が別に生ずるものと考えられる。
- (3) 保険財政の健全化を計るため被保険者の負担増が当然に見込まれるので将来は低所得階層の実態を把握した後これ等のものに十分な対策をたてる必要がある。

4 福祉年金

国民年金

＜現況＞

国民年金制度は拠出年金を基本とし無拠出

の福祉年金を経過的および補完的に併用するしくみで、保険者は国であり、市は年金事務の一部を行なっている。

・福祉年金

本市福祉年金受給権者数は、昭和39年3月末現在21,613人でその年金別内訳は、老齢福祉年金19,120人、障害福祉年金1,277人、母子福祉年金1,216人となっており、老齢福祉年金が全体の88.5%を占めている。

また制度発足以来現在まで、受給権者数の推移は下図のとおりで、各年金とも漸増の傾向が見られる。

・拠出年金

本市拠出年金の被保険者数は昭和39年3月末現在193,052人に達しており、老齢年金は65歳から支給されるが、障害、母子遺児等の年金はすでに支給が開始されており、その状況は下表1-2のとおりである。

図1-4 福祉年金受給権者の推移 (年度末現在)

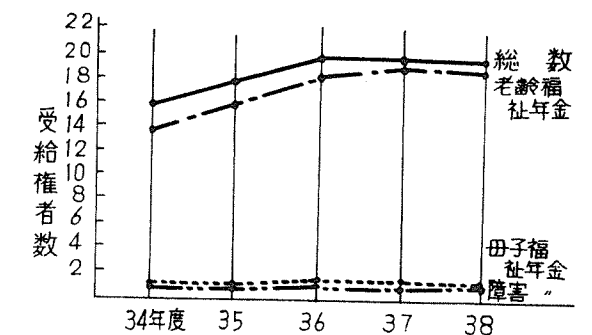


表1-2

年度	種別	障害年金		母子年金		遺児年金		合 計	
		人員	年金額	人員	年金額	人員	年金額	人員	年金額
昭和37年度	1	30,000	70	1,656,000	6	57,600	77	1,743,600	
昭和38年度	2	40,000	107	2,690,400	10	103,200	119	2,853,600	

＜計画＞

国民年金制度が発足して、国民皆年金の体制が整えられたが、福祉年金の対象とされるべくして、法の経過措置における不備から、その恩恵に浴せないものが多い実情にかんがみ、これ

ら市民を救済するため本市独自の年金制度を創設して、低所得階層に対する所得保障の充実をはかる。これを「横浜市付加福祉年金(仮称)」と呼ぶ。

〔制度内容〕

支給要件

(i) 所得制限以下の支給要件は、福祉年金と同等とする。

(ii) 所得制限については次の通りとする。ただし福祉年金の支給を受けられるときはこの限りでない。

・(昭和41年度～昭和43年度)

所得制限基準額の120%相当額までの所得の者。

・(昭和44年度～昭和45年度)

所得制限基準額の130%相当額までの所得の者。

・(昭和46年度～昭和47年度)

所得制限基準額の140%相当額までの所得の者。

・(昭和48年度～昭和50年度)

所得制限基準額の150%相当額までの所得の者。

〔年金の種類及び年金額〕 福祉年金と同等とする。

〔実施目標〕 昭和41年度

達成目標水準			
指 標		41(開始)	50
老 年 人	数	3,230人	10,700人
障 害 子	数	40	68
母 子	数	30	52

事業費 1,158,048千円

財 源 市 費

〔注〕

- 本市の年金額は計画の趣旨から現行制度の額を逸脱することはできないが、将来、国の給付額がどのように増額されていくか予測が困難である。
- 長期計画をたてる場合、高齢人口の推計は、ともかく将来の所得の伸びや、国における所得制限基準額の設定等

については、推測がむづかしく、一応、過去の実績にてらし、将来も同じ状態が続くものとの前提に立って計数を算出した。

5 老人福祉

〈現 況〉

昭和38年8月老人福祉法が制定され、老人福祉の増進をはかる施策が種々取りあげられているが、法に基づくものとして養護老人ホームの建設および収容措置の扱い、老人クラブの助成、老人健康診査、家庭奉仕員の派遣、その他法外事業を実施している。今後の高齢人口の増加に伴い、これら事業の拡充の必要にせまられている。

〈計 画〉

(1) 老人福祉相談機能の強化

・老人福祉事務に専門に従事する社会福祉主事の配置

法により設置を義務づけており、各区1名ずつ配置する。

・老人クラブの助成

老人クラブの拡充とクラブ運営の強化をはかる。

・老人家庭奉仕員の増員

被保護老人家庭、要保護老人家庭等に派遣するための老人家庭奉仕員の拡充と処遇改善をはかる。

達成目標水準			
指 標		現 況	50
老人社会福祉主事		—	10 人
老人クラブ	600クラブ	950クラブ	
老人家庭奉仕員	30 人	60 人	
高齢人口(65歳以上)	76,352 (4.4%)	112,615 (4.8%)	

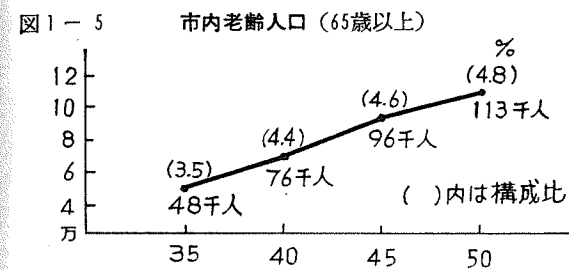
事業費 232,000千円

財源 国 費 76,000

市 費 156,000

(2) 老人福祉施設の整備

老人福祉施策というものは、老人の「くらし」と「こころ」の問題であるとすると当面次の施設整備を必要とする。



・養護老人ホーム

本施設は老人福祉法施行に伴ない従来の生活保護施設の養老施設を改称したものであるが、本市では、昭和34年から施設の整備に努め、現在5施設収容定員731人に達した。施設収容率は、全国平均65歳以上の人口1,000人につき8.2人であるが、本市は10.6人と平均を上廻り、ほぼ充足されたと見るが、更に高齢人口増による施設整備をはかる必要がある。

・特別養護老人ホーム

昭和37年の施設実態調査による常時就床者は9%で病弱者は27%となっており、介護を要するものは全体の36%となっている。本市の施設の要介護者について見ると32.2%となっているので、今後の計画としては原則としては健康者は老人奉仕員による居宅養護、病弱者は特別養護老人ホームへの収容という方向が考えられるが、更にリハビリテーションの機能も配慮する必要がある。

・軽費老人ホーム

経済力の低い老人に低額の費用で、宿所を提供する施設で現在市に未設置であり、家族形態の変化、所得向上等により、入所希望が増大するものと考えられる。

・老人福祉センター

この施設では主に老人の「こころ」についての問題解決機関としての役割を重視し、社

会的に孤立した老人の健康審査、職業相談(内職、就職のあつせん)、くらしの相談等、低所得者老人の他に余暇活動の場所として老人クラブ、指導者の研修、趣味の講座、地域社会への奉仕活動の拠点とし、更に保養所的機能をもたせ、温泉療法可能な宿泊施設を併置する。

計画達成水準

指 標	現 況	50
養護老人ホーム	施設数 5(市立2) 民間3 収容定員 731人 収容率(1,000人当り) 9.5人	6(市立3) 民間3 831 (65歳以上) 7.2人
特別養護老人ホーム	施設数 — 収容定員 — 収容率(1,000人当り) —	3(市立1) 民間2 280人 (65歳以上) 2.5人
軽費老人ホーム	施設数 — 収容定員 — 収容率(1,000人当り) —	5(市立2) 民間3 500人 (60歳以上) 2.5人
老人福祉センター	施設数 — 宿泊定員 —	1 30人

事業費 924,400千円

財源 国 費 135,685

市 費 788,715

〈問題点〉

- 老人住宅の設置 家族思想の変化により、老人の別居、更に健康者の居宅養護の方向に鑑み、団地等老人住宅の設置が要望され、具体的に国においても2種公営住宅の枠内で建設が考慮されているので、今後検討する必要があると考える。
- 老人所得政策の推進 老後の経済生活を保障する方法として各種年金、恩給等の社会扶助の飛躍的發展が望まれるとともに「たべること」の手段としての職業でなく、社会生活への連帯感から生ずる余暇費用、或は遊休労働力の活用といった高齢者雇用政策の推進を別途考慮する必要があると考える。

6 児童福祉

近時、児童育成の基盤である家庭は時代の制約を受け、種々の問題に悩み、他方人口構造の変化、人口の都市集中化、高度の経済成長のもとにめまぐるしい激動に伴い、児童のうえにも空地の不足、自然の破壊による自然に親しむ機会の減少、交通事故の頻発、父母の就労による不遇家庭の増加、周辺地域における人口の急激な都市化に対処するためのサービスの不均衡是正等いろいろの問題が生起し、市民、児童に対して等しく十分なサービスを確保できないなど現実の大きな問題となつてのみならず今後益々この傾向が増大することは容易に納得しうる処である。

かかる情勢下に於いて、次代を背負う、児童を健やかに育てるのは、その保護者はもとより、国および地方公共団体に課せられた責任であるとともに、市民児童に対して等しく十分なサービスを確保する観点に於いて、特別な保護を必要とする児童に対して充分の保護措置を講ずるよう積極的に助長するとともに併せて、要保護児童を生みださないようにするための一般児童の健全育成対策を強力に推進する必要がある。

(1) 児童相談機能の拡充強化

<現況>

現在児童相談機能は本市一ヶ所の児童相談所—1行政区に民生安定所—児童委員となつている。

しかしながら児童福祉の専門機関は児童相談所1ヶ所のみであり、行政区に一カ所宛設置されている民生安定所は児童福祉の専門機能は殆んど保有していないのが現況である。

区 別	設置数	専門職員数
児童相談所	1	児童福祉司 10 心理判定員 4

<計画>

児童相談所は、地方における児童福祉の向上および増進をはかるため設置された児童行政の実行を担当する唯一の専門機関であり、児童相談所の果す役割は極めて重要なものとなつている。

しかしながら、昭和37年度より実施されている3才児検診に伴う問題児童の指導、巡回相談によるしつけ、性向、適性相談、身心し害児の発見、相談、又その継続指導の強化の必要性もあり、児童相談所の拡充強化は、当面の大きな問題となつている。

さらに周辺地域の急激なる人口増加、児童問題の多発、および地域開発計画に伴う将来性をも考慮するとき、市民に対して等しく十分なサービスを確保できないことが必然となるので児童相談所の増設の具体化をはかる。

また現存児童相談所は木造老朽庁舎であるので災害時において児童行政のセンターたる役割を果すことができないのは勿論のこと、平時においても児童相談機能を十分発揮することができないので早急に耐火構造に改築する。

その機能についても問題児の発見、入所保護措置、家庭指導等のケースワークはもとより、民生安定所への専門的技術指導援助、あるいは児童委員に必要な指示を与え児童福祉活動を行なうなどその活動範囲の拡大をはかるため、少なくとも専門職員を法令基準定員まで充足するとともに、乳児期、幼児期、少年期のそれぞれの発達段階に於いて、衛生保健、健康生活等全般に涉つての指導を保健行政の第一次機関である保健所と積極的に有機的に結びつぎのもとに実施する必要があるのと、等しく市民サービスの利便をはかるため、専門職員を民生安定所に派遣し、これを要員として民生安定所に、児童相談所分室（家庭児童相談室）を設置し、併せて民生安定所の強化拡充をはかる。

計 画 目 標

指 標	現 況	50
児童相談所	1 木造	2 鉄筋
専門職員	{ 児童福祉司 10 心理判定員 4	22 14
家庭児童相談室	0	10

事業費 197,000千円

財 源

国 費 12,000

市 費 185,000

(2) 保育事業の充実

<現況>

最近の産業構造の変革等により、母親の就労が増加し、一方都市への人口集中が著しく、このため保育に欠ける児童が急増している。特に市周辺開発地域において顕著である。

本市に於ける保育に欠ける児童総数は15,540人と推定されるが、保育所の数は表の通りで、他の指定都市と比較しても非常に少なく、またその配置状況も適正とは言い難い状況にある。

将来ますますその必要度が増すものと思われるので、保育所の整備充実をはかることが緊急の課題であるとともにその設置については地域に応じた適正な配置が必要である。

又、乳児の保育の要望も高まつて来ており、乳児保育所の増設をはかるとともに、児童の精神発達の段階から集団保育が決して満足すべきものと考えず、よい家庭的雰囲気のもとで保育されうる方途が研究されるべきである。

表 1-3 市内保育所の現況

区 分	数	定 員
公 立	13	4,488
私 立	56	
計	69	

表 1-4 大都市の保育所

都市別	学令前児童数	施設数	定 員
名古屋	190,340	145	11,992
京 都	125,826	125	9,644
大 阪	309,223	131	9,899
神 戸	111,134	46	3,196
北九州	120,779	73	6,040
横 浜	198,681	69	4,488

表 1-5 家庭福祉員制度の状況

登録数	受託者数	委託児童数
37	30	77

<計画>

・保育所の増設

本市における保育に欠ける児童は15,540人と推定されるが、計画ではこれら児童の内、約70%を完全保育できうることを目標とすると、約10,900人が措置目標となる。

このためには、昭和50年に於いては110カ所（60名定員）の保育所が必要となる。

この建設計画に当つては、幼稚園の増設計画と連絡調整を保ちながら適正配置を期することが必要であるとともに、他の児童福祉施設の改築計画のみならず、住宅、教育等の施設の増改築計画と充分連絡協調し、用地の確保並に併設を考慮する必要がある。

・乳児専門保育所の設置

乳児保育の重要性にかんがみ、建設計画中に十分このことを考慮するとともに、乳児の生活の流れと幼児の生活の流れは相当異なるので乳児単独専門施設とするか、併設する場合に於いても別棟にする等考慮をほらい、併せて乳児専門保育所は一般保育所の指導研修の中心的機能をもたせ、兼ねて地域の保育センターの役割を果すため、病院、又は保健所等との関連が充分できうるように設置場所を考慮する。

・家庭保育の内容充実

乳児保育を考えるには、基本的には豊かな愛情にみちた家庭で育てることが望ましく、集団保育は、その精神的発達段階から決して充分とは考えず、止むを得ない事情のあることのためとし、集団保育以外、最も保護者による保育に近い状態の保育の方途として、既存の家庭福祉員制度の充実と法によらない簡易共同託児所の設置により家庭的雰囲気に近い保育の充実に努める。

保育所計画

	一般保育所		乳児専門保育所		計	
	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
公立	48		10	300	58	
私立	116	10,098	—	—	116	10,398
	15		—	—	15	
計	179	10,098	10	300	189	10,398

建物 17,226㎡
用地 38,280㎡

計画目標

指 標	現 況	50
一保 育所	69	179
定 員	4,488	10,098
乳保 育所	—	10
定 員	—	300
家庭福祉員	登録数 37	60
	委託者数 30	—
	委託定数 77	134
簡易井同託児所	—	50
	—	定 数 250

事業費 458,000千円

財 源

国 費 72,100
市 費 385,900

(3) 心身障害児の福祉

<現 況>

心身障害児の実態把握は対象の特殊性から極めて困難であり、本市に於いては未だ実態調査を実施していない。現在その推定は出現率によつてなされているのが通常であるが、これも一都市の推定率としてあてはめるには信頼しうる数値を示していない。

今東京都の委託調査による出現率により本市の精神薄弱児数を推定すれば次の通りである。

表 1-6 心身障害児の推計

	基礎人口	精神薄弱児数	要収容児童数
	(A)	(A)×0.63%×79% (B)	(B)×28.6%
昭和38年	1,600人	7,953人	2,261人
昭和50年	2,35000人	12,092人	3,432人

し体不自由児、重症心身障害児についても信頼すべき数値を示す出現率はない。

心身障害児に対する本市に於ける措置の状況は次の通りである。

表 1-7 心身障害児の措置現況

種別	区分	施設数	措置数	備 考
精薄施設(含通園)		6	192	この内には県立、市外民間施設委託児数を含む 充足率8.5%
し体不自由児施設		1	50	県立施設委託
重症心身障害児施設		1	7	民間施設(市外)に委託

措置を要する心身障害児の数に比して本市に於ける施設は著しく不足しているのが現状である。施設数の増強をはかるとともに、障害の程度や症状等施設児童の質的な多様性もあり、これらに応じた分類収容を体系的に整える必要がある。従つて重度および重症者のための施設、職業指導と授産を専門に行なう訓練授産施設の設置等多角的な検討とあわせて在宅心身障害児対策を強化する必要がある。

<計 画>

(1) 収容施設の整備

心身障害児中、施設収容を要する児童のこの計画期間中に於ける収容充足率の向上を推進するために、この期間中に次の如く施設の増強整備を行なう。

・幼児通園施設の整備 幼児期における適切な指導の効果は大であるので通園施設の増設(4ヶ所)をはかる。

・精神薄弱児施設の充実

精神薄弱児の分類収容を可能ならしめるため精薄施設の増強(1ヶ所)新設(2ヶ所)をはかる。

・訓練授産施設の設置

精神薄弱児の職業訓練と授産を専門に行なう訓練授産施設(1ヶ所)を設置する。

・民間重症心身障害児施設におけるベッドの確保

重症心身障害児の収容のため早急に民間既存施設にベッドの確保をはかる。

・民間精薄児施設の増改築を積極的に援助することにより精神薄弱児の委託児数の増加(150人)をはかる。

これによりこの計画期間中に精神薄弱児については685人の増設をはかる。これにより措置人員は877人となり、その充足率は25.6%となる。ほかに重症心身障害児対策を強化する。

(2) 在宅心身障害児対策の強化

・実態の把握

心身障害児の対策の樹立は、まず心身障害児の実態を把握することが望ましいが、これは特殊性もあり困難なので、これら児童についての処置の希望をきくことにより、より実態調査を正しい方向にもつてゆく努力と具体的な働きかけをするため心身障害児の登録制度の充実をはかる。

・在宅心身障害児指導の強化

心身障害児のうち大多数のものは家庭に於いて生活しているのが現状であるので、家庭訪問による指導体制の確立をはかるとともに在宅心身障害児の保護者に対して障害児の保護育成に必要な知識と技術を与えるため保護者講習会を積極的に実施する。保護者による適切な指導も、幼児期にあつては特に大きい。このため各地域毎における巡回相談指導を積極的におこない早期発見、早期指導に努める。

	年度	50		備 考
		年間回数	対象人員	
訪問指導体制	延 3,600	300人	月1~2回訪問	
保護者講習会	延 20	600	各区毎年2回 1回7日間	
巡回相談	延 20	600	各区毎年2回	

計 画 目 標

指 標	現 況	50
精 薄 児 施 設	6 (192)人	8 (547)人
精 薄 児 通 園 施 設	1 (30)	5 (180)
精 薄 児 訓 練 授 産 施 設	—	1 (60)
し 体 不 自 由 児 施 設	1 (50)	※ 2 (80)
重 症 心 身 障 害 児 委 託 施 設	2 (7)	※ 2 (40)
し 体 不 自 由 児 通 園 施 設	—	1 (30)
言 語 障 害 児 通 園 施 設	—	1 (30)

※印 民間施設 委託ベッド

<問題点>

- ・各自治体の財政状態により左右されるという国の現行体制に問題がある。
- ・心身障害児の多様性に鑑み分類収容の有機的一貫性を期するためには教育対策との連絡調整が必要である。

事業費 2,787,732千円
財 源
国 費 224,829
市 費 2,562,903

但し、後述教護施設、養護施設、母子施設のための事業費を含む。

(4) 教護事業の充実整備

<現況>

近年、青少年の非行化は、暴力犯の増加集団化、非行年令の低下等の特徴をみせ、収容保護指導対策の重要性を増大させている。

本市における反社会的行為児童数は1,065人と推定されている。これに対して現況は市直営50人、県立民間施設委託77人計127人であり、その充足率は11.9%に過ぎない。

<計画>

現在の向陽学園を増築し50の定員増をはかるとともに、あらたに非行防止の機能を有する情緒障害児短期治療施設(1ヶ所定員50人)を設置して、早期発見、早期治療を期し、非行以前の問題児対策を推進する。

計画目標

指 標	現 況	50
教 護 院	3 (公1(50) 私2(77))	3 (公1(100) 私2(77))
情緒障害児短期治療施設	—	1 (収容50 (通園30))

(5) 要養護児童の福祉

<現況>

養護児童のうち、要収容対象は、表の示すとおり約1,900人を数えているが、これに対して、収容人員は、現在公私合せて22施設(878人)で、このほか96の里親に対して105人の児童を委託しており、この充足率は51.9%に当る。

表1-8 要養護対象児童数現況

年度別	種別	厚生省調査による(昭28年) 児童人口×0.37
昭和38年		1,888人

<計画>

養護施設収容児童の入退所の回転率は他の種の児童福祉施設におけるよりもはるかに高いの

で、現在の充足率46.3%を70%まで向上をはかる。

とくに2才~6才までの幼児層については充足率が甚だ低いので向上の重点を幼児層に指向する。

このためには施設の増設は現在市立三春園と富岡学園を郊外の環境の良い場所に移転合併改築し、併せて幼児収容能力を30名定員増をはかるとともに、明るい家庭を与え得る真の意味の里親の啓蒙と開拓をはかる。

計画目標

指 標	現 況	50
養 護 施 設	公私22(878)	公私21(908)
里 親	委託 96(105)	350(500)

(6) 母子福祉事業の充実

<現況>

母子世帯に対する福祉については、経済的自立助成のため母子福祉資金の貸付、母子の入所保護を行なう母子寮により行なわれている。

現在、母子寮は12施設258世帯の定員を有しているが現員は若干それを下廻っている現況である。

母子世帯の推定は次の通りである。

表1-9 母子世帯数

昭和38年	(総世帯の3%) 12,781世帯
昭和50年	(総世帯×3%×64.7%) 12,396世帯

<計画>

今後に於ける母子世帯の数は人口の増加にもかかわらず減少の傾向をみせているので、その数は現在と余り変化がないと思われる。

母子世帯の福祉の向上には戦争未亡人とその遺児という問題で意識されて来た母子世帯の問

題も、戦後20年を迎えんとする今日においては一般母子世帯の問題となつてきていることと、生活水準の向上ということにむしろ頭を置いて考える必要があろう。

このために

- ・経済的援助(母子福祉資金の貸付)については特に修学資金の限度向上をはかる。
- ・母子寮についてはその数の増加はむしろ考える余地はなく、建物の老朽化による災害時の対策と、母子世帯の生活水準の向上という面で、むしろ既存施設の総合的統廃合改築と分類収容を考慮することにより、入寮者の実質的処遇改善をはかる。
- ・母子寮入寮家庭の一割強が経済的に退寮可能であるので世帯の独立自活の方途として母子世帯向住宅の確保をはかる。
- ・母子世帯のための「いこいの場」としての母子休養ホームを新設する。

計画目標

指 標	現 況	50
母 子 寮	公私12(258)	公私11(221)
母子休養ホーム	—	1(50)

(7) 児童福祉施設収容児童の処遇改善

<現況>

昭和38年度中の本市の施設等における保護措置の状況は次の通り、市立児童施設20カ所を含めた102カ所の施設に児童4,844人と195の世帯を収容委託するとともに措置費、法外援護費を負担している。

しかもこれらの措置児の90%強は民間施設に依存しているのが現況である。

表1-10 児童福祉措置状況 昭和38年度

区 分	施設数	1カ月平均措置人員	措 置 費
			1カ月1人当り所要額
保 育 所	60	3,418人	2,508
母 子 寮	12	195件	9,729
助 産 施 設	2	10件	8,689
養 護 施 設	23	818人	10,401
教 護 院	3	99人	12,130
精神薄弱児施設	5	169人	13,050
精神薄弱児通園施設	1	30人	8,438
盲 児 施 設	1	12人	15,268
乳 児 院	2	52人	23,999
虚 弱 児 施 設	1	27人	14,452
し体不自由児施設	2	49人	12,620
里 親	—	70人	5,056
補 装 具	—	3件	12,550
計	102	195世帯 4,844人 13件	年間総額 千円 306,700

<計画>

- ・措置児童の処遇改善

収容措置児童の処遇に当てるべき措置費、法外援護費を増額し、直接的に措置児童の生活水準の向上はもとより、施設従事職員の勤労条件等の改善をすることにより、ひいては措置児童の処遇改善に資する。

- ・民間施設の整備援助

老朽民間施設の改築等に対する積極的援助をなし、施設の整備充実、近代化の推進をはかるとともに、児童施設の不燃化を配慮することにより、側面より児童の処遇改善を助長する。

表1-11 児童福祉施設措置人員推計

	50	事業費	15,809,403千円
		財源	
養 護	908	国 費	10,204,227
教 護	257	市 費	5,605,176
精薄(含心身障害)	967	うち徴収金収入	
盲 児	15		
乳 児	66		
里 親	500		2,974,887
虚 弱	30		
母 子 寮	620		
助 産	25		
保 育 所	10,782		

7 身体障害者福祉

<現況>

全国の身体障害者数は約95万人（35年7月調査）で、人口1,000人のうち10.2人と推計されており、この調査による推計数は15,800人となるが、39年度3月末の本市身体障害者手帳交付数は、9,051件となっており、軽度障害者に手帳未交付者が多いと推定される。

障害別では肢体障害は5,689人（62.9%）、視覚障害1,929人（21.3%）、聴覚障害1,361人（15%）、言語音声障害72人（8%）となっている。

障害の軽重度別に見ると、次表のとおりである。

表1-12 身障手帳交付現況

級	総数	肢体障害	視覚障害	聴覚障害
1級	1,250	228	1,022	—
2	1,941	853	328	760
3	1,597	1,252	173	172
4	1,868	1,593	117	158
5	1,456	1,308	135	13
6	989	455	154	330
計	9,051	5,689	1,929	1,433

上表で見るとおり、重度障害者（1・2級）3,191人、35.2%となり、これに対する経済的援助として、国民年金による障害福祉年金年額21,600円で、受給者は所得制度等により、実際に受給しているものは1,227名である。

身体障害者福祉法に基づく援護実施機関は民生安定所であるが、援護措置、相談を担当する専門職員、身体障害者福祉司は僅か2名で、他は生保のケース・ワーカー、面接員等が兼務し、訪問活動等、積極的な指導援助は不可能の状態にある。また身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行ない、かつ補装具の処方、巡回して修理を実施する機関として身体障害者更生

相談所を設置しなければならないが、現在、市大医学部整形外科の協力により暫定的に障害相談室を設けているが取扱件数の増から正規の更生相談所の設置を各方面から要望されている。

次に援護施設としては僅かに収容授産施設、定員30名あるのみである。他の福祉としては、39年度より高校・大学生に奨学金の支給を開始している。

<計画>

(1) 身体障害者相談機能の強化

身体障害者福祉司の増員

手帳交付、医療、補装具、各種更生施設への入所、生活、職業等々の問題について、相談相手となる福祉司の役割は重大で、本福祉行政を推進する原動力ともいえるので、目標年次までに人口10万人につき1人の福祉司とし、総計23人を配置する。

身体障害者福祉司 2人→23人

(2) 更生援護施設

身体障害者の更生援護は、障害によつてはかなり高度な技術を必要とし、特別な医学的治療や生活訓練、職業訓練を必要とするが、重度障害等については施設に収容してその全生活を規律しながら一貫した更生援護を行なうことが効果的であるので、そのための援護施設の設置が望まれる。

・重度障害者収容援護施設の新設

重度障害者の援護施策としては主に障害年金であるが、その殆んどが家族の犠牲によつて家族保護に依存して精神的経済的にその重症にあえいでいるのが現状である。

これら重度障害者のための収容施設を、計画期間の前期に1施設、同じく後期に1施設新設する。

・盲人ホーム・授産工場の新設

従来より盲人の専門職業であつた、はり、マッサージ等は、近年健全人の進出により次第に狭くなりつつあり、盲人の新職業開拓がさ

げばれつつあるので、はり、マッサージの施術室を有する老人ホーム授産工場を新設する。

・身体障害者収容授産所の増築

未経験者の職業訓練のための補導部を新設し、定員増をはかる。

・ろうあ者更生寮の新設

ろうあ者を一定期間施設収容をはかり、生活指導および社会適応性を団体訓練して養成し、職場での定着性を高める指導を行なう。

・身体障害者福祉センターの新設

児童ならびに成人の身体障害者を対象に、医学的・心理学的、あるいは職能的判定により、適切な多面的指導と相談を行なう身体障害者の総合機関としての更生相談所および肢体不自由、言語障害児の機能回復訓練、通園施設、休養ホーム施設等を含む身体障害者福祉センターを建設する。

(注) 身障福祉センター

施設内容	事業内容	利用者定員
更生相談所	(イ) 手帳交付に伴う医学的診断判定 (ロ) 心理、職能、判定 (ハ) 更生医療、補装具、授産施設入所等の相談 (ニ) 補装具装着指導処方及び適合判定 (ホ) 巡回診査更生相談 (ヘ) 福祉措置	手帳交付者 10,000人
肢体不自由児母子通園訓練施設	(イ) 就学前の障害児 (ロ) 学齢障害児 (ハ) 父母への指導講習	60人 (6歳以上30人) "以下30人
言語障害児矯正母子通園施設	(イ) 就学前の言語障害児の矯正指導 (ロ) 父母への指導講習	20人
休養ホーム	障害者の教養、趣味、親睦を深める集会室並びに関係団体の事務室	—

計画達成目標

指	標	現況	50
重度障害者収容援護施設	施設数 収容定員 肢体不自由者(1,2級)	— — 1,081人	2 100人 —
盲人ホーム授産工場	施設数 定員	— —	1 収容30人 通所30人
収容授産所	施設数 収容定員	1 —	1 収容30人 通所90人
ろうあ者更生寮	施設数 収容定員	— —	1 50人
身体障害者福祉センター	施設数 利用者定員	— —	1 10,080人

事業費	458,000千円
財源	
国費	56,737
市費	401,263

<問題点>

- ・身体障害者の職業更生については主に労働省の職業訓練法、身体障害者雇促進法により、雇問題を解決する制度となっているが、この面の強化充実をはかる必要がある。また社会福祉の分野では、世帯更生資金等により自営業、技能習得、医療等に要する資金貸付を更に増加する必要があるが、これは今後の問題とする。
- ・所得保障、いわゆる公的年金各法、国民年金の給付額の引上げ、殊に重度障害者の扶養手当支給が望まれる。
- ・リハビリテーション及び医学的判定を行なう更生相談所については今後医療機関との併置を研究する必要があると考える。

8 精神薄弱者福祉

<現況>

精神薄弱者の実態把握は、対象の特殊性から極めて困難であり、一部県、市が実施した調査結果を見ても、信頼しうる数値を示していないので、本市では未だ実態調査を実施していない。36年の厚生省調査結果を基に推計を行なうと人口1,000人に対し5.3人の割合で市内の精薄数は約8,500人となり、内軽度4,170人（49%）、中度2,887人（35%）、重度1,443人（16%）となる。収容援護施設では、市立1、法人1定員80名である。

<計画>

精神薄弱者相談機能の強化

精神薄弱者福祉司の配置

援護措置を要するものは全体の54%で、その

うち在宅指導は35.8%を占め、施設に收容されることを要するものは18.2%となつているので当面民生安定所に各1名の精神薄弱者福祉司を配置する。目標年次まで人口10万人に対し1人の割合とし、総計23人とする。

精神薄弱者福祉司 0人→23人

援護施設の整備

能力に応じて生活指導と職業訓練を行なう施設の増設が望まれているが、殊に重度の精薄者にあつては、半数以上が施設入所又は医療措置を必要としているので県と協調して施設を整備する。

重度精神薄弱者援護施設 2施設 定員100名
 中度 " 2施設 定員140名

計 画 目 標

指 標	現 況	50
重度精薄援護施設	施設数 1 収容定員 100人 推定重度精薄数 1,443人	2 100人 1,992人
中度精薄援護施設	施設数 1 収容定員 80人 推定中度精薄数 2,887人	3 220人 4,359人
授産援護施設	施設数 1(県) 定 員 収容 30 通所 20	1(県) 収容 30 通所 20

事業費 342,800千円
 財 源
 県 費 61,292
 市 費 281,508

＜参 考＞

- 精神薄弱者には身体障害を有する重複のものがかなり多く、身体障害者福祉法は31年の事務移譲で指定都市の事務となっているが精神薄弱者福祉法は県の所管となっている。
- 国では法律改正を考慮しており、実現すれば児童・成人の精薄者を一本化し、一貫した援護施策を推進しようとしている。
- 専門職員確保の手段として社会事業大学等の学生に奨学金の支給及び専門職としての将来の昇進について考慮を必要とする。

9 職業補導と失業対策事業

(1) 職業訓練所の整備

＜現 況＞

金沢、中央(西区)、磯子の3職業訓練所が運営されているが、その設置の趣旨が、駐留軍離職者対策や、根岸湾埋立による漁業関係離職者対策など、緊急な事態に対処するためのものであつて、従つて、立地条件、規模、構造、設備など凡ての面で恒久的職業訓練所としての要件に欠けている。

然しながら駐留軍離職者は散発的となり、埋立の対策も一応終了した現在、概ね初期の目的は達成したので、今後は県立訓練所との競争をさけ、貧困者の新中卒、或は母子世帯対策を中心に運営整備する。職業訓練所の現況は次のとおり。

表1-13

所 名	職 種	定 員	期 間	S 39.9.30 現在修了 生延人員
金 沢 職業訓練所	ラジオ・テレビ(昼)	30人	1カ年	57人
	" (夜)	30	"	80
	ブロック建築(夜)	30	6カ月	115
	別科医療事務員	60	"	88
中 央 職業訓練所	洋 ミ シ ン 裁	30	"	450
	ミ シ ン 縫 製	30	"	260
	タ イ プ (和)	20	"	120
	" (英)	20	"	
磯 子 職業訓練所	機 械 製 図	30	1カ年	61
	写 真	30	6カ月	151
	経 理 事 務	50	"	246
計		360 年間630		1,628

＜計 画＞

・ 婦人専門職業訓練所新設

現在の中央職業訓練所が行なつてい職業が婦人向であるので、これを婦人職業訓練所とし、現行の建物が狭隘であるため適当地に移築する。

・ 職業訓練所新設

磯子、金沢訓練所はいずれも立地条件、設備共練訓所として極めて不適格であるので、市内中央の適当地に移転合併新設をはかる。ほかに鶴見、神奈川地区に2ヶ所新設する。

計 画 達 成 目 標

指 標	現 況	50		
婦人専門職業訓練所	施設数	1(中央)	1	
	収容定員	60人	170人	
	訓練職種	洋 裁 30 ミシン縫製 30 タイピスト 40	洋 服 30 洋 裁 30 ミシン縫製 30 和文タイプ 30 別科医療事務 50	
職 業 訓 練 所	施設数	2(金 沢 磯 子)	3(鶴 見 神 奈 川 中)	
	収容定員	200人	360人	
	訓練職種	経理事務	50	自動車整備 90
		写真	30	工 90
		機械製図	30	電 工 90
		ラジオ・テレビ	30	配 管 工 90
		" (夜)	30	活版印刷工 90
ブロック建築		30		
別科医療事務	60			
労働力人口				
15歳 ~ 29歳	573,000人	651,000人		
30歳 ~ 44歳	424,200	640,200		
45歳 ~ 64歳	260,400	393,200		
計	1,257,600	1,684,400		

事業費 1,663,400千円
 財 源 市 費

(2) 授産施設の整備

＜現 況＞

現在本市授産事業施設は共同作業所7、授産所3でその実績の推移は次表のとおりであつて作業人員、工賃ともに逐年増加の傾向にある。

本事業の対象人口を把握することは極めて困難であるが、県の調査資料に基づく推定によれば、市内人口の8%、現在で約132,800人と推定されているが、このうち、本市施設利用者は、関係職員の不足などのため、わずか2%にすぎない実情である。

試みに東京都、川崎市の例をみると、内職者30名程度に1名の割合の職員をおいて、技術の指導、資材の末端輸送などに当らせているが、本市では73名に1名の割合となつている。

表1-14

年 次	工 賃	指 数	延人員	指 数
昭和30	27,188,538円	100	377,152人	100
34	50,773,798	187	462,935	123
38	95,504,927	351	537,375	142

＜計 画＞

授産事業の将来は居宅作業を中心とし、そのセンターとして中央内職補導センターを新設し貨車自動車を配置し機動力の強化をはかるとともに、技術指導および講習会を開き商社より作業を一括受注して内職希望者の需要に応ずるような体制の整備に重点をおく。

- ・ 全市一円に及んでいる内職人口のために、施設の地域偏在に伴う弊害をなくすため、中央内職指導センターを新設し、機能の強化拡充をはかる。

なお既設北方、保土ヶ谷共同作業所、南、神奈川授産所はこのセンターに統合する。

- ・ 戸塚地区に授産センターの支所として戸塚内職指導センターを新設する。既設戸塚共同作業所はセンターに吸収する。
- ・ 西、睦町、港北の3共同作業所を耐火構造に改造する。
- ・ 機動力の強化をはかるため貨物自動車3台を配置する。

計 画 達 成 目 標

指 標	現 況	50	
施 設	井 同 作 業 所	7	4
	授 産 所	3	1
	授 産 セ ン タ ー	—	2
貨 物 自 動 車	—	3台	
収 容 力 (1日)	400人	480人	
取 扱 作 業 員 数	2,700人	3,910人	
推 定 内 職 者 数	132,800人	195,548人	

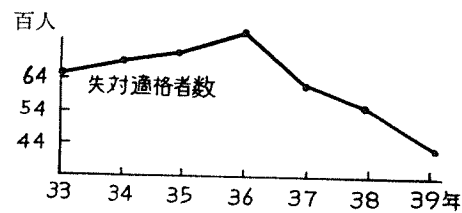
事業費 129,834千円
 財 源 市 費

(3) 失業対策

<現 況>

本市における失対適格者は、事業開始以来逐年増加の一途をたどり、昭和36年度に於ては6,620名に達したが、雇用情勢の好転と共に神奈川県では雇用促進措置を行ない積極的に常備化に努力した結果、昭和37年～38年度に743名の転職者を出す好成績の上に緊急失業対策法の一部改正により新たに失対適格者になることが困難となったため昭和37年4月5,985名が昭和39年2月4,754名と約20%の減となった。一方賃金は33年347円が38年507円46%と上昇した。

図1-6 失業適格者数



<計 画>

昭和40年度に於ては年間780,000人を吸収、道路、公園、学校等の整備、排水路の改良補修、清掃等の事業の実施、その後失対適格者の転職、自然減等を見込むと共に一面高度成長にかかわらず、中高令失業者の就職難を考慮し、積極的に実施する。

また一面、就労者の平均年齢(40.12.1)は55.5才であつて65才以上が20%近くになっているので、老令化については所得保障の方向で生活の安定をはかることが望ましい。しかしながら現行制度では不可能なので制度の改善を国に要望する。

	計画目標水準	
	40	50
適格者数	4,500人	3,800人
年間吸収延人員	780,000人	660,000人
事業費	819,100千円	1,209,220千円

事業費 10,794,860千円

財 源

国 費 5,382,080
 県 費 875,856
 市 費 4,536,924

(うち保険料収入201,810)

10 福利事業

(1) 公益質舗

<現 況>

本市には現在低所得者の利用に供するため、8ヶ所の市営公益質舗があるが、旧市内における一般市民の利用状態はおおむね固着し、朝鮮事変当時のような質物取引の活発な変動はなくなつて各質舗の取引高その他の事業実績も固定化している。そのうちでも金沢、睦町の2質舗は著しくその利用度が低下し、将来伸長が望まれない。一方、郊外地区居住者の利用が年々増加の傾向にある。

表1-15 公益質舗事業現況

	38	39
利用者数	20,484人	18,761人
貸付額	84,780千円	90,239千円
貸付口数	31,443口	29,022口
利子収入	8,658千円	9,308千円
年度末在庫調	24,472千円	25,808千円

<計 画>

現況からみて旧市内については需要が固定化しているものと認められ、周辺地には相当の充足が必要であると思われるので、利用度の低い金沢、睦町の質舗を廃止し、いままで設置されていない戸塚、保土ヶ谷、港北地区に新たに3質舗新設し、市又は社会福祉法人が庶民金融機関として今後も広く一般市民の生活安定の一助

11 勤労者福祉施設

中小企業従業者福祉施設の整備

<現 況>

近時における若年層を中心とする労働需給のひつ迫に伴い、中小企業においては労働力確保のため労働条件・福祉水準の向上に努力しているが、大企業に比し内容的に大きな開きをみせている。

このように福祉水準の低い恵まれぬ環境にある中小企業従業者に保養、教養娯楽の施設を提供し、従業者の健全な心身の育成と併せて従業者の質的向上をはかるとともに中小企業の振興に資することは、極めて必要なことと考えられる。現在公共的な施設として設置されているものは、保養所としては、県の万葉荘(湯ヶ原町所在)、また教養娯楽施設としては、働く青少年憩の家(中区桜木町所在)のみである。

<計 画>

これら中小企業従業者に保養、娯楽施設を利用に供し、従業員福祉向上をはかる。

表1-16 中小企業従業者数推定

	38	50
総人口	1,590千人	2,356千人
全従業者数	598(37.6%)	1,178(50%)
うち中小企業従業者数	420(70.2%)	730(62%)

・中小企業従業者保養所建設

市内中小企業従業者を対象とした保養施設を温泉地に建設する。

鉄筋コンクリート4階建
 延5,280㎡ 収容定員400人

・勤労会館建設

勤労青少年を対象とし、健全なる娯楽と産業人としての教養を高めるための施設として勤労会館を市内に10カ所建設する。なお、建設に当つては、将来住宅公団・公社等とのタイ・

として利用に供したい。

新設 3 (廃止2)

達成目標水準

指 標	現 況	50
施設数	8	9
貸付限度額 { 1 世帯	20,000円 50,000人	20,000円 50,000人
利用者数	20,484人	—

事業費 30,696千円

財 源

国 費 3,570
 市 費 27,126

(2) 結婚式場

<現 況>

市内の公営結婚式場は、県立勤労会館内に1ヶ所、本市の野毛会館1ヶ所でこの2ヶ所が1日に取扱う限度は14組(県営8,市営6組)であるが、年々挙式希望者が増え需要に応じきれない。本市の婚姻件数は昭和38年には18,169件を数えている。

<計 画>

近時、簡便低廉な挙式を望む傾向が強いが、新たに市営結婚式場(結婚相談所併設)を1施設新設する。

事業規模
 建設 1,155㎡
 用地 990

達成目標水準

指 標	現 況	50
結婚式場(公立)	2(市1・県1)	3(市2・県1)
1日挙式能力	14組	20組
年間挙式取扱数	3,000組	4,000組
婚姻届数	18,169	34,500

事業費 86,000千円

財 源

市 費

アップによる勤労青少年専用アパートとの併用による高層化の可能性をもたせることにより、こんごの年少労働力確保の手段としたい。

鉄筋コンクリート平家建 1,584㎡×10

達成目標水準

指 標	現 況	50
保 養 所	1 (県営)	2 (市営 県営)
収 容 定 員	120人	520人
中 小 企 業 従 業 者 数	420千人	730千人
勤 労 会 館	1	10

事業費 1,460,000千円

財 源
市 費

第2章 都 市 衛 生

都市衛生計画策定の背景

市政の目的は、どこまでも市民生活への奉仕にある。横浜は産業の場であると同時に生活の場である。市民の労働の場としての都市づくりに積極的に取り組まねばならないことも、窮極のところは、市民生活の向上のために外ならない。その市民生活の向上にとって不可欠なものは、明るい都市環境のもとで市民が健康で、文化的な生活を営む基盤づくりでなければならない。

現在、横浜市にとって最も大切なものの一つは、市民意識調査からもわかるように都市衛生問題である。

これまでの政策は商業や工業優先主義であつたことは否めない。それもかなりの有効性をもっていたのであるが、そのため却つて都市のマイナス面を露骨にさらしてしまつた。商工業の発展に対して、都市衛生的な側面は、絶対的にも相対的にも立ち遅れてしまつた。そのため、保健医療、都市衛生環境、都市公害などの対策も多分に場当り的で、市民の満足のいく十分な効果をみずに終つた。

こうした都市衛生対策のたちおくれは、国の経済政策の背景を考慮しないわけにはいかないであろう。高度経済成長のもたらした矛盾は、横浜市も共通に当面する問題となつている。即ち、民間資本の急激な膨脹に対して社会資本の遅れが目立っている。社会資本への投資にしても、産業向けの投資（港湾、産業道路、運輸、

工場用地、用水などへの投資）が中心で、市民生活向け投資（保健、環境衛生、公害防止、教育、公園、上下水道、社会福祉など）は、絶対的にも立ち遅れてしまつた。そのための歪みが生じているところから起こり、市民の生活環境は恵まれない状況におかれている。

こうした事態に対処するためにも、横浜市にとって、都市衛生計画は重要な課題となつた。それは、「住みよい都市づくり」の心臓部に当たるものである。従つて、都市衛生問題を計画的に遂行するかしないかは、住みよい都市になるかならないかの問題になるといつてもよいであろう。

以上の問題認識にもとづいて、市民が明るい環境のもとで、健康で文化的生活を営むための条件を計画したのであつて、とくに留意した点は、市民の労働力の再生産の多面的条件を完備するために、都市衛生計画を行政の重要部分に位置づけること、これまでの保健医療、都市衛生環境整備、公害問題が行政的に重複したり、仕事の内容がマンネリズム化した点を反省し、保健医療計画・都市衛生環境整備計画・公害防止計画を有機的に関連づけ、都市衛生の機能の効率性、行政指導の科学性を重点的にとりあげたことであり、3つの計画の三位一体のもとに各計画の特性を提示することにした。

I 保 健 医 療

概 説

市民の健康保持の中核として保健所の整備をもつて対処するとともに、適正医療普及の中核としては、都心及び副都心に必要に応じ各種専門施設を優先的に配し、一般病院については既設の公私医療機関と有機的関係を保ちつつ計画を樹立する。

保健所の整備

衛生行政の根幹は、保健所の充実整備にある。10年後の横浜市の人口が235万人になるとすれば、行政区の改編、地域の事情の変更が予想されるので、その見通しの上にたつた保健所の増設を必要とするが、一応厚生省の保健所設置基準をあてはめればU₄型21カ所になる。このため他の行政機関との合同庁舎化を計りつつ増設するものとする。

母子指導課の新設

乳児の健康相談、妊産婦の健康相談及び乳幼児に対する予防接種の3事業については、その需要が逐年増加の傾向にある。よつてこの事業の一部を横浜市医師会へ委託する等の措置が講ぜられつつあるが、児童福祉法、予防接種法の規定によれば、市の責任において万全の態勢をとるべきことが定められており、このためには各保健所に母子指導課を新設して、専門に携せらわるとともにまた乳幼児の一貫した保健指導を行なう。

なお、社会福祉計画において、家庭児童相談室を設置することになるので、これとの有機的な結合をはかり相互の機能を高めることとする。

成人病対策

成人病検診規則を市規則として制定し、40歳以上の男子、35歳以上の女子の高血圧、心臓病、ガンの発見に必要な限度の検診を全額公費

負担において市内の医療機関（470カ所）で実施し、受診者には成人健康手帳を交付する。保健所は、この手帳によつて成人の健康管理を継続的に行なうとともに、成人病の予防及び医療ならびにリハビリテーションの中核的機関として、成人病センターを建設する。

結核対策

結核による死亡数は減少するであろうが、計画期間中結核対策の重要性は依然として失なわれない。そのため、各保健所にレントゲン車を配備するとともに、市内医療機関とさらに連絡を密にして、患者及び家族の健康管理体制をととのえ、とくに活動性の感染者の入所命令措置を拡大し、早期発見、早期治療につとめる。

予防接種

保健所業務のうちもつとも繁劇であつたが、上述の母子保健課の特設によつて生ずる余力をもつて、一般住民への接種を円滑ならしめる。

伝染病予防

消毒所及び伝染病院を整備するとともに、保健所を通じて市民の防疫思想を培い、市立大学、衛生研究所等の調査研究の進展をはかることによつて、防疫業務の万全を期する。なお国際港都の特殊性からして、とくに外国からの伝染病の侵入に対して防疫を強化する。

公的医療機関の整備

時代の趨勢及び市民のニードにより、高度の設備技術を有する各種専門病院の設立は重要な課題である。なお、最近心臓外科を始めとする各先天性小児疾患に対する医療、精神病患者の増加の傾向に伴い、本市においても小児専門保健施設、精神総合病院、精神衛生相談所の新設をはかる。また上述の成人病センターについて

も、既設の同種センターとの関係を考慮しつつ設備し、成人病の予防及び治療体制に万全を期さなければならない。

専門職員の養成

将来の保健医療、都市衛生環境、都市公害対策などについては多種類の専門的職業を必要としている。人員の確保はなかなか困難であるので、こんご計画期間における需要の充足策について、積極的な計画性をもつことが必要である。その一手段として現在の高等看護学院を拡充して短期大学に昇格する。

1 保 健 所

<現 況>

現在保健所は、1行政区に1施設となつている。ただし、鶴見区のみは第2保健所を、また、港北区は、川和派出所を置いている。即ち合計で11保健所及び1派出所となつている。

現有施設 11 (基準による必要数16)
1カ所当り平均人口 151,800人
(最大 220,900)
(最少 79,400)

表 2-1 大都市保健所の現況 (昭38)

	保健所数	1カ所当り人口	1カ所当り面積
東 京	51	171,300	11.2
大 阪	22	145,500	9.2
名 古 屋	13	143,300	24.0
横 浜	11	145,500	36.9
京 都	10	132,600	61.1
神 戸	8	148,100	66.4
北 九 州	7	150,400	64.6

<計 画>

保健所は、地方における公衆衛生の向上および増進を図るため設置された保健指導を主体とする衛生行政の実行を担当する第一線機関である。衛生行政のほとんどが保健所を通じて市民に接続されることを考えると、存在価値の重要性は言うに及ばず、内容の充実には欠くべからざる緊急事である。そのため、地区医師会、保健指導員会等の協力のもとに市民の需要に十分応じよう新設する。

また、既設保健所のうち木造老朽庁舎は災害時において衛生行政のセンターたる役割を果たすことができないのは勿論のこと、平時においても保健所機能を十分発揮することができないので、早急にすべて耐火構造に改築する。

なお、1行政区に1カ所の保健所を原則とし、人口の多少、面積の広狭によりその規模を定めるが、将来の発展を見越しなるべく余裕のある計画が望ましい。また地理的に不便の地には支所を考慮する。

新 設	10
改 築	4
事業費	1,247,000千円
財 源	市費 1,059,630 国費 187,370

計 画 達 成 目 標

指 標	現 況	50
施 設 数	11	※21
1 保 健 所 人 口	151,800人	111,900人
人口10万当り医師数	1.86	3.57
” 保健婦数	6.05	11.61
栄 養 士	0.60	1.78

※ 政令設置基準10万人当り1カ所とする。

2 母子衛生

<現 況>

母子衛生については、従来保健所において下表のような事業を行なってきた。最近、妊産婦の育児に対する認識が高まるに従い、指導を希望するものが激増し、現有保健所の能力では到底消化しきれない状態となってきたため、昭和39年度から一般開業医師に委託して育児指導を行なうことになった。事業別実績は下表のとおりであるが、3才児検診の受診率は将来100%を目標とすべき事業であり、母親教室も年間約3万人のうち10%にも満たぬ受講者では十分な成果は期待できない。また乳幼児保健指導については、出生後1年以内の乳児は2~4回の指導が必要であり、更に3才に達するまでの幼児についても相当回数数の指導が必要とされるため、下表の対象数の4~5倍の件数を指導することが要求される。

表 2-2 指導業務実績

種 別	昭和36年度		昭和37年度	
	対象数	実績(件)	対象数	実績(件)
妊産婦保健指導	28,159	22,742	31,002	24,600
乳幼児保健指導	25,138	36,213	28,004	41,346
新生児訪問指導	—	—	28,004	6,564
3才児検診	—	—	22,783	2,585
母親教室	—	1,441	—	2,470
未熟児養育医療	※ 138	128	287	284
肢体不自由児育成医療	※ 59	52	55	51

※ 対象数は申請件数、実績は給付件数

一方、現在の保健所におけるこれら事業は、複雑多岐にわたる諸事業のうちで週2日程度を当てて行なわれているが、このような状態で将来増大する需要に対して現状以上の効果を望むことは不可能であり、保健所の受け入れ態勢を確立することが必要である。

<計 画>

・母子保健課の新設

保健所機構の中に母子保健課を新設し、母子及び乳幼児の一貫した保健指導に当らせる。なお保健所専門職員、とくに医師の不足をカバーするため、地域の最も経験深い専門医師に業務の一部を委嘱する。(1分室当り医師、保健婦、助産婦、看護婦、栄養士各1名)

・母子保健指導車

一般的な検診設備をもった母子保健指導車を5台保有し、遠隔及び交通不便の地へ巡回指導する。

・登録管理

昭和40年度を準備期間とし、昭和41年度に妊産届出のあつた者から順次個人別カードを作成し、前記分室に保管して妊産婦、乳幼児の健康管理することにより計画的な指導を実施する。

・栄養指導車

目標年次までに各保健所1台を配置し、主として集団を対象として栄養指導を行なう。

計 画 達 成 目 標

指 標	現 況	50
保 健 所 分 室	—	21
母 子 保 健 指 導 車	—	5
栄 養 指 導 車	1	21

事業費 180,920千円

財 源 市 費

3 成人病対策

<現 況>

横浜市の死亡順位において成人病(脳卒中、がん、心臓病など)は首位を占め、その数は、全死亡者の半数に及び、こんご人口構成の高令化にともない、さらに増加すると予想される。

また、昭和37年厚生省成人病実態調査では、40才以上の27%が高血圧である。

本市の成人病対策としては、現在(1)保健所における成人病検診日を設定(年間能力2,200人程度)、(2)出張無料血圧測定(20,000人)、(3)市内指定医療機関における全額公費負担のがん検診(3,000人)となっており、これは、40歳以上人口の6.5%に過ぎない。

以上の実情に対し、次のような対策が必要である。

(1) 保健所が自ら検診を行なうことは、数的にも技術的にも限度がある。むしろ保健所は、管理機関として機能し、検診業務は市内医療機関全体の協力のもとに広範な検診体制をととのえる必要がある。

(2) 人間ドック等高度の施設の不足していること、及び多相総合的な検査に関する研究を行なう技術的必要があるので、高度の検査施設と研究施設をもつ必要がある。

<計 画>

(1) 成人病検診規則の制定

現行がん相談規則を改正して、がんだけでなく成人病全般にわたり全額公費負担の検診制度をつくらねばならない。

- ・検査項目はがん、高血圧、心臓病の発見に必要な限度とする。
- ・受診者40歳以上の市民(婦人のがんは35歳以上)
- ・健康手帳を交付し、検診結果を記入する。
- ・老人福祉法による健康診査も含める。
- ・市内医療機関の協力のもとに検診業務を実施

する。

(2) 保健所の成人病管理体制の確立

- ・健康手帳を媒介として、管理記録を整え、指定医療機関と協力のうえ、継続的管理をする。
- ・検査設備を充実開放して市内医療機関の利用に供する。
- ・地域のニーズに応じて出張集団予防指導及び衛生教育を行なう。

(3) 成人病センターの建設

既設のセンターとの関係を十分考慮するとともに、市内医療機関との有機的な連携を期待し、職業病等を含めた特質ある予防及び医療ならびにリハビリテーションの中核機関として成人病センターを建設する。

計 画 達 成 目 標

指 標	現 況	50
40歳以上人口	343,000人	685,000人
がん相談	2,000人(0.6%)	6,850人(1%)
老人健康診査	6,000人(1.8%)	11,262人(1.6%)
高血圧検診	20,000人(5.8%)	57,253人(8.4%)
成人病センター	1(県)	2
成人病検診車	—	3

事業費 576,163千円

財 源 国費 13,400

県費 92,336

市費 470,427

4 結核予防

<現 況>

本市における新規結核患者と死者数の推移は下表のとおり予防思想の普及と適正医療により逐年死亡率の減少をみている。

併し老年層に可成りの死亡者がみられ、また罹患率のピークが若年層から壮年層に移行して

きており、依然として国民生活安定のための大きな障害となっている。

健康診断、予防接種及患者管理は、結核予防の基礎をなすものであり現在市内の受診対象に対して各保健所、委託機関、レントゲン車（現有9台）にて実施している。

結核医療については、医療費公費負担制度の実施により現在年間延10,000名の患者について実施し、また感染源結核患者に対する施策として、現在1,200名に入所命令により結核予防法の医療費の負担を行なっている。

患者管理は住宅結核患者および、その家族、入院患者家族ならびに管理検診を保健所又は委託医療機関に実施している。

表 2-3 結核患者、死者数

	患 者 数	死 者 数
32	6,657	583
33	6,185	414
34	6,016	392
35	5,345	389
36	4,552	305
37	5,140	378
38	5,440	328

<計 画>

健康診断および予防接種については、レントゲン車を増車し市民がより容易に受診できる態勢を整える。現在本市保有は9台であるが、1保健所1レントゲン車を原則として整備する。

患者管理は患者の現状把握と受療促進をはかるほか、家族同居者の検診を徹底する。

結核医療については登録制度の整備により把握された在宅結核患者中、活動性感染性患者に対する入所命令に基づく措置を、順次拡大促進し、療養への道を容易にするとともに他の社会保障制度の改善に努力するとともに医療・社会事業を育成し、施策の強化につとめる。

達成目標水準

指 標	現 況	50
レントゲン車	9台	21台
1台当り人口	185,000人	112,000人
人口10万当り	0.54台	0.89台

(車輛, 車庫)

事業費	206,000千円
財 源	国費 82,800 市費 123,200

5 伝染病予防

<現 況>

本市の法定伝染病り患率および死亡率は、漸次低下の傾向を示しているが、しょうこう熱のみのり患率は、全国平均を若干こえている。赤痢は、法定伝染病患者数の70~80%を占めており、その死亡率は、坑生物質の普及により著しく、減少した反面、耐生菌の出現による集団発生の問題をもたらしている。したがって、赤痢の集団発生を抑制できるか否かが法定伝染病り患率を大きく増減させる鍵である。

<計 画>

伝染病の防圧は、各種伝染病の予防に重点をおき、基幹計画の推進に伴う上下水道等の環境整備と並行して、食品取扱業者を重点対象とする保菌検査を行ない、防疫重点対策地区に対する衛生思想の普及向上をはかる。さらに港湾都市の特殊性を考慮し、外来伝染病等に対し防疫部門を強化する。患者の発生に対しては、これを敏速に収容し、波及を最少限にいとめるため、消毒所の患者収容車および消毒車の増車を行なう。万治病院については、検疫性伝染病、外人用病棟又は病室を用意する。

達成目標水準

指 標	現 況	50
施設 (患者収容及消毒車)	1 (4)	1 (8)
規 模	木, 鉄 2,150㎡	鉄 1,765㎡
収 容 力	282床	260床
人口10万当り	16.89床	11.06床

(改築 2,000㎡, 消毒車)

事業費	88,540千円
財 源	市費

<問題点>

衛生研究所、市立大学など研究機関と防疫行政との連携を強化する必要があると考える。

6 予防接種

<現 況>

伝染病予防について予防接種の果たす役割は非常に大であり、本市においても予防接種法に基づいて定期的に種とう、ジフテリア、百日咳、小児まひ、腸チフス、パラチフスの予防接種を実施している。これらの接種率は、おおむね対象者の80%から90%であるが、腸チフス、パラチフスは30~40%と低率である。次に臨時の予防接種である日本脳炎、インフルエンザについては夫々60%及び80%となっている。

以上のような現況であるが、こんごの問題は、人口増及び新規予防接種の付加による接種対象者の増加をどのように処理し平均化するかが課題といえよう。なお、昭和39年度以降すべての予防接種は全額公費負担で実施している。

<計 画>

最近における伝染病り患率、死亡率の低下が予防接種率の鈍化をもたらしているため、予防接種の重要性を認識させる必要があり、全対象者の完全実施を目途として、市民の啓蒙を強化して行きたい。また日本脳炎のり患率が高年令

層まで移行しているため、接種対象範囲を引き上げることが必要であり、腸パラチフスの予防接種についても最終目標年度において、50%程度まで実施率を向上させたい。

これに伴う予防接種率の向上および新規予防接種の追加による会場数の増加に対処するため、注射用器材・消毒流水設備・広報装置を備えた予防接種車を各保健所に配置し、機動性と広報宣伝力の強化をはかる。なお、医師会に一層の協力を要請する。

計画達成目標

指 標	現 況	50
予 防 接 種 車	3台	24台
規 模	ライトバン 3台	バス型 21台 ライトバン 3台
接 種 能 力	2時間当り 900人	7,200人

(車 輛)

事業費	73,500千円
財 源	市費

7 公的医療機関の整備

<現 況>

本市における病院・診療所など医療施設の整備普及状況は下表のとおりであつて、近年の都市の発達と保健制度の普及向上面から見て、かなりのたち遅れと地域的不均衡が見受けられ、とくに近代医学の機能を發揮し体系的医療を行なう場所である病院の整備は5大市中でも最下位を占めている現状である。

<計 画>

国の医療機関整備計画等も勘案しつつ、市民の医療需要に対応できるよう医療機関を整備する。

また、最近とくに必要度の増してきた成人病センター、精神障害者のための精神病院、産業災害、交通事故に対応する救急病院など各種専門病院の新設または拡充整備をはかるとともに、

これら施設に勤務する看護要員の確保のための教育機関整備拡充を考慮する。

それらの諸計画は次のとおりとなる。

表 2-4 大 都 市 の 病 院 現 況 (昭38)

	合 計		結 核 病 院		精 神 病 院		一 般 病 院		総 合 病 院	
	病院数	ベッド数	病院数	ベッド数	病院数	ベッド数	病院数	ベッド数	病院数	ベッド数
東 京	522	60,530	19	3,201	12	4,840	436	28,570	51	22,650
大 阪	212	22,450	3	120	—	—	187	12,890	21	9,040
名 古 屋	133	16,180	15	2,270	10	2,140	97	7,140	11	4,640
横 浜	86	11,390	6	1,800	12	1,840	59	4,710	8	2,760
京 都	110	11,457	9	1,920	6	1,550	86	6,600	9	4,500
神 戸	79	10,820	9	1,550	5	1,170	55	4,470	10	3,640
北 九 州	54	8,512	8	880	5	1,190	24	1,620	15	4,700

表 2-5 大 都 市 病 院 現 況 —人口1万人当り— (昭38)

	合 計		結 核 病 院		精 神 病 院		一 般 病 院		総 合 病 院	
	病院数	ベッド数	病院数	ベッド数	病院数	ベッド数	病院数	ベッド数	病院数	ベッド数
東 京	0.6	69.3	0.02	3.7	0.01	5.5	0.5	32.7	0.06	25.9
大 阪	0.7	70.2	0.09	4.0	—	—	0.6	40.3	0.07	28.3
名 古 屋	0.7	86.8	0.08	12.2	0.05	11.5	0.5	38.4	0.06	24.9
横 浜	0.5	71.2	0.04	11.3	0.08	11.5	0.3	29.4	0.05	17.3
京 都	0.8	110.4	0.07	14.5	0.05	11.7	0.7	50.0	0.07	34.1
神 戸	0.7	91.7	0.08	13.1	0.04	9.9	0.5	37.9	0.08	30.8
北 九 州	0.5	80.0	0.08	8.4	0.05	11.3	0.2	15.4	0.14	44.8

表 2-6 横 浜 市 内 区 別 病 院, 診 療 所 (昭和39年3月)

区	人 口	病 院 数	一 般 病 床 数	人口1万当り 一 般 病 床 数	診 療 所 数	診 療 所 当 り 人 口 数
鶴 見	247,862	12 (2)	542	21.86	155	1,599
神 奈 川	188,408	6 (1)	430	22.82	143	1,317
西	104,050	7 —	371	35.65	79	1,317
中	133,568	11 (1)	1,142	85.49	156	856
南	226,135	6 (5)	750	33.16	125	1,809
保 土 ヶ 谷	195,046	6 (4)	403	20.66	106	1,840
磯 子	84,160	4 (1)	312	37.07	53	1,587
金 沢	80,477	2 (2)	273	33.92	43	1,871
港 北	199,395	4 (1)	378	18.95	122	1,634
戸 塚	165,134	8 (2)	903	54.68	76	2,172
計	1,624,235	66 (19)	5,504	33.88	1,058	1,535

(注) () 内は特殊病院

計 画 目 標 水 準

指 標	現 況	50
市内精神病患者数	(出現率59と推定) 9,735	(同 左) 13,865
市内精神病院(公私)	13(2,097床)	— (4,700床)
人口1万当りベッド数	13.1	※ 20.0
うち市立病院	0 (—)	1 (300)

(※ 厚生省昭和45年目標)

事業費	828,520千円
財 源	国費 15,250
	県費 145,008
	市費 668,262

表 2-7 精 神 病 患 者 数 の 推 定

病 別	全国指数	本市推定患者数	
		現 状	昭和50年
精 神 分 裂 病	2.3	3,795	5,405
躁 う つ 病	0.2	330	470
て ん か ん	1.0	1,650	2,350
脳器質性精神障害	2.2	3,630	5,170
その他精神病	0.2	330	470
全 精 神 病	※ 5.9	9,735	13,865

※ 全国指数は人口千人当り有病率

・成人病センター

老令人口の増加とともに増大が予想される、がん、高血圧、心臓病を中心とした成人病の系統的診断治療とリハビリテーションを含む成人病専門病院を新設する。

規 模	5階建 5,750㎡
用 地	郊 外
収容能力	150 床

計 画 達 成 目 標 水 準

指 標	現 況	50
成人病センター	1 (県立) 55	2 (215)

事業費	522,660千円
財 源	県費 90,839
	市費 431,821

(1) 市立病院

従来の市民、港湾病院を拡充するとともに、あらたに市民一般病院4箇所を新設する。これらは、全科診療の総合病院とし、一般市中医療機関では行ない難い高度の技術や設備を要する診療の充実をはかるとともに、救急災害ベッドを設け、とくに交通災害に対処し、オープン・システム制度を考慮する。

達 成 目 標 水 準

指 標	現 況	50
市 立 病 院	2 (3)	6 (7)
ベ ッ ド 数	314 (856) 床	1,750 (2,750) 床
人口1万当り ベ ッ ド 数	1.85 (5.03) 床	7.44 (11.70) 床

(注) () 内は市大付属病院を含めた数字

参考 市内全病院一般病床(公私立合計)

指 標	現 況	50
一 般 病 床 数	4,951床	推定 13,100床
人口1万当り ベ ッ ド 数	32.8床	〃 60.0床
うち市立病床率	17.2%	〃 21%

(注) 市大病院分を含む。

建物5階建4	延 30,600㎡
用 地	33,000㎡
事業費	3,868,670千円
財 源	市費

(2) 専門病院

・精神総合病院と精神衛生相談センター
精神病予防の原則である早期発見、早期治療をはかるため、精神衛生相談センターと、診断治療からリハビリテーションまでの系統的医療ならびに精神病質者、神経症などの特殊患者についての医療を行なう総合病院を建設し、かつ、相互の有機的な運営をはかる。

規 模	6階建 10,900㎡
位 置	郊 外
収容能力	300 床

・小児専門病院

小児は、身体的にも生理・心理的にも成人と異なり、小児患者の診療にあたっては、専門的な診断と治療ならびに細密な管理が必要である。本市には、小児を専門に取り扱う病院がなく、総合病院の1分科として扱われているが、専門化することは近代医学の課題でもある。よって、各専門分野の医師による総合的加療の可能な小児専門病院を市民病院内に併設し、施設、医療要員の有機的効果的な交流と運営をはかる。精薄児、肢体不自由児施設をとくに考慮する。

規模	6階	6,280㎡
収容力		160床
位置	市民病院敷地内	

計画達成目標

指 標	現 況	50
小児科病院	0 (0)	1 (160)
0~4歳人口	(35年) 112,445人	214,400人

事業費	524,978千円
財源	市費

<問題点>

- ・市立病院の新設は、民間医療機関と競合するため、調整協力が重要課題となる。
- ・保健所、市立病院などの整備拡充にともない多数の専門委員が必要となるが、この充足策として本市自ら養成に当る必要がある。例えば、医師については市立大学医学部定員増を、環境衛生監視、指導員、看護婦、保健婦など技術専門職員については公衆衛生短期大学を、さらに市立大学理学院に衛生工学科を新設して上級職員を養成するなどの計画化も考えられる。

8 専門職員の養成

<計 画>

衛生局所属職員は約30種類の業種の混成体であるが、人員の確保は仲々困難であるので、今後10年間における需要を充たすためには市自から専門職員の養成をはかる必要が考えられる。

すでに看護婦、準看護婦の養成については市立看護学院を設けているが、医師についても市立大学医学部の在學生に奨学金等を交付して卒業後において一定義務年限を本市各事業所に勤務せしめる等の方途を講ずる必要があると考えられる。なお市立看護学院についても保健婦コース、助産婦コース等を併設して要員の確保を期する必要がある。

更に環境衛生監視員、生活環境指導員、公害担当職員、或は衛生工学指導員等については、衛生局に限らず清掃局、水道局、下水道部等都市衛生の第一線を担当する職種の需要が年々増加の傾向にあるので、職員の養成につとめる必要がある。又医療ケースワーカーの要員を確保するためには、民生局ケースワーカーとの間に人事の交流を行ないうるように道を開く必要があると考える。

栄養士については、県立栄養短期大学等の養成施設も市内に設置されているので特に養成施設は必要としないけれども将来の市立保健所には管理栄養士の資格を有する者を原則として二人づつ配置し、その他に母子指導分室には栄養士一人を配置する。

看護短期大学の設置

将来の保健、医療における専門的職員確保の手段として、現在の高等看護学院を拡充し、助産婦、保健婦の修学コースを設け、短期大学に昇格させて要員の確保と資質の向上をはかる。

計画達成目標

指 標	現 況	50
施設	1 (高等看護学院)	1 (短大)
規模	校舎木 300㎡ 寄舎木 590	校鉄 2,000㎡ 寄鉄 1,300
収容力	定員3年制 45人	3年制 90人 定員看護婦コース 15人

事業費	165,810千円
財源	国費 30,683 市費 135,127

II 都市衛生環境の整備と指導

概 説

都市として整備しなければならない衛生環境施設には、上・下水道、清掃施設、公園、緑地、都市霊園、火葬場、納骨堂、臓物処理施設などさまざまなものがあるが、これらの整備充実、生活環境の保健性、快適性を保証する基礎的にして必要不可欠な条件であることを強く認識して強力に整備を進めると同時に、その衛生環境を良好な状態に保持するためには、市民の側における積極的な協力を期待しなければならないので、このための指導ならびに啓蒙施策を活発に展開する必要がある。

生活環境施設の整備

- (1) 下水排水については、すでに基幹計画で述べられているように、計画期間の終期には、市域下水道必要面積の50% 13,000ha が終末処理場により衛生処理される。
- (2) し尿処理は、本来、水洗式便所により下水道終末処理施設（団地等の汚水処理施設を含む）において処理されるのが本則である。本市のこの部門での立ち遅れは著しいが、都市衛生行政推進の基礎的前提として強力かつ急速に整備拡充すべく建設計画を樹立している。それによれば、計画の最終期においては、下水処理区域はすべて下水処理場にて終末処理され、その他地域では浄化槽（小規模汚水処理施設を含む）処理を推進し、その浄化槽汚泥および汲取りし尿を終末処理するために陸上単独し尿処理場を設置する。海洋投棄は全廃される。
- (3) ごみ処理対策の将来計画としては、規格容器による週3回定時制収集を全面的に実施し、運搬機器をすべて機械化して街中の衛生

保持と、不快感をなくす一方、作業の能率化をはかり、終末処理は、性能のよい焼却炉によりすべて衛生処理される。

- (4) 多頭羽飼育の汚物処理についても当分の間配慮を要する。
 - (5) 都市美観を損う道路の汚れ、河川の露出汚泥、浮遊物の防止のため、サニタリー・パトロール制の採用（第5編「都市環境保全対策」参照）をはかる一方、機械力を投入して絶えず清掃、浚渫を強化する。
 - (6) 本市には現在約135万㎡の墓地がある。しかしこれらはすべてに余裕がなくなっている一方需要は年々増加の一途にあるが、民間の無計画な墓地拡張を現在の段階で阻止し、さらには市街地に散在して都市計画の障害となっている旧来の墓地をできるだけ一カ所に集約させるため、近郊に適地を求め、大規模公園緑地的色彩をもつ総合霊園を建設する。これは、都市緑地と市民レクリエーションにも大きく寄与するものである。
- また、火葬場については現在ある民営市営のものを総合して近郊地に近代的施設を有する火葬場を建設し、動物炉などを併設して、都市的衛生施設の完備を期する。

監視・指導業務の機能強化

- (1) 食品衛生監視については、技術化と合理化をはかり、監視員を増強し、かつ機動力を付与し機能的に不良食品の排除につとめ食中毒を防止する。
- (2) 良好な生活環境を保持するため住民の自主的組織活動を促進して、「か・はえ・ねずみ」を駆除するとともに、公共発生源を保健所を

拠点とした機動班により一掃する。

- (3) 都市力の充実とともに急速に増加することが予想される環境衛生営業に対する指導の強化につとめる。
- (4) 獣疫センターを整備して、浮浪犬を一掃し、登録犬の予防注射の徹底を期する。
- (5) 衛生研究所を整備し機能の強化をはかる。

1 生活環境施設の整備

1 清掃事業の強化

(注) 清掃事業については、すでに「建設計画」「清掃施設整備事業」の項で扱われているので、ここでは都市衛生環境に関連する範囲について述べることとする。

(1) し尿処理

<現況>

都市のし尿処理は、すべて水洗便所により下水道終末処理施設において衛生処理されるのが理想であつて、国においても漸くこの分野での社会資本の立ちおくれを認識し、一挙に挽回すべく生活環境整備の最重点施策の一つとして強力な投資を行なうことになった。本市のし尿処理対策の現況は、特別清掃区域内世帯の大部分83%がくみ取り処理であり、また処理方法としては海洋投棄によるものが77%と、まことに芳しからざる実情であるので、目下全力をあげて衛生的処理方式への転機に取り組みつつある。なお、下水道が地域的に整備されても、便所の水洗化はかなり遅れることは必至である。従つて、水洗化の普及、対策の強化をはかるとともに、一方、汲取し尿を下水道施設において処理する等の方法も、わが国独特の過渡的方法として具体的に検討する必要がある。

<計画>

「建設計画」によれば、昭和50年の目標年次までには、市内の下水処理区域はすべて下水処理場により終末処理され、その他地域にあつては陸上単独し尿処理場が中心となる。従つて海洋投棄は全廃され、市の保護衛生は大きく前進する。

すなわちし尿の終末処理方式としては、

- i) 下水処理区域内はすべて下水処理場により終末処理する。
- ii) 浄化槽汚泥とくみ取りし尿は、陸上単独し尿処理場にて消化処理する。
- iii) 従つて、海洋投棄は全廃する。

<問題点>

地方公共団体・公団・民間企業の団地、宅地造成等一定規模以上のものについてはすべて汚水処理施設の設置と維持管理体制の強化義務づける方法。

(2) ごみ処理

<現況>

本市のごみ処理対策も漸く軌道にのり、収集面では計画収集制へと大きく移行しつつあるが、衛生的焼却処理の面では未だしの感が深い。運搬機器、焼却炉の能率あるいは立地など問題は多いが、都市の清掃は、市民の保健性、衛生保持の基本的条件であるので目下隘路の解消に努力を傾注している。

<計画>

「建設計画」によれば、目標到達年次までには、すべて規格容器による週3回定時制収集を全面的に実施し、終末処理は性能のよい焼却炉により処理し、埋立など不衛生処理は全廃することになる。

- i) 収集回数 全市計画収集週3回(但し大口排出世帯は毎日)とする。
- ii) 収集の方法
 - 収集容器はすべて規格容器に統一する。

- 収集車輛は衛生的な特殊車輛とする。
- デイスポーザーの普及も考慮する。

iii) 中高層ビル(含団地) 厨芥はデイスポーザー、雑芥は改良されたダストシュート

iv) 終末処理 100%焼却処理する。

(但し焼却残灰は埋立処理しまた飲食店厨芥、青果市場等排出じんかいはコンポスト処理とする)

v) 終末処理場(清掃工場)「建設計画」を参照。

<問題点>

- ・ 不法投棄排水の規制(罰則の制定)
- ・ 中高層建築のダスト・シュート規格の規制、指導の強化
- ・ 土地、建物の美観保持のため所有者管理者の清掃美化の義務化。
- ・ 処理技術革新
- ・ 市民の美化意識の高揚
- ・ 大型大量化した特殊じんかいの処理方法

2 墓地・霊園

<現況>

現在本市における公営墓地は、日野共葬墓地ほか8カ所、民営墓地454カ所計126万㎡、113,000基となつている。最近の公営墓地の使用申込は激増の傾向にあるため、日野墓地を拡張しているが、近年同墓地付近は急速に開発され、これ以上の拡張は困難であるので、他にあらたな適地を求める必要に迫られている。

表 2-8 市内墓地現況

公私の別	墓地数	面積	墓数	使用面積
公 営	カ所 9	㎡ 490,000	墓 49,000	㎡ 220,000
民 営	454	770,000	64,000	530,000

<計画>

現在市街地に散在する墓地は都市計画上現状のままに止どめておくことは不適當と思われ、より適合する他の目的に転換をはかることが望ましいので、これを移転するものとし、またこんご区画整理、道路新設などにより移転を必要とすると推定されるもの、さらに将来の人口増による新規墓地需要を合わせて総計64,000墓を包容する新墓地を計画するものである。

適地としては、近郊緑地帯の静寂な地域を選定し、森林、樹木など自然を保存しつつ、市民が1日を楽しむことのできる公園要素を充分取り入れたものとして造成する。

達成目標水準

指 標	現 況	50
施 設	9 (454)	6 (?)
規 模	533,000㎡ (833,000)	1,320,000㎡
収 容 力	48,700基 (63,700)	87,700基
1 基 当 り	12.14㎡	14.22㎡
人口1万当り	673基	644基

(注) ()内は民営

(土地 990,000㎡
建物 4,950㎡)

事業費 5,000,000千円

財 源 国費 100,000

県費 200,000

市費 300,000

墓地使用料 4,700,000

3 火葬場・斎場

<現況>

本市における年間死亡、死産数は約1万人である。これらは、市営、民営の火葬場を利用しているわけである。しかるにこれらのうち代表的施設である市営久保山火葬場は、昭和2年建設以来一切拡張されておらず、ために建物施設は老朽化し、焼屍能力もすでに限界に達してい

表 2-9 市 内 火 葬 場 現 有 施 設

名 称	所 在 地	炉基数	年間取扱件数 (38年度)	1基置り件数	配置人員	摘 要
市 営	久保山火葬場	西区元久保町37	11	4,561	414.6	〔事務 2 作業 5〕 7 年間死亡数(38年) 死亡 8,340 死産 2,479 計 10,819
	戸塚 "	戸塚区矢部町 2,375	1	302	302.0	
	(小 計)		12	4,863	405.2	
民 営	西寺尾火葬場	神奈川区西寺尾町 375	10	3,648	364.8	〔事務 2 作業 4〕 6 火葬取扱率 $\frac{9,569}{10,819} \times 100 = 88.4\%$
	根岸 "	中区大芝台35	7	1,058	151.1	
	(小 計)		17	4,706	277.1	
合 計		29	9,569	330.0	18	

るので、こんごの人口増加に対処するためには
早急に施設の拡充をはからなければならない。
しかし、現施設は市街の中心部にあり都市計画
の見地からも適当とはいえない。また民営の火
葬場にあつても、これと同様の状況にあり、か
ねてから移転など目論まれている。

<計 画>

市内各所に分散されている火葬場を集約し、
近郊地域に近代的な施設を完備し、また火葬場
を建設し葬務施設の整備総合をはかるととも
に、遺体の送迎業務を経営することにより、市
民の葬祭経費の節減と便宜をはかる。

達 成 目 標 水 準

指 標	現 況	50
施 設	2 (2)	1 (—)
規 模	基 12 (17)	基 35 (—)
収 容 力	6,000件	16,500件
火 葬 対 象 数	11,000件	16,500件

推定死亡率 0.7%

(規模 平家 4,500㎡
用地 16,500㎡)

事業費 300,000千円
財 源 市費

<問題点>

- 用地の取得が最大課題であるが、別掲の総合整備計画の一環に取り入れることも考えられる。
- 遺体、遺族の送迎のため交通の便も考慮しなければならない。

達 成 目 標 水 準

指 標	現 況	50
中央市場検査室	1施設 鉄29坪 要員 3人	1施設鉄 29坪 要員 8人
磯子分場検査所	—	1施設 プ 600坪
検査機動班	—	※ 検査車 21台 マイクロバス

※ 各保健所に配置

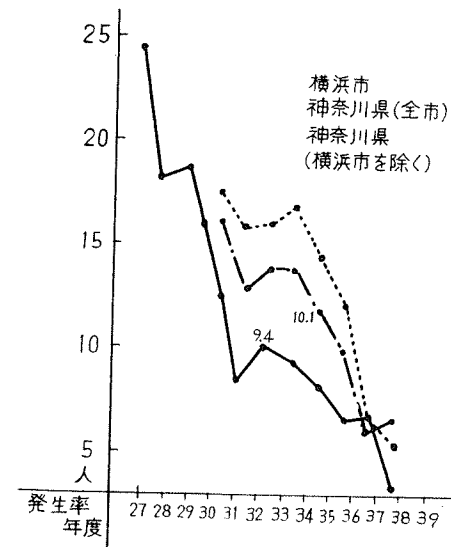
建物 1 200㎡
車輛 21台
事業費 68,940千円
財 源 市費

2 生活環境指導

<現 況>

都市の環境衛生推進のためには公共施設の整備にまつことはもちろんであるが、住民自身の積極的な努力を必要とされる分野もある。例えば、浄化槽あるいは薬剤などによる「か」、「はえ」など衛生害虫の発生防止がそれである。昭和28年から、この住民各自が負担する分野をより効果的に推進するための組織活動として「か・はえ」をなくす運動を展開し、さらに進んで「清潔な横浜をつくる運動」へと一歩前進し、昭和38年には全市世帯の84%が参加した。現在その指導業務のため生活環境指導員制度

図 2-1 人口1万人に対する衛生動物媒介伝染病発生率(赤り、疫り、腸チフス、パラチフス、日本脳炎、急性灰白髄炎)



を導入して各保健所に配置するとともに、公共
発生源の害虫駆除、消毒を行なう衛生班を置いて
努めてきたが絶対数の不足のため住民の期待
に充分応じ得ない現況である。

<計 画>

公共的施設整備が短期間に実施できない上
に、これらの整備が比較的遅れている地域に人口
増加が予想されるため、前記の組織活動等を
指導する職員および衛生班員の補充ならびにこ
れら職員の活動に要する備品等の充足をはか
るとともに社会資源(組織団体)に対する助成を
行ない、環境の整備をはかり、住みたくなる町
づくりを行ないたい。

計 画 達 成 目 標

指 標	現 況	50
生活環境指導員	38 (法定72)	103
機 動 力	薬剤散布車 11 動力噴霧器 42	53台
殺 虫 剤 配 布	全世帯 @17	全世帯 @17

(車輛、殺虫剤配布)

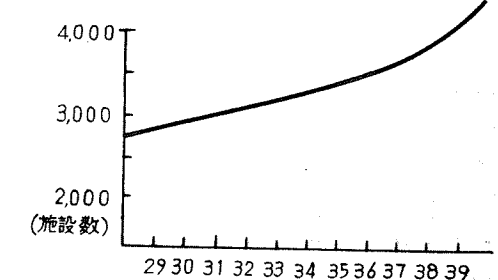
事業費 146,588千円
財 源 市費

3 環境衛生営業の指導

<現 況>

環境衛生関係の営業施設数の推移は、次のと
おりで、今後市の周辺地域の宅地開発等に伴い、
一部の業種を除き増加する傾向にあることは、
住民の日常生活に密着した営業であることから
して必然のものと思われる。現在、これら関係
営業の監視指導に従事する職員は、中保健所2
名、他の保健所はすべて1名である。

図 2-2



<計画>

公衆浴場で使用する浴水の水質について、昭和38年10月厚生省はこの水質の基準を定めたので、今後はこの基準にそつた指導を必要とし、理容所、美容所における使用器具の消毒状況および興行場、特に映画館の換気等の状況、また、風紀面で論議の的になつてゐるトルコ風呂営業の浄化についても指導の強化が必要である。関係営業施設の増加これに対する監視業務の万全を確保するための職員数の充実および今後は化学的検査を行なつての指導の必要があるので、検査器具およびこれに対応できる技術系統の職員が充足されなければならない。なお許認可、日常監視に当つては、青少年問題、社会教育との関連が深いのでとくに配慮する。

計 画 目 標		
指 標	現 況	50
対象施設数	5,614ヶ所	7,640ヶ所
指導員	12人	35人
事業費 (器具)	12,105千円	
財 源	県費 100	
	市費 12,005	

<問題点>

本市として、港湾関係の労務に従事する者の宿泊施設の充足がはかられていないためか、民営の宿泊施設が乱立する傾向がある。港湾労務者の厚生対策の一環として、これら従事者の宿泊施設の充実が必要であるが、市行政の枠をこえた複雑な問題に根ざしているものである。

4 狂犬病予防

<現 況>

狂犬病予防事業は畜犬の登録、狂犬病予防注射、野犬浮浪犬の捕獲に大別される。畜犬の登録は年1回、予防注射は年2回実施しているが登録注射頭数は別表のとおり漸増しており未登録犬、野犬を加えた実頭数は37年約5万頭と推定される。野犬、浮浪犬に対しては犬捕獲車により常時市内を巡回実施しているが、なお市民

から犬捕獲の要望が多い。捕獲した犬を抑留処分する抑留所は南、磯子の2ヶ所にあるが老朽化しているのでこれを総合新設し、更に人畜共通伝染病の調査研究機関を設けるべく計画中有である。

表2-10

	34年度	35年度	36年度	37年度
1 畜犬登録数	37,187	39,480	41,416	43,176
2 狂犬病予防注射数	58,406	62,342	64,900	67,113
3 犬捕獲数	7,955	7,143	6,041	6,800
4 捕獲犬返還数	1,178	1,759	1,377	1,412
5 市内犬推定数 (3-4+1)	43,964	44,855	46,080	48,564

<計画>

38年度から建設中の獣疫検査所は39年度に捕獲抑留業務のみを開始し40年度から検査施設を増築整備して飼犬の不妊手術、人畜共通伝染病の調査研究を実施する。また市内交通事情の悪化により南区内の獣疫検査所1ヶ所だけでは所期の目的達成は困難と思われるので支所を2ヶ所設置して野犬の一扫を図る。

計 画 目 標		
指 標	現 況	50
施設	1	3
規模	(犬抑留所) 223㎡	(センター1、支2) 鉄ブ 934㎡
所 員	21	52

(建物3棟 延 1,200㎡)

事業費 58,006千円
財 源 市費

5 市立衛生研究所

<現 況>

現有施設は大正年間の建築であり老朽狭隘のうえ、元來検査施設ではなかつたので使用条件は極めて悪い現状である。

<計画>

現在施設を廃止し、あらたに本館、動物舎、倉庫などを建設し機能を充実させるが、県立衛生研究所と競合せぬよう留意する。

建物規模 本館4階 3,530㎡
その他付属舎
事業費 240,813千円
財 源 市費

Ⅲ 都市公害

1 公害防止対策の背景

京浜工業地帯の重要な一翼をになう鶴見地区では、昭和30年頃から公害陳情件数が増加し、いろいろな形で公害対策の要望が出されている。これは鶴見のみならず港北、保土ヶ谷、戸塚などでも工場から発生する騒音や煤煙などについて苦情が生まれている。

昭和35年以後には、川崎地区のコンビナートから排出されるであろうガスが、風向によつては中区あたりにまで拡散する状況をみるに至つてゐる。

最近京浜工業地帯全体の工場が排出するガスによる影響、いわゆるスモッグによる生活環境への悪影響が懸念されている。

こうして公害問題は、市民一般にとつて大きな関心事となつてきた。

一般的には、公害というとき、騒音、振動による市民生活妨害や煤煙による大気汚染あるいは工場排水による河川の汚濁のみならず、地下水の汲み上げによる水利の妨害または地盤低下、有害光線または放射性物質による大気汚染、その他、鉄道、自動車、飛行機、船舶など交通機関による騒音、振動、水質汚濁など数限りない多面的問題を含んでいる。

こうした問題についての市民の関心を高く、昭和39年11月実施した市民の公害意識調査でも、市民の8割が、公害について強い関心をよせている。

とりわけ根岸、本牧地帯の工業化が進むにつれて、あらたにこの地域の市民も直接公害にさらされる可能性がふえてくる。こうした問題については、すでに二、三の科学的調査が出ている。公害のうち恐ろしいのは大気汚染に含まれ

る SO₂ を主体としたイオウ酸化物であつて、この点すでに気象実験あるいは専門家の調査などを通じて、具体的な公害対策を実施している。だがいずれも十分でない。

こうした事態に対処するためには、科学的公害防止対策が必要である。そのためには、つぎのような問題点を含んだ計画性をもつことが必要と考えられる。

問題点と計画性

(1) 国と地方公共団体との行政責任範囲を明確化し、さらに国の公害対策に対し積極的に発言しなければならない。

例えば

- ・公害立法の強化に努める。
- ・法人税、事業税の一部を公害防止対策のため地方自治体に還元させる。
- ・中小企業への助成及び公害防除施設設備に対する優遇措置の強化をはかる。そのためには、たとえば国及び自治体の助成措置を一本化し、かつ強力に行なう機構を設ける。
- ・工業技術導入に際しては、公害発生の原因となるような技術の制限、または十分な対策の樹立を条件として付する。
- ・SO₂ 回収装置の技術開発を早急におこなうよう努力させる。
- ・船舶による海水汚染に関し「油による海水汚濁の防止のための国際条約」を早急に批准させる。

- (2) 都市計画、なかでも土地利用計画の樹立と完全実施がなされなければならない。それは住民の生活環境をおびやかさない工業立地計画をなすことであり、居住地域の確保、緑地帯の設定など総合的に考えるべきである。
- (3) 根岸・本牧地区の工業化に伴う諸問題についての行政的指導体制を確立すること。
- (4) 市民の健康管理体制を確立すること。
- (5) 水質保全法及び工場排水規制法の根本的改

正。

- (6) 騒音、振動による公害防止計画を樹立すること。建築基準法、都市計画法など関係法令を改正すべきである。
- (7) こんご交通量の増大による自動車排気ガスについては、市民への悪影響を考慮して、アフター・バーナーなど至急に検討すべきである。
- (8) 以上の諸点に積極的総合的に対処するため、公害センター等の行政機構の充実をはからねばならない。

さらに、公害対策に関して必要とされる計画性について細説すれば次の如くである。

＜公害問題調査＞

通常公害問題は、市民からの苦情、陳情として提起されてくるが、局所的な公害(いわゆる私害)については、感情問題の入り混つた解決困難なものも多いので、大局的なものは勿論として、科学的測定機器を十分に利用して、その調査に当らしめ、科学性に基づく解決にすることが必要であつて、そのための測定機器の整備には十分意を用いなければならない。

＜医療、都市衛生環境整備計画との関連＞

大気汚染、水汚染、騒音等公害問題の発生に伴ない、市民の権利が侵害されるわけであるが、とくにそれらの原因によつて市民の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるので、公害問題によつて心身に悪影響を受けた場合、いわゆる公害病の調査研究機関を公共医療機関と連携を保つて確立する必要がある。

また、水質汚染などの場合、工場廃液によつて井戸水などの飲料水の汚染、また地下水使用による井戸水の枯渇などのおそれもあるので、近時盛んに開発されている内陸地帯に対しては、とくに上水道の整備が必要であり、また内陸地帯における畜舎関係の汚水悪臭等についても環境整備とあいまって立地等の対策を立てるとともに動物等臓器、排泄物の処理施設の新設を考えなければならない。

＜工場立地の際における行政指導＞

こんごの工場立地の際に大気汚染に関してはその相乗現象を考慮して配置計画を樹立せねばならず、また燃料の質、量についても大気汚染等の影響を最少限に止め得るような事前の行政指導を行なうこと、水汚染、騒音等に関しても、工場付近の環境を十分に勘案して事前対策につき十分に指導監督できる行政機構の充実が急務である。

＜気象条件と公害の調査＞

大気汚染は、とくに市民の健康に重大な影響をもたらすので、工場の立地条件と気象条件との相関を気象研究機関と提携して十分な調査を実施し、大局的な配置計画を立てるとともに、既設の工場についても調査結果に基づいて行政指導を実施しなければならない。

＜公害問題の総合的調査研究＞

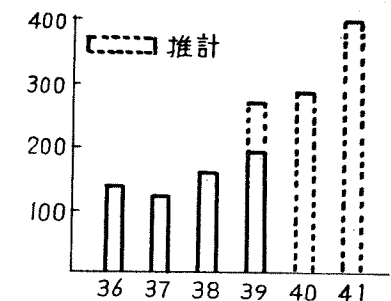
前項までに述べたように公害問題の解決には、総合的な調査研究が必要であるので、調査研究部門を設け、行政指導と平行して、その実効のあがる方策を樹立すること。生活環境の状況を常時把握するため大気汚染測定器を集中管制するコントロール・センターその他、水質、騒音等の測定分析等も行なえる調査研究機能を充実すべきである。同時に公害の経済的諸問題、公害行政の諸問題におよぶ社会科学的立場を含めた総合的な機関として作用しなければならない。また公害は広域的なものが多いので、県および他都市との連携を密にして行政効果をあげることが必要である。

＜公害防止の宣伝活動＞

近年市民の公害に対する関心は高まってきたが、企業側が公害に対して責任を負うべきであることを理解させるためには市民の公害に対する意識を高める必要がある。そのためにはこれからの世代をになう小・中・高校生などに対して公害防止に関してはいかにあるべきかの

認識を持たせることが必要である。教育機関における公害問題の研究グループの育成、また一般市民に対する公害防止の公開講座の開催など公害防止に関しては官民一体となつて当らねばならぬことを理解させねばならない。

図2-3 公害問題発生件数



本市の公害問題発生件数は、年々漸増の傾向を示しているが、今年に入りその増加は著しいものがある。これは、外的条件として、本市の都市としての発展が、工業都市化と住宅都市化という相反する要素を含みつつ、これが調和がとれないまま、無計画に発展したこと(生活環境の悪化)と、一方内的条件として、市民の側においても従来問題とされなかつたようなことも、これを生活に対する妨害として意識するようになったことによるものであろう。

近年、こうした公害問題の増加に対して、公害規制の立法措置がとられつつあるが、その法体制、行政組織体制にまた不備の点が多い。

2 公害防止計画

公害の防止は生活環境の向上の基礎的な条件といえる。このため、次のような計画が必要とされる。

(1) 公害の現状把握のための基礎調査

- 37,500千円
- ・鶴見、神奈川地区既成工業地帯の公害調査 6,000千円
- ・市内主要河川(鶴見川、大岡川、帷子川、

- 柏尾川各水系)の水質汚濁調査 5,000千円
- ・公害による住民の受ける被害調査(住民の健康調査を含む) 26,500千円
- (2) 公害発生の常時監視 963,200千円
- ・大気汚染(SO₂, NO₂, CO₂, 粉じん, O₃)自記および送信測定網(22ヶ所)の整備 481,200千円
 - ・水質汚染調査網(pH, 濁度)測定網(10ヶ所)の整備 30,000千円
 - ・気温逆転層の調査(測定塔 150m 2ヶ所建設) 452,000千円
- (3) 公害行政機構の充実 210,000千円
- ・公害センターの建設

基礎調査の実施, 測定網の集中管理統禦(無線による)などの公害に関する調査, 測定を行ない公害に関する業務を一切行なうため公害センターを建設する。なお, このセンターでは, 公害防除に関する相談所をも併せ設ける。
 - ・公害防止対策協議会の設置

市民, 企業, 専門委員, 学識経験者等で構成する公害防止対策協議会を常置する。
 - ・関係行政機関との連絡

公害問題については, 広域的連携を要するので, 県各市その他行政機関との横の連絡を密にする。
- (4) 住民の健康管理体制の確立 12,000千円
- 住民の健康調査(主に肺機能調査)を行なうほか, 慢性気管支炎, 喘息患者を, 大気汚染の著るしい時に収容するため空気清浄室を保健所, 病院等に設置する(鶴見, 神奈川, 中, 磯子各区に2ヶ所)。必要の生じた場合には, 要治療者に対する援助等も考慮する。
- (5) 交通公害対策 69,000千円
- 現在公害対策のとられないまま放置されている交通公害のうち, 対策のとり得る自動車の排気ガス処理について, これを法制化するよう国

に働きかけると共に, 法制化までは市内自動車に処理装置を備えるよう呼びかけ, 備えるものについては, 1割程度の助成を行なう。

(6) 公害除去施設に対する助成等の優遇措置 300,000千円

公害除去施設は, 公害発生原因者が原則として負担すべきであるが, 中小企業等資金調達の困難なものについては, 助成を行ない施設設置を奨励する。(工事費の35%, 最高額1,000千円, 但し, 移転の場合は, 2,000千円)また, これら施設設置の場合の融資, 税負担の軽減についても考慮する。

(7) 公害測定車の設備 22,000千円

公害問題の処理は緊急を要するため, 各保健所に1台, 公害センターに2台(現有1台)測定車を整備する。

(8) 公害発生工場集団移転対策

産業の急速発展と人口急増に伴い工場の周辺は人家で埋められ商業地域に指定せられ従来問題とならなかつた騒音, 震動, 汚水, 廃液, 粉じん, ガス, 臭気等により人又は物に障害を与えるため公害として取りあげられる事態が頻発するに至つた。そこで都市生活環境の向上をはかるため埋立地の工業専用地区に特に公害の甚だしい工場を集団移転せしめ都市の生活環境の向上をはかりあわせて工業振興を推進させようとするものである。

事業の内容

特に公害の甚だしい工場を30社取り上げ1社当たり10,000m²とし, 合計300,000m²を埋立地の一部の工業専用地区に中小企業基本法に基づき集団移転する。

公害の対策作業の主なものを次に示す。

板金又は製缶作業, 鉄骨又は橋梁の組立作業, 鋼製船舶の建造又は修理, 獣畜・魚介類又は馬類の臓器又は排泄物を原料とする飼料又は肥料の製造又は加工, 原皮のなめし, 金属の表面処理又はめっき, 動力を使用する吹付塗装, 石油精製, 石油化学製品の製造, 塗料又は顔料の製造, 農薬化学肥料の製造「活性炭の製造炭素製品の

製造又は加工, 貝灰の製造パフ研磨機又は粉体を用いる研磨作業, パフを用いる金属の切断作業, 染色又は漂白の作業, その他。

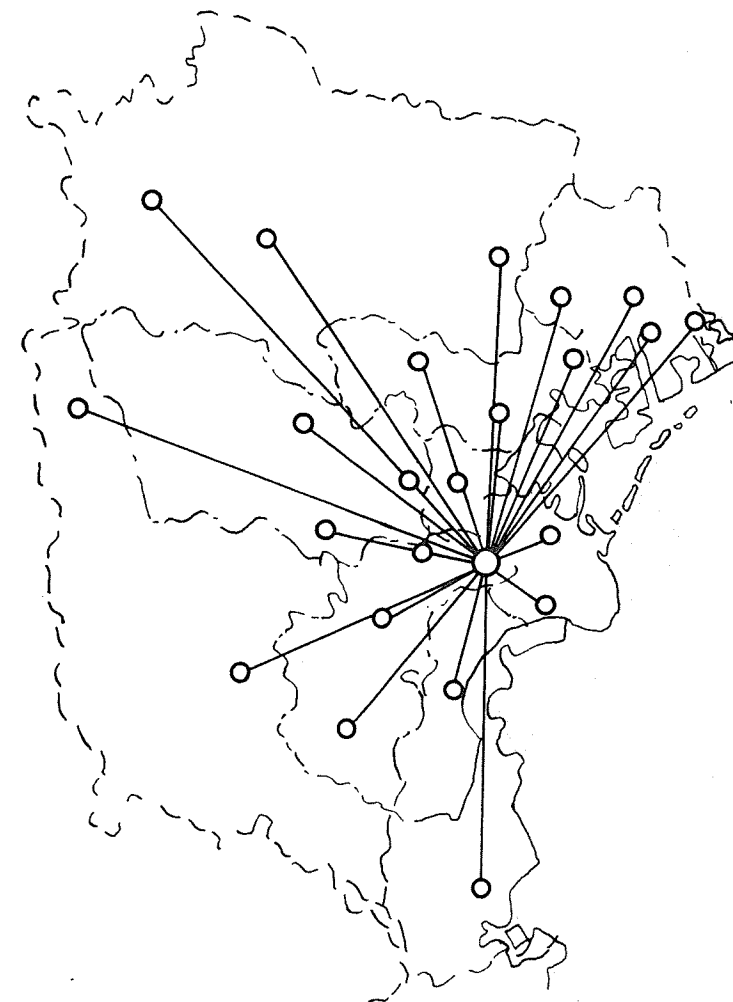
達成目標

指 標	現 況	50
公害センター	0	1
大気汚染調査網	4	22
水質 "	0	10
逆転調査	0	2
公害調査車	1	23
空気清浄室	0	8ベッド(48)
アフターバーナー助成	0台	23,000台
除去施設助成	年額5,000千円	年額30,000千円

事業費 1,613,700千円
財 源 市費

大気汚染測定網

22カ所



第3章 教 育 文 化

総 論

教育文化部門の福祉計画策定にあたっては、従来の横浜市がおかれていた歴史的地理的特性に基づく横浜の教育・文化面での立ちおくれを考慮に入れる必要がある。周知のように、横浜市は、開港以来100年の歴史しかもたぬ新興都市として、古い歴史をもつ他の諸都市にみられるような文化的伝統がなく、また、地理的にも東京に接近しすぎていたため、文化的には文字通り東京の衛星都市として、その教育的文化的需要のかなりの部分を東京に依存する形で充足してきた実状にある。古くから6大都市の一つに数えられてきた横浜が、教育文化施設の面で他の同等都市に較べて著しい立ちおくれを示していた一半の理由は、ここにあつたと考えられる。しかるに、最近の教育文化水準の向上に伴う一般市民の教育文化的関心の高度化、ならびに、逐年増加の傾向をたどりつつある周辺地区人口の量的増大とその質的構成の変化（高水準化）は、本市の重化学工業化に伴う社会経済的要請と相俟つて、従来の横浜にみられたような教育的文化的停滞を許さぬ方向に向いつつある。こうした市民の需要に答え、あわせて、「都市化」の進行に伴う住民の地域連帯感の稀薄化の現実の中で市民意識を培養してゆくためには、何よりも市独自の教育文化投資が必要である。

義務教育についていえば、これは本来全国共通の問題として、必ずしも地域的特性にこだわる必要はないが、東京からの流入人口を含めて逐年高度化しつつある市民の教育的要求にこたえるためには、教育の質（水準）の向上と、周辺地区人口の社会増に対処するための教育施設の整備（周辺地区の学校配置の適正化）が緊要であり、この方面の整備計画の立ちおくれに

は、義務教育環境の格差を一段と増大せしめるおそれなしとしないといえるであろう。

後期中等教育は、県がその設置義務者となっており、また、教育水準の維持・向上の面からみても全県的に教育人事の交流を図る方が望ましいと考えられるので、この問題に関しては、県と密接な連絡をとりながら、将来の人口増に対応する施策をたてることが望まれる。他方、後期中等教育の一環としての勤労青少年教育の問題は、本市の重化学工業都市化に伴い益々緊急化すると思われるので、後期中等教育施設としての科学技術教育センター等の設置とならんで、この点に関しても十分な施策をたてる必要がある。

社会教育の問題に関しては、従来青少年教育、地域団体の育成、成人教育等を中心として施策が進められてきたが、急速に進展しつつある工業化と都市化の趨勢の下で、青少年の不良化を防止する一方、住民の地域連帯感に根ざした新しい市民意識を培養してゆくためには、この方面の施策を一段と充実する必要がある。ただし、本市のような（近代的な市民関係に立脚した）大都市における社会教育の在り方としては、従来のように少数市民層ないし一部特定人口のみを対象としたいわゆる「社会教育」行政のプログラミングのみに止まることなく、公民館的な機能を兼ね備えた地域図書館や区体育館等を地域の社会教育活動センターとして、区単位に設置してゆくことが一般市民の市民性培養、地域連帯感の強化のためのもつとも効果的な方法であると考えられる。急速な「都市化」の過程にある今日の都市が、健全な市民層を育成し、あわせて地域住民の市民意識を高めてゆくためには、何よりもこうした形で不特定多数

の一般市民が自由に利用しうる社会教育施設ならびに環境の整備・拡充を、後述の文化施設の整備とからみ合せて有機的総合的におし進めてゆく必要があるといえるであろう。文化施設の面では、横浜市はその新興都市としての実用主義的風潮と東京の衛星都市的環境のためその立ちおくれはとくに著しく、文化的には、多分に東京の衛星都市の性格をもつていたといわざるを得ないが、急速にその教育水準が高度化しつつある市民層の要望にこたえ、あわせて横浜市が都市としての機能と面目を維持してゆくためには、地域単位の社会教育施設の設置と併行して、市民劇場、美術館その他本来の文化施設をも逐次整備してゆく必要があるといえるであろう。

最後に、医学部をもつ市立大学の経営は、横浜市の誇るべき少ない文化施設の一つであるばかりでなく、人的資源交流の面で横浜市と他の諸都市とを結びつける目にみえぬパイプの役割を果たしていると考えられるが、今後の課題としては、本市の重化学工業都市化、一般市民の教育文化水準の高度化に伴い、大学の学部、学科の増改編、研究科課程の設置等により、本市の産業的、市民的、教育的需要にこたえとともに、本市の教育・文化センターとして他の教育文化機関と施設の有機的共同利用の方法等を考えることにより、相対的に自由な運営の可能な公立大学としての特性を生かしてゆくことが望まれる。

以上のような教育・文化関係の福祉計画を実行に移すためには、かなり大きな資金が必要とされるが、社会福祉、都市衛生計画等の実施が市民の日常生活に直接関係あるものとして必要不可欠であるのに対し、教育・文化施設の整備は、その緊急性が目に見えぬものであるため、従来とかくなおざりにされてきた傾向があつたことは否定しがたい。しかしながら、その反面、教育・文化施設の充実、市民全体の最大

関心事であるばかりでなく、一度建設されれば概して半永久的な施設としてながく市民生活の精神的支柱たりうるものである点で、長期的にはかえって投資効率が高いことに思いを致し、施設の総合的有機的活用の途を講じながら、できる限りの施設の建設設置に力を注ぐことにする。

I 学 校 教 育

総 説

本市に於ける学校教育は、児童・生徒の心身を鍛練し、個性を伸ばし、自主的な実践力を養い、社会の成員として民主的な秩序ある生活をする能力と活動力を養うことを目標として、その実践に当つては、教育内容や方法について基本的な事項の確実な習得、積極的な実習態度の確立、また指導力の研究、推進、科学技術教育の振興、教育課程の整備等に重点をおいて実施させてきた。

しかし、これらの実施に必要な教育環境整備の現況としては、学校施設の不足の解消、とくに戦後の二部授業、すし詰授業の解消には相当な努力を重ね、また、周辺地区の急激な発展による児童・生徒の増加のための校舎の新增築に追われてきた。更にベビーブームによる増加とその小学校、中学校、高等学校への移行は、人口の社会増の著しい本市に与えた影響は甚大であり、この対策に全力が注がれた。このため必要な特別教室、その他諸設備の整備にも影響し、地域的格差も起つてきた。また学校編成基準の引下げの実施による学級増、急増する周辺地域の急増対策等も緊急を要することであり、今後の整備計画は本市の発展状況と併処して、計画的な用地の確保、校舎の建設、学校規模の適正化、特別教室、講堂、その他施設整備、教材教具の整備、学校格差の是正が必要とされる。

教職員についても、その構成のアンバランス、また不足数の確保、研修機関の不足、養成機関の設置等問題点が多いが、これらを解決して、教職員の適正配置を行ない、質の高い教育が行なわれなければならない。

児童・生徒の体位は、最近著しく向上しているが、さらに体力の増強をはかるためには、保健管理、体育施設の充実を行ない、また学校給

食の完全実施と合理的な運営、施設の改善がなされなければならない。

高等学校教育は、昭和38年度からの生徒急増も、昭和40年をピークとしてその収容をはかつているが、逐年進学率の向上が見られ、中学校卒業生の74%が高等学校に進学しているが、今後もなお増加することが予想される。さらに産業都市としての本市の発展による勤労青少年の増加を考慮して、定時制・通信制の充実、産業教育・技術教育の振興をはかるとともに、後期中等教育の拡充は大きな課題である。しかし高等学校設置義務者は県であり、市内の高等学校設置については充分県・市連絡調整の必要がある。

最近、不幸な子供達の教育について各方面からその重要性が要望されているが、本市の施設整備として盲・ろう学校の校舎鉄筋化、言語障害指導学級の新設、精薄学級の増設を行なっているが障害児数よりみて、こんごさらにその収容について努力をはかるべきであり、これについても県と充分連絡調整をはかることが必要である。

幼稚園教育については、本市の現状では私立幼稚園に全く依存されており、その就園率は70%であるが、こんごは就園率の増も予想され、また、国において義務制も検討されており、公立幼稚園の設置の要望も高まりつつあるので、地域の実状と私立幼稚園・保育所との関連を考慮のうえ、幼稚園設置の計画を立てる必要がある。

以上のような点から本市の学校教育の将来計画については、昭和50年を想定して、

- (1) 義務教育施設の整備
- (2) 教職員の確保と研修
- (3) 産業教育、科学技術教育の振興
- (4) 後期中等教育の充実
- (5) 学校保健体育の向上
- (6) 特殊教育の充実
- (7) 幼児教育の振興

等に施策の重点をおき、次のような対策をたて

た。

1 義務教育施設

(1) 校舎の整備

<現況>

都市への人口集中は、本市においてとくに著しく、最近の社会増加率は6大都市中随一であるが、この人口増は、地域的には市周辺部の近郊地域に顕著である。

従つて、児童・生徒数の分布も、都心部地域から近郊地域へ移行し、ために教室の不足も地域的にかたよつた現象を呈しており、この教室の不足数を、文部省の学級編成基準(1学級49人)を基礎に算出すると次表に示すとおりとなる。

表 3-1 義務教育学級数現況

区 別		小 学 校	中 学 校
現	生 徒 数	132,250人 (特殊 390)	70,181 (特殊 308)
況	学 級 数	3,132 (特殊 40)	1,564 (特殊 30)
普不 通足 教状 室況	必 要 数	3,183	1,562
	保 有 数	3,178	1,472
	不 足 数	154	130

(昭和39年5月1日現在 公立学校建物の実態調査票による)

<計 画>

昭和50年には、小学児童214,400人、中学生徒89,300人になると推定されるが、その分布は近郊住宅地域に増加する傾向があるため、これを勘案し、かつ文部省の学級編成基準(1学級45人)を基礎にこんごの建設教室数を算出すると次表のとおりである。

表 3-2 教室新增設計画

区 別	小 学 校		中 学 校	
	普通教室	特別教室	普通教室	特別教室
建設教室	2,382	1,325	876	213

計 画 達 成 目 標

指 標	現 況	50
小 学 校 児 童 数	132,250 (外分校20)	214,400
学 校 数	135	191
普 通 教 室 (1教室当生徒数)	3,178 (41.5人)	5,560 (38.5人)
中 学 校 生 徒 数	70,181 (外分校 1)	89,300
学 校 数	62	82
普 通 教 室	1,472	2,348

(校舎建設小 56 中 20)
(建物延 940,600 m²)
(土地延 818,400 m²)

事業費 34,703,000千円

財 源

県 費 3,218,000

市 費 31,485,000

<問題点>

都心部地域は、児童生徒数の漸減により余裕教室が生ずる見込であるので、将来に向つて通学区の編成替、学校の統合整理を研究するものとする。

(2) 危険校舎の解消

<現況>

木造校舎の老朽化に伴ない構造上耐力が低下して危険な状態にある建物を危険校舎といい、耐力度の低い建物から順次鉄筋コンクリート造に改造を進めている。

表 3-3 危険校舎現況表

校 数	危 険 教 室 数	面 積
小 学 校 44	267	29,535 m ²
中 学 校 18	124	14,091
計 62	391	43,626

(注) 耐力度とは、危険な状態の度をいい、構造耐力、保存度及び外力条件(風圧、震力)の3つの要素からなり、文部省の定める基準で測定される。

<計 画>

これらの危険校舎を早期に改築し、構造上安全な建物にするため昭和38年度を初年度として5ヶ年計画を樹てて改築事業を進めている。

なお、昭和42年に危険校舎が解消されたの

は、既存の木造校舎（単一保有106校、鉄筋木造複合51校、その他）の不燃化を強力に進める必要があるため、検討をはじめることとする。

計画達成目標

指 標	現 況	50
危険校舎	小学校 44校 267 (8.4)	昭和42年に解消 —
	中学校 18校 124 (8.4)	

(建物延 43,630㎡)

事業費 1,129,000千円
財 源
国 費 116,000
市 費 1,013,000

(3) 講堂（兼屋内運動場）の整備

<現 況>

表 3-4 講堂保有現況

	学校総数	保有数	未保有数
小学校	155	72	83
中学校	63	31	32

<計 画>

教育環境として是非整備しなければならないものの一つであることはいままでの、こんごの新設校を含め、すべて学級数に応じた規模により講堂を設置する。

計画達成目標

	設置校数	50
小学校	72 (53.3)	211 (100)
中学校	31 (50.0)	83 (100)

(講堂 191 延 117,150㎡)

事業費 3,877,300千円
財 源 市費

2 教職員の需給計画化

<現 況>

現在小学校教員は女子教員が57%と過半数をこえている。教員養成諸学校の在學生も、全国的に女子学生が大半を占めている現況から、将来の小学校は、ますます女子教員の率が増大し、女子教員中心の学校運営に至るものと推定される。

また、中学校については、理数工系の教員の不足が目立っているが、産業の急速な発展による供給不足の影響であり、将来にわたって大きな課題となると思われる。また、体育の男子教員もこれに次いで不足がちである。

表 3-5 教員定数・現員

校 種	普通学級数	教員定数	10/1 現員
小学校	3,090	3,848	3,810
中学校	1,526	2,387	2,387

<計 画>

小学校教員

昭和39年度から43年度までに児童数の増加に伴ない毎年平均325人の補充の必要があると試算されている。

中学校

昭和41年度までは学級減、42年度以降は漸増すると推定されるので、42年度までは、現員の確保、不補充ということも考えられるが、組織上の断層を生ぜしめないよう考慮しなければならない。

以上を前提条件として、次の方策を講ずるものとする。

- I 小学校人員確保のための教員開拓
- II 性別年令別構成の均衡化
- III 専科教員の採用による技能教科の充実
- IV 小中学校間の積極的な人事交流
- V 教科担任の正常化
- VI 中学校教員定数につき高等学校に準じた

標準法改正

Ⅶ 教員の確保対策として教員住宅を建設する。

(教員住宅 11 棟 延 18,150㎡)
(土地 10,900
収 容 1,100 人)

事業費 759,000千円

財 源 公立学校共済組合
教員住宅建設運用資金借入

達成目標

指 標	現 況	50
教員住宅	収 容 — (—)	11 (棟収容 1,100人)

3 教員の研修

<現 況>

児童・生徒の学力向上は社会的に強い要望となつてはいるが、本市の実態は、統計的には必ずしも喜ばしい状態とはいえない。学力向上を支える要因には種々あるが、教員の指導力充実に大きな原動力の一つである。

教育委員会は、教員の現職教育を重点事業として採り上げ、その効果的、能率的な方策について鋭意研究し、実施してきたが、実施に当つて最も大きな障害は、現職教育のための場がないことである。例えば、昭和39年度の現職教育に必要とされる会場数は延800に及んでいる。にも拘らず、固有適當の会場がなく、辛うじて市立学校、県立音楽堂、その他を借用して当てるため、運営上まことに不便が多く、かくては、所期の効果も期し難い実状である。

<計 画>

教員の現職教育、研修の場を供給するため、社会教育研修センター（教育館）を建設する。

注 具体的な計画は後述の「社会教育施設整備」の項参照。

4 産業教育・科学技術教育の振興

<現 況>

産業教育・科学技術教育の振興は、国は勿論横浜市の重点施策方針の一つであるにもかかわらず、そのための教職員の研修、児童生徒の学習、一般の人の研修に関する施設設備は皆無である。県立青少年センターが市内にあるが、県下全体の中学二年生の一斉センター計画で満杯の状態、市としてこれを借りる機会はない。

市立学校教職員の産業教育・科学技術教育に関する研修は、年間300会場を実施しているが、会場としては学校の教室を、器械器具はその学校の備品を借り、不足するものについては研修者が各自持参して研修している現状である。従つて学校に備えられていない器械器具については研修不可能であつて、日進月歩する近代科学に到底ついていけないばかりでなく、それに接する機会すらもないといえる。川崎、横須賀市ですら小規模ながらセンターを設置し活用している。

児童生徒が常時学習する場としての学校における施設設備の整備充実状況も未だ不完全の域を脱していない。

<計 画>

- (1) 教職員の研修の強化充実・研修派遣。そのため長・短期の研修計画をたてるとともに、国留学制度についても、その視点から弾力的な運営をはかる。
- (2) 各区理科教室センターの設置—各区に理振法による充足率100%の学校を小・中1校ずつ設け研修、研究の各区センターとする。80,000千円
- (3) 産業教育・科学教育振興のための奨励金を交付する。32,400千円
- (4) 職業に関する高等学校の施設設備の整備

拡充と内容の充実をはかる。1,000,000千円

(5) 科学技術教育センターを設置する。

{ 5階建 延8,250㎡ } 472,000千円
{ 土地 10,000 }

(注) 科学技術教員センターの目的

- ・ 教育の研修
 - ・ 児童・生徒の科学的興味の喚起と学習の場の提供
 - ・ 一般の人の研修の場の提供
- 内容 展示室, 物理, 化学, 生物, 地学, 電気, 工作, 化学工業, 計測, 天文, 力学, 光学, 電子工学, 材料力学, 音響……図書室, その他

達成目標		
指標	現況	50
各区理科センター	0	最終年次に 小 10 中 10
職業工高		横工を昼夜間とする
科学技術教育センター	0	1 収容 (1,500人)

事業費 1,584,400千円
財源 市費

表 3-6

教育上特別扱を要する児童・生徒

項目	判定基準 (特殊施設及び特殊学級在籍者を除く) 現況											
	※1 類			※2 類			※3 類			計		
	小	中	計	小	中	計	小	中	計	小	中	計
盲及び弱視	4	13	17	64	43	107	389	300	689	457	356	813 (0.37)%
ろう及び難聴	8	7	15	24	5	29	143	95	238	175	107	282 (0.13)
性格異常	68	100	168	—	—	—	313	336	349	381	436	817 (0.37)
精薄	231	140	371	1,295	926	2,221	1,681	1,322	3,003	3,207	2,388	5,595 (2.59)
てんかんその他の精神障害	27	35	62	—	—	—	105	69	174	132	104	236 (0.11)
言語障害	—	—	—	81	28	109	380	152	532	461	180	641 (0.29)
身体不自由	75	37	112	35	21	56	273	202	475	283	260	643 (0.29)
病弱及び身体虚弱	192	76	268	125	79	204	884	467	1,351	1,201	622	1,923 (0.89)
計	605	408	1,013 (0.46)	1,624	1,102	2,726 (1.26)	4,168	2,943	7,111 (3.29)	6,397	4,453	10,850 (5.02)

- ※ 1類 特別な施設に収容して教育する必要があるもの。
- ※ 2類 特別な学級等に入れて教育する必要があると認められる程度のもの。
- ※ 3類 欠かん又は徴候はあるが普通学級で特に注意して教育すればよいと認められる程度のもの。

5 学校・保健体育の向上

<現況>

児童・生徒の健康を保持増進させることは、学校教育の重要な目標の1つであるが、この目標を達成するため、栄養の改善、疾病の予防と保健安全の態度の育成、及び鍛練が不可決の要素である。戦後栄養の欠乏と結核、トラホーム等伝染性疾患の蔓延、或は体育施設の欠除など児童・生徒の健康を阻害する要素があまりにも多すぎたが急速に整備改善され体位の向上は目ざましく、伝染性疾患はごく少数を数えるのみとなつたが、歯疾患をもつもの87%、児童・生徒の慢性疾患はそれぞれ1.5%~2.0%を数えている。

体育施設は徐々に整備されつつあるが水泳プールをもつ学校 36%、臨海・林間施設は皆無

表 3-7

疾病の状況

	25年度	30年度	35年度	38年度	全 国
寄 生 虫 (%)	73.2	42.5	11.5	5.6	15.0
ト ラ ホ ー ム (%) (含ロホー性血膜)	3.5	2.7	2.5	2.3	2.3
結 核 (%)	3.17	1.25	0.41	0.25	0.43
う 菌 (%)	—	—	—	87.0	88.1

に等しくそのほとんどが営利施設を利用しており、学校給食は小学校では95%の完全給食、定時制高校では夜食(パン、ミルク)のみにとどまり、中学校については未実施の状況である。

<計 画>

一般社会の安定と福祉の増進にふさわしく、児童・生徒の健康を保持、増進させることが次の世代に期待する市民社会の責務であり、そのため次の施設を整備拡充する。

(1) 保健・体育施設の整備

- ・ 学校プール

未設置校に標準規模と装備をもつたプールを設備する。

表 3-8

施設の種類	施設数	規 模	収容能力	位 置
臨海施設	1	鉄 2階 延 970㎡ 土地 3,300	300人	勝山, 保田
林 間 集落センター	1	延 990㎡ 用地 6,600	200人	菅 平
児童生徒専用 保養施設	1	建物 1,570㎡ 用地 3,300	200人	仙 石 原

計画達成目標

指 標	現 況	50
臨海施設	0	1
林間集落センター	※ 1	2
児童保養施設	0	1

※ 丹沢キャンプ・センター(225人収容)
ほかに三ツ沢青少年の家(120人収容)

事業費 217,420千円
財源 市費

- ・ 学校保健センター

児童・生徒疾患の精密検査、治療、訓練、きょう正、保健相談ならびに指導者(学校医、教職員)の研修を行なう施設を建設する。なお、付属施設として肢体不自由児体育館を併置する。

設備内容

調 査 研 究 部 門	事 務 部 門
クリニック部門	(建物 990㎡ 用地 3,300 設備移動検診車) 事業費 377,600千円 財源 市費
視 能	
耳 鼻 咽 喉	
口 腔	
整 形 外 科	
小 児 科	
環 境 衛 生 精 神 衛 生	

計画達成指標

指 標	現 況	50
プール設置校	78 (214) 全校数	229 (284) 全校数
小 学 校	53 (39.2) %	155 (72.8) %
中 学 校	23 (37.0)	63 (76.8)
高 等 学 校	2 (22.0)	9 (100)
特 殊 学 校	0 (—)	2 (100)

(プール 151)

事業費 939,100千円
財源 市費

- ・ 野外活動センター

都会生活にはますます緑と太陽が不足するので、その影響の強く及ぼす年齢階層に自然に親しむ機会を与え、あわせて集団社会生活訓練をも期待できる野外活動センターを計画する。

(2) 学校給食の完全実施

(給食センターの建設)

学校給食を完全実施するため施設、設備の新設及び老朽による更新を学校毎に行なわず市内に10ヶ所(既計画を含む)の共同調理所を設置し、運営の合理化をはかり、能率的、衛生的学校給食を実施し栄養の改善と父兄負担の軽減をはかる。

<現況>

	学 校 数	児 童 数
実 施 校	135校	120,591人
未 実 施 校	22校	12,243人

注 小学校のみ

ほかに定時制高校(夜食)の全部6校 3,773人に実施

6 特殊教育の充実

<現況>

本市の身心障害児の特殊教育は、精薄児童・生徒については小中学校に特殊学級を設置することにより、盲・ろう児童については盲学校1ろう学校1により、病弱児については二ツ橋学

<計 画>

区 分	所 要 数
1日の処理能力12,000食の共同調理所	1ヶ所
1日の処理能力30,000食の共同調理所	9
合 計	10

(建物用地 10 延 21,780㎡)
(延 29,700)

事業費 1,600,000千円
財 源 国費 94,000
市費 1,506,000

園に、特殊学級を置いて、また言語障害児については、幸ヶ谷小に特殊学級2を新設した。なお肢体不自由児については、県立ゆうかり学園が設置されているので、これに収容依頼している。

表 3-9

特 殊 教 育 施 設 の 現 況

施 設 名	校 数	学 級 数	収 容 数	収 容 対 象 数
精 薄 特 殊 学 級	45校に設置 (小 26 中 19)	62 (小 32 中 30)	628人	特殊学級対象 精 薄 児 1,616人
盲 学 校	1	17 (小 6 中 4 高 7)	115	盲 児 124
ろ う 学 校	1	26 (幼 3 小 11 中 7 高 5)	200	ろ う 児 59
二 ツ 橋 学 園	1	6 (小 6)	70	虚 弱 児 475
言 語 障 害 児 特 殊 学 級	幸ヶ谷小に設置 1	2 (小)	30	言 語 障 害 児 112
養 護 学 校	県立ゆうかり園 1	13 (小 7 中 6)	121	肢 体 不 自 由 児 168
計			1,164	

表 3-10 大都市の盲ろう養護学校現況 (昭38. 5. 1)

	校 数	人口10万当り
東 京	18	0.2
大 阪	8	0.25
名 古 屋	4	0.22
横 浜	4	0.25
京 都	3	0.23
神 戸	6	0.54
北 九 州	5	0.5

<計 画>

教育の機会均等の精神と、大都市の特殊性を考慮して特殊教育の振興をはかり、とくに養護学校の設置等については、県と十分協議する必要があり、市も財政事情の許す範囲でその設置に努力していく。

表 3-11

障 害 児 童 生 徒 の 推 計

種 別	現 況		50	
	※ 1 類	※ 2 類	1 類	2 類
精 薄	371	1,616	505	2,273
盲・弱 視	17	107	19	144
ろ う・難 聴	15	44	14	41
肢 体 不 自 由	112	56	152	74
虚 弱	268	207	372	261
言 語 障 害	—	112	19	269
性 格 精 神 異 常	230	—	388	—
計	1,013	2,142	1,469	3,062

※ 1類：養護学校へ収容を必要とするもの。

※ 2類：特殊学級教育が必要な程度の者。

計 画 達 成 目 標

	現 況	50
養護学校学校数	1 (県立)	5 (市 1 県 4)
学 級 収 容 種 類	12 120人(11.8%) 肢体不自由児のみ	75 975人(87.3%) 全種目
特 殊 学 級 校 数	47校 70 (1,020人)	236校 280(3,890人)
内訳	精 薄 62(930) 肢 体 不 自 由 0(—) 虚 弱 6(60) 言 語 障 害 2(30) 弱 視 0(—) 難 聴 0(—)	内訳 人 197(2,950) 9(90) 36(360) 21(315) 12(120) 5(50)

(注) 養護学校

精 薄 3校
内訳 肢 体 不 虚 弱 1

精薄養護学校 1 (12学級17教室180人)
5,000㎡
特殊学級 210
教室増築 延 28,050㎡
事業費 1,313,742千円
財 源 国費 16,800
市費 1,296,942

7 幼児教育の振興

<現況>

現在市立幼稚園は設置されていないが、県立の1園を含め177園、在園児約23,000名である。

公立小学校の本年度入学児童数22,700名のうち約71%の16,100名が幼稚園卒業者であり、29%6,600名が幼稚園不入学児童となつていますが、これには経済的理由とともに、既設幼稚園の収容力不足も一因と考えられる。

近来、国においても幼児教育の重要性を認識し、その義務化について検討しているが、最近公表された文部省立案「幼稚園拡充整備計画」によれば、昭和45年目標の就園率を63.5%(現在は38.5%)に高めるとの構想を打ち出した。同省の推定では、これにより昭和45年における適令児のうち88.9%(幼稚園63.5%,保育所18.7%,特殊教育収容6.7%)が何らかの義務教育就学前教育を受けることとなり、義務制へ移行のための足固めが確立されることになる。

この動向にかんがみ、私立幼稚園においては、公立幼稚園設置を予想し、その計画樹立に際しては、「私立幼稚園の立場を充分尊重しよう」要請を受けている反面、一般与論としては、公立幼稚園設置の要請もかなり強く表明されている現状である。

表 3-12 大都市の幼稚園現況

都 府 県	園 数	学 級 数	人口1万 当り園数
東 京	737	3,180	0.8
大 阪	222	1,127	0.69
名 古 屋	169	782	0.90
横 浜	164	668	1.02
京 都	125	544	0.94
神 戸	115	508	0.97
北 九 州	90	—	0.75

38.5.1

表 3-13 市内幼稚園数、園児数等

項 目	39.5.1
園 数	177
園 児 数	23,164
39年4月小学校入学児 童数(A)	22,686
上のうち幼稚園修了者	
1年制	9,403
2年制以上	6,707
計(B)	16,110
修了者率(B/A)	71%

<計 画>

上に述べたように、現在文部省においても幼稚園義務化を検討中であるが、現設置校177園中176園が私立であるため、義務制による公立幼稚園設置計画の促進にあたっては、前項にも記したとおり公、私間の調整諸問題の検討が必至であるが、本計画においてはこの点の検討は除外することとする。

小学校入学児童数の推移は昭和39年22,700人から昭和50年には37,000人と62%増と推定されるので、その全員の収容をはかるため、私立現在定員16,000人を目標年次には29,680人(83.3%)、公立7,320人(16.7%)を収容するものとして、公立幼稚園46園183学級を新設する必要がある。なお心身障害児のうち幼稚園、保育所の対象幼児についても、その障害の程度により早期に治療・訓練を与える教育施設を考慮する必要があるので、幼稚園、保育所の設置計画との関連において検討していく。

計 画 達 成 目 標

指 標	現 況 (39.4)	50
小学校入学児童数	22,686人	37,000人
幼稚園数	176 私175 公1	※私262 公47
収容定員	※16,110	※37,000
(収容率)	(71%)	(100%)
内 訳	私16,060人 公50	私29,680(83.3%) 公7,320(19.6%)

※ 幼稚園数は1園4学級、1学級40人編成として算出した。収容数には2年保育児童は除いた。

1園当り
建物 1,650 m²
用地 990

事業費	2,208,000千円
財 源	
国費	60,000
県費	1,074,000
市費	1,074,000

8 後期中等教育の充実

<現 況>

社会経済の進展に伴い、義務教育課程終了者の高校進学率が逐年上昇し、いまや高等学校教育が義務化しつつある現況である。

高等学校は、国、地方公共団体及び「私立学校法」第3条に規定する学校法人のみが設置することができるが、公立高校については「公立高校の設置、適正配置および教職員定数の標準等に関する法律」により都道府県が設置するものとされ、市町村はその財政力等に応じた任意設置者となっている。義務教育課程終了者の後期中等教育機関としては、このほか青年学級、公共職業訓練所、事業内訓練所、各種学校等があげられる。

本市のように、重化学工業地帯で、年々急激な流入人口を収容する都市においては、労働力の社会的需要と質の向上をマッチさせる観点か

らも後期中等教育が重要視されねばならないとともに、とくに中卒者の進路希望に即応した対策をたてることが急務となっている。

本市の高校生収容の現況をみると、公立22校私立31校計53校(5月1日現在学校基本調査)で、学級数1,235、生徒数63,416を収容しているが、近年、学令人口は増加の一途をたどり、38年度に始まり、40年度にわたる全面的な高校生急増期を一つの頂点として、将来10年間においては、本市の急激な人口増加の趨勢に照らしてまた改めて高校収容対策を請じなければならないと予想される。

<計 画>

(1) 公立高校進学者・在籍者の推定

表 3-14 公立高校進学在籍者数推計

年度	区分 新規公立中学卒業者	※進 学 率	進学者数	進 学 区 分		公立高校在籍者数
				私 立	公 立	
39	25,148人	74.4%	18,712人	10,248人	8,464人	27,211人
40	26,300	77.0	20,251	11,098	9,153	31,751
45	20,533	83.0	17,424	9,548	7,876	29,242
50	23,470	85.0	19,950	10,933	9,017	32,779

※ I) 進学率：最近の高校進学率は36年度63.4%から39年度74.4%と急激に上昇しているため、目標年次には85.0%になるものとする。

II) 公立：私立進学者の配分：39年度の実績値45：55を採用する。

以上により算定した公立高校在籍者を、県・市立高校に収容することとなるが、現況では、県市ともに特別教室の転用、簡易教室などにより標準規模を上回って収容している。

しかし、40年度以降の長期見通しに当たっては、次の事項を前提とする。

- I) 40年度以降は各高校とも標準規模を超えた収容はしない。
- II) 学級編成は1学級50人(普通高校)および40人(職業課程高校)とするよう漸進措置を講ずる。(「公立高校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」による)
- III) 学級数が標準規模を相当上廻る場合は、高校の新設によって処置する。

(2) 全日制普通高校の見通し

昭和40年度は、高校生急増期の第3年度にあたり、入学予定者、在籍者ともにほぼ頂点に達することとなるため、これを39年度の実収容と対比した場合、生徒数で2,236人学級数で39学級の増となり、標準規模とする場合49学級の増加となる。

一方、41年度においても、将来人口推計にみられるような人口増がある限り高校在籍者の減少はそれほど期待できないばかりか、49年度における在籍者数の漸増傾向から判断すれば、高校の新設をはかることが最も妥当な措置である。(表3-15)

表3-15 普通高校不足学級数の推定

年 度	普通高校在籍者数	実 収 容		39年を基礎とした年度比較	
		学 級 数	1学級当り数	在 籍 者 数	学 級 数
39	15,220人	294	51.8	—	—
40	17,456	333	52.4	2,236	39
45	16,022	321	50.0	△1,434	△12
50	17,400	348	50.0	1,378	27

表3-16 進 学 希 望 の 推 移

年 度	全日制進学希望者	実 数		比 率	
		普 通 科	職 業 科	普 通 科	職 業 科
37	18,612人	13,418人	5,194人	(72.1)%	(27.9)%
38	17,671	12,566	5,105	(71.1)	(28.9)
39	18,995	13,023	5,972	(68.6)	(31.4)

表3-17 職業高校不足学級数の推定

年 度	職業高校在籍者数	実 収 容		39年度を基礎とした年度比較	
		学 級 数	1学級当り数	在 籍 者 数	学 級 数
39	5,657	123	46.0	—	—
40	6,593	143	46.1	936	20
45	6,050	148	41.0	△543	△5
50	7,600	190	40.0	1,550	42

(3) 全日制職業課程高校の見通し

中学卒業者の進学率が年々高まりつつある結果、中卒就職希望者の減少が著しく、労働力需要側からも高卒者を望む傾向が生じているうえ、高校の教科内容にも職業課程履修者の要請が高まることを反映して、39年度中学卒業予定者の進学希望にその傾向が示されている。(表3-16)

すでに市内には、伝統的な職業高校が多数設置されているが、これらの収容力も昭和40年度において20学級936人の不足が見込まれるため、工業及び商業高校各1校の新設をはかることが必要である。(表3-17)

(4) 定時制高校等の見通し

市内の中卒者の進路希望の内訳をみると、定時制高校への進学希望数は毎年次600～800人程度であるが、実際毎年度4月新学期の進学結果では1,220人～1,300人と倍増する傾向にある。

これは、様々の事情で進路変更を余儀なくされた中卒者の後期中等教育に対する根強い執着があることを示すとともに、定時制教育等の存在意義を示すものといえよう。

39年度の本市公立高校定時制在籍者は、6,563人で、そのうち5,113人(77%)が職業課程在籍者であることは、本市の産業構造の反映であり、これは、本市の人口構成からも、他県からの中卒就職者に対する後期中等教育の機関として大きな使命をもっている証左である。

企業内訓練その他の機会に恵まれない中小企業に従事する中卒者(年間約5,000と推定される)の動向に充分留意して、定時制高校は、機会を得るに交通便利な場所、履修しやすい教科内容、勤務を考慮した授業時間、取得資格などなどについて、こんごも一層、その充実策を積極的に推進しなければならない。

(5) 神奈川県への設置要請

以上を要するに、最終目標年次に至る10カ年間に、建設を必要とする公立高校は、

- I) 普通高校 3
- II) 工, 商業高校 2
- III) 定時制教育の充実

となるが公立高校の設置義務者たる神奈川県に対し、設置を要請するものである。

計 画 達 成 指 標

指 標	現 況	50	
進 学 者 数	18,712人	19,950人	
進 学 率	74.4%	85.0%	
{私 立 公 立	35校 10,248	10,933	
	21 8,464(45%)	9,000(45%)	
公立高校(全日制)	19 (教室405)	24 (教室517)	
内 訳	普 通	{ 12 (284)	{ 15 (356)
	工 業	{ 4 (80)	{ 5 (104)
	商 業	{ 3 (41)	{ 4 (65)

(普通3 工1 商1
建物3階建延 31,660m²
用地 延 165,000)

事業費 3,140,217千円
財 源 全額県費
施 行 者 神奈川県

(6) 勤労青少年教育対策

教育機関に在学する機会のない中卒者のために、企業の実地に則した履修教科、勤務を考慮した授業時間や立地条件等のほか、夜間給食、学費の援助、取得資格の尊重等を企業側にもPRし、定時制、通信制高校在学者と、公共職業訓練所在籍者との生徒交流の途をひらいて積極的に奨励策を講じていくこととする。

9 私立学校の振興

本市内における私立幼稚園、小学校、中学校、高等学校は、その校数、児童・生徒数をはじめとして、本市の教育界における貢献は多大であり、こんごもその役割を期待するとともにその振興策についても努力する必要がある。

現在本市より毎年私学補助1,500千円を支出しているが、こんご私立校の状況を十分勘案して検討していく。

II 市立大学の整備、充実

1 大学の展望

<沿革>

横浜市立大学は、昭和24年の学制改革により、金沢区六浦町にあった旧海軍第1航空技術支廠の一部の土地および建物を転用し、商学部のみ単科大学として開学した。その後昭和27年4月には文理学部を増設し、また南区浦舟町の旧制横浜医科大学の土地および校舎を利用して医学部を開設、さらに昭和36年4月医学部に大学院を設置、また昭和38年4月には教養部を設け、ここに横浜市立大学は商学部、文理学部、医学部ならびに大学院を擁する複合大学の形態を整え、組織、構成、設備を充実強化しつつ、今日におよんでいる。

<現況>

前述のように大学は商学部および文理学部と管理部門の大部分が金沢区六浦町にあるが、医学部および附属病院等は、南区浦舟町に所在することが大学運営上の最大の欠点となっている。

大学の使命は、本市学術の中心として広く人材を育成するとともに市民の文化向上と市民生活に寄与する教育、研究ならびに診療機関としての重要な役割を果たす点にあるが、この使命に対し大学の施設はその大部分が老朽化している現状にある。すなわち、六浦地区においては、昭和38年7月本校舎および管理部として8,910㎡の新築落成を見たとはいえ、いまだ自然科学関係を中心とした教室、実験実習室、研究室、これらの附属室および図書館、学生ホール等に使用中の建物は延11,550㎡余にわたるが、これらはいずれも戦時中、海軍航空技術支廠として建設されたもので、すでに、耐用年数を遙かに経過した老朽建物であり、しかも現在

の使用目的と建築時のそれとが異なるため利用効率がいちじるしく低い。

また、浦舟地区における医学部、大学院および附属病院の建物等についても、医学部本館を除いてはその大部分が旧三吉小学校や旧十全病院および旧同愛病院の建物を補修改造したもので、施設自体が当初からその用途目的に従って計画建設されたものでないため、著しい老朽化によりその効率はきわめて低く、両地区とも根本的な改善をはかるべき段階にたちいたっている。

2 大学施設の整備

以上のような現状を打開するためには、大学施設の急速な建設整備が必要であり、このような観点から施設整備計画を樹て、その実現に努力してきたが、六浦地区においては、第1次計画としてすでに昭和38年7月に本校舎および管理部棟8,910㎡が完成し、引続き第2次計画として昭和39年度に図書館および学生ホールの建設に着工、さらに第3次計画として、自然科学館および研究室の建設が予定されるなど整備計画が進められ、また浦舟地区においては、病院、医学部校舎の建設等が構想されている。その計画の内容は次のとおりである。(内容については6大学施設整備計画一覽参照)

- ① 図書館および学生ホールの建設
- ② 自然科学教室および研究室棟の建設
- ③ 経済研究所建設
- ④ 第2校舎建設
- ⑤ 医学部校舎再建
- ⑥ 医学部病院建設
- ⑦ 学校用地の買収
- ⑧ 学生部室の整備
- ⑨ 学生寮の建設

3 教科の充実

施設の整備とともに教科内容の充実を期し、次のような将来計画を構想している。

(1) 商学部

本学部は現状において、学部基本方針にのっとり、大いなる研究教育効果をあげ、広く有為の人材を社会に送りだしているが、現今の他大学の充実伸展の動向に即して本学部の将来の発展を考慮するとき、現状のままでは他大学との比較において、将来大きな格差が生じ、広く本学部の研究教育効果を縮小的に低減せしめるおそれが大である。一例をとると、本学部は近接大学たる横浜国立大学経済学部との対比において大きく劣っている(専門課程の本学部教授31名)。他方、現代社会の産業化、都市化、法制化の本質的傾向に照らして、これに対応した新たな社会的人材を育成することは、こんにち大学教育担当関係者の緊急の責務でもある。ここに本学部は別紙趣意書にもとづく産業関係学科の新設と学部定員増とを痛感する。さらにまた現今の国公私立の諸大学における大学院設置の実現過程を思うとき、本学部においては、社会的要請に応じた大学院設置の要求を高くかけ、別紙計画の基本線において、経済学科、経営学科ならびに産業関係学科の三学科一体化の態勢のもとに、完成学部たる本学科の改善充実をここに立案するものである。

(2) 文理学部

文理学部は現在文科、理科に大別されるが、性格の異なる人文科学、自然科学をあわせ一般教育課程を含んだ現在の文理学部の存在は充分機能を発揮しがたいので、人文学部および理学部の2学部改編し専門学部としての性格を明確にし、整備充実をはかる。

・人文学部

時代の要求に即応した教育を行なうと

もに国際港都横浜市の設置する大学として特色づけるため現在の外国語、人文、社会の3課程を外国語学科、国際関係学科、人文学科、社会関係学科の4学科として学科編成をする。

・理科系を発展させ理学部とし、理科系学科として不可欠の重要学科である物理学科を加え、数学科、物理学科、化学科、生物学科の4学科とする。

・人文学部、理学部の新設にともない学生定員を次のとおり増員し、それに要する教員の増員、設備の充実をはかる。

人文学部	1 学年 200 名 (現在 1 学年 100 名)	計 800 名
理学部	1 学年 80 名 (現在 1 学年 定員 40 名)	計 320 名

(3) 医学部

・講座の新設

医学部においては現在基礎13、臨床13、計26の講座を設けているが、国立、私立大学ではすでに第2講座の新設が行なわれているのに反し本学ではいまだすくなく、教育研究に支障をきたしているの、次の7講座を増設する。

第2生化学、微生物学、第3解剖学、第2薬理学、第3外科学、第3内科学、麻酔学

・学生定員

社会保障制度の進展にともない、医師に対する需要の増大は全国的な傾向にあり、医学部病院においても定員不足のため診療の実際面や臨床医の育成に支障をきたし、また医学部病院以外の医療、保健および衛生機関からの医師派遣の要請があつても応じえない実情であるので現在の医学部入学定員40名を60名に増員し、市民生活一般の要請にこたえようとするものである。

・医学部病院附属教育施設の設置

横浜市立高等看護学院および准看護学院を当医学部病院の所轄とし、将来に向つて益々不足すると推定される看護婦の育成をはかり、かつその目的に対して必要とされる能力、技術および人格をより一層涵養する。また横浜産院についても医学部の機能と共に有機的な結合と一体的な運営をはかることにより、その機能を発揮すべく医学部病院の所轄とする。

4 大学附属施設の拡充

・図書館

教科内容の充実ならびに学生の定員増等にともない図書館の整備も当然要求されるところであつて、それに要する図書が増加、職員の増員、視聴覚資料および器材整備を年次的に充実させる。

・経済研究所

経済研究所は、国際港都横浜市における本学の研究機関として国際経済および文化事情のすう勢について共同研究を行ない、実証的資料の蒐集整理あるいは作成頒布にあたることを目的としているが、現在の人員構成では小規模にすぎ、適正な研究活動を行ないがたいので、所員を充実し、研究部門を整備して研究体制の確立をはかりうとするものである。特に、都市問題に関する研究体制の整備につとめるものとする。

5 医学部病院の拡充

医学部病院は、大学の教育研究の機関であるとともに、また、一面市民の診療機関であり、その重要性ならびに需要度がきわめて高いにもかかわらず、その施設ならびに運営の面において、病院それ自体の物的および人的機構の不充実から本来の目的および機能を発揮することができず、近時多くの市民が不満を訴えていることにおいて示されているように、様々な病院行政上の欠陥が露呈されているので、ここに病院の建設整備をはかるとともに将来市人口の増加を勘案してベッド数の増加、施設の近代化、サービスの改善等々、その公けの奉仕の目的に対して効率的運営をはかり市民の要請にこたえるために建設整備を行なおうとするものである。

6 大学施設整備計画一覧

大学施設整備	数	建 物	用 地	摘 要	事 業 費
図書館及び学生ホール	改 1	3階 3,960㎡	—		279,180
自然科学教室及び研究室棟	改 1	6,600	—		400,000
経済研究所	改 1	792	—	研究室12	36,000
第2校舎	新 1	2,607	—	研究室13 収容800人 研究室26	115,000
学生部室	増設	—	—	22	20,760
学生寮	新 1	2,310	99.0	収容 200人	113,900
校地買収	—	—	84,320		188,418
医学部校舎再建	1	16,045	—		796,946
付属病院	新 1	8階 23,600	—		2,100,000
旧病棟改修および看護婦宿舎	—	27,256	—		500,000
合 計		84,170	85,310		4,550,204

計画達成目標

(1) 施設

指 標	現 況	50
図書館、ホール	1,729㎡	3,960㎡
自然科学教室、研究室棟	—	6,600㎡
経済研究所	—	研究室 12
校 舎	—	—
学 生 部 室	(67部) 45室	(67部) 67室
学 生 寮	収容12室 25人	100室 200人
医学部校舎	鉄 4,725㎡ 木 1,125	鉄 16,045㎡
医学部病院 面積	22,559㎡	47,702㎡
ベ ッ ド	542床	1,000床
外 来 患 者	500人 (実 1,200)	1,500人
医 師	—	—
看 護 婦	—	—

事業費 4,550,204千円

財 源 県費 800,000

市費 3,750,204

計画達成目標

(2) 教科及び定員

指 標	現 況	50
商 学 部		
教員(教,助,助手)	—	—
経営学科	12人	25人
経済学科	10	25
産業関係学科	(9)	新設 (16)
学 生 定 員	800	—
大 学 院	未設置	全科設置
文 理 学 部	文理学部	人文学部 外国語学科 国際関係学科 人文科学科 社会科学科 理学部 数 学 科 物 理 学 科 化 学 科 生 物 学 科
教 学 生 定 員	60	130
医 学 部	560	1,120
		講座の増設 7講座 第2生化学 第3微生物学 第2解剖学 第3薬理学 第3外科学 第3内科学 麻 酔 学
学 生 定 員	160	240

<問題点>

以上の計画を遂行するには、たとえ計画が長期にわたるものとはいえ、大学諸施設の建設、整備にしても教科内容の充実にしても、いずれも巨額の経費が当然必要とされる。従前公立大学に対する国の財政的措置は、大学を設置した地方公共団体が負担すべきものとする見解のもとに、ほとんどかえりみられない実情にあったが、最近大学経営に要する地方公共団体の財政的負担は、ますます増加してゆく傾向にあり、全国の公立大学と設置団体が一体となって国の財政的援助(国庫補助、起債等)を獲得しようとする運動を推進しているが、なお前途多難の現況にある。

Ⅲ 社会教育

総 説

社会教育とは、学校の教育課程として行なわれる教育活動を除く、主として青少年及び成人に対して行なわれる組織的な教育活動の一切をいう。

本市においては、すでに社会教育委員会議の計画と意見に基づき、市民の教養講座としての成人学校や学級、勤労青少年教室や婦人学級等の開設、各種社会教育関係団体（青少年団体、成人団体、文化団体、スポーツ関係団体）の育成援助と指導者の養成、スポーツ・レクリエーションの普及についての指導助言とその積極的な推進、各種文化振興行事の開催と市民文化団体の行事への後援、子どもの遊び場の整備と運動場の開放、新生活運動の推進、一般図書館や視聴覚ライブラリーの奉仕活動、重要な文化財の保護、民間社会教育施設の育成等広汎にして組織的な活動を展開してきた。その結果、経済の異常な伸張と社会生活の安定や後期中等教育の普及などの条件に支えられて、社会教育に関する市民の理解は次第に増大し、積極的な協力者、推進者が増加して、市民自身による社会教育活動活発化の傾向をたどっている。

しかし、一面においては、生活の高度化、機械化は市民生活の余暇を増加し、産業技術の発達は労働の単一化を招き、流入人口の激増は住宅問題と絡んで地域連帯感の稀薄化を促し、マス・コミの氾濫と誤った民主主義の理解から人間疎外の問題や青少年非行の問題等大きな社会問題を惹起させ、市民からは強力な社会教育行政の推進が要望されている。

われわれは、本市の社会教育についてあらゆる批判と要請に基づき過去の実績を冷静に評価しつつ、あらためて社会教育の行なわれる基盤

とその機会、場、内容や、方法等を考え直してみると、改善を要する点が多々あることを痛感する。

進展する社会生活に対応して、市民の自主的な社会教育活動を強力に展開するために諸計画を重点的に列挙する。

I) 社会教育は、市民性の涵養と市民の文化的社会的教養の向上を目的として営まれることは当然であるが、従前の精神目標に再検討を加えとともに各事業や組織、指導者、施設等に関する具体的な目標、内容、方法等について、社会教育本来の姿を生かしながら、社会の進展と市民の要望を洞察して再編成する。

II) 社会教育は、その対象の多さ、内容の広さ、方法や内容の複雑さにおいて学校教育とは比較にならない。そのために、多数の指導者、推進者の確保と資質の向上が必要である。専門職員としての社会教育主事を中央と各区に担当者を配置するとともに、いわゆる民間リーダーが質量ともに拡大されるよう、指導組織の確立と研修体制の強化をはかる。

III) これまでの青少年・成人のための学校、学級、講座、施設開放等についてさらに充実拡大強化するとともに、職場地域又は区等地方の実情に応じた不特定多数の市民の教養文化の向上をめざして適切な施策を行ない、市民の自主的な社会教育活動を促進する。

IV) 社会の変動に伴う家庭教育の諸問題を解決するための施策を実施するとともに、未組織市民の社会教育的組織化と新生活運動の強力な推進をはかる。

V) 地域開発や商業資本の進出により破壊され

つつある自然および文化財を保護するために文化財保護委員会を設置し、文化財保護条例を定め文化財や遺跡の指定、保護、保管をはかる。

VI) 社会教育施設の充実

現在の雑然とした社会環境の中で場を設けて文化的風土をつくりあげていくことは、単に市民性の涵養や市民文化の向上に必要であるばかりでなく、青少年の健全育成にも重要な意味をもっている。本市における社会教育施設の現状は、他の大都市のそれと比較してあまりにも乏しい。とくに総合的な施設が乏しいため非常な支障をきたしている。こんごの施策実施も、施設の充実なしには遂行できないものが多い。社会教育における従来の活動と果の施設、これからの社会教育施策を勘案して次のように策定する。

(1) 一般方針

施設の設置順位の一般方針は、施設活用の効率と多数市民の要請にかんがみ、総合センターを優先する。また、原則的に中央のものから順次各区・さらに地域に拡大するものとする。なお、それぞれの施設は単なる会場提供者ではなく、市民の要望に応じて自ら社会教育事業を営むことができるようにする。

(2) 全体構想

中央に教養、技術等の研修センター・青少年屋外活動センター・美術館・音楽堂・市民劇場・博物館・図書館・体育館を設け、各区に教育文化の総合センターを位置させ、将来はコミュニティー単位に地域のいわゆる公民館を設置する三段構想とする。

1 青少年教育

<現 況>

本市における青少年人口は表3-18の推移にみられるように急速に増加するものと予想される。

また市内中・高校生の卒業後の進路は、下表のように毎年進学率の上昇にもかかわらず就職者の絶対数は増加し、さらに市外からの流入青少年を考え合わせれば、これらのうち企業内教育あるいは各種学校受講者を差し引いても教育の機会に恵まれない者は相当数にのぼるものと推定される。ことに、義務教育終了直後の15～18才層の勤労青少年に対する教育、訓練対策の意義必要性はまことに大きいものがある。

一方、本市における青少年団体の趨勢は下表の如くであつて、とくに青年団の減少傾向が著しい。近郊農村部の開発と市街地化による端的な現象である。また、地域青年団の衰退とは逆に、近年市街部を中心として急激に青年の同好グループが増加してきた。産業構造の複雑化と交通の発達、青年の地域への定着をゆるさず、従来の地域を越えた広域性への移行を示すとともに、多目的集団から単一目的集団への転化が行なわれつつあるともいえよう。

<計 画>

(1) 中学卒業後の数年間は、青少年が教育的陶冶性に富む年令期である。この年令期のすべての青少年に高等学校教育または、何らかの組織的教育をほどこすため、従来行ってきた地方青年教室や中央青年教室のほかに、長期間の中卒者を対象とした年少青少年学校を開設し、後期中等教育の充実をはかるとともに、職域における共同学習を奨励するため企業内青年教室を積極的に推進する。

(2) さきに述べた地域青年団は、従来の地域が依然として居住地域としての重要性を失なわ

表3-18 市内青少年人口の推移

	年 令	30	35	40	45	50
		(実績)	(実績)			
乳 幼 児	0 ~ 4	106,100	111,400	148,400	185,200	214,400
学 童	5 ~ 9	131,900	114,000	125,000	156,400	188,000
	10 ~ 14	112,200	140,300	124,500	130,800	156,900
青 年	15 ~ 19	106,800	145,900	185,300	158,800	158,800
	20 ~ 24	123,400	146,200	206,000	251,600	206,400

表3-19 中 高 校 卒 業 者 進 路 別 調

学 校	進 路 別	中 学 校						高 校					
		卒業数	高 校 進 学 数	就 職 進 学 者 数	就職数	無 職	その他	卒業数	大 学 進 学 数	就 職 進 学 者 数	就職数	無 職	その他
年 昭 和 31		21,137	11,946	855	6,939	1,155	242	10,293	2,887	227	4,928	1,988	263
" "	35	21,073	13,273	738	6,517	452	93	14,039	3,456	180	7,923	2,383	97
数 "	37	23,549	16,955	539	5,557	446	22	15,339	4,073	175	8,562	2,415	114

表3-20 市内青少年団体の推移

年 度	子 供 会		青 年 団		B S		G S		S S	
	団 数	人 数	団 数	人 数	団 数	人 数	団 数	人 数	団 数	人 数
31	164	21,662	207	7,635	36	665	12	192	5	110
32	261	32,001	203	8,756	35	689	11	201	8	77
33	210	33,569	184	7,487	29	743	11	219	7	130
34	289	45,050	233	9,760	29	743	11	221	8	143
35	361	67,150	266	14,031	29	1,590	12	193	7	160
36	471	78,674	276	14,235	32	1,857	12	230	8	284
37	496	81,375	213	12,062	31	2,252	11	217	8	288
38	485	82,079	178	7,854	33	2,237	13	244	8	274

ないし、地域青年団にはそれなりの存在意義が残されているので、地域の特性と時代に即した地域青年団の育成をはかりつつ、あらたな青年集団としてのグループの育成をはかりたい。

(3) 青少年のための施設の供給

- ア 学習活動を推進するため、中央で長期の青少年教育を行ない順次各区に拡大する。
- イ 青年団及び同好グループ等青年団体を育成するためには、自由に集会し任意に使用しうる施設が必要であり、このため青少年のための集会施設を整備する。

ウ 最近の都市化により、自然環境が急速に破壊されている。青少年が健全に育成されるためには、自然を愛し、理解し、自然の中で生活することができる施設を供給することが就中大都市の場合必要である。このため、青少年を対象とし自然状態が確保された施設の整備につとめる。

2 成人教育

<現況>

本来、自己教育であり、相互教育であるので、成人の生活のあらゆる場、機会が教育の場であり機会である。この意味で成人が自らの教育の意義を見だし、積極的に参加できるような資料を作成し、教育環境を整備するとともに社会教育指導者を充実することが重要な施策となる。

社会教育施設は、社会教育の実践に欠くことのできない重要な条件であるが、本市においては見るべき施設がないので、自発的学習、集団学習等の場としてその整備拡充に努力しなければならない。

一般市民対象の成人学校の開設は、市民に大きな反響を呼び、収容定数を毎回はるかに上まわっており、成人学校施設の充実が強く要望されている。多数の市民を対象とする教育の場であり、社会教育の力点の一つとして、その拡充整備をはかる必要がある。

婦人学級は年々増加する傾向にある。文部省委嘱学級、県費補助学級、市費補助学級のほか、自費で自主的に学級を開設するなど婦人層の学習に対する理解と熱意が積極的にあらわれてきている。

また、本市婦人会館は、毎年3期、昼夜二部の長期市民研修講座を開設し、婦人の生活技術の向上に資している。

社会教育関係団体としては、まず横浜市婦人団体連絡会があり、婦人教育の進展によつてますますその組織も強化され活動内容も充実してきた。また他団体との提携、協力、協調により、社会活動にも大きな役割を果たしている。PTAは、会員22万に及び、社会教育関係団体として最も大きな団体といえる。横浜市PTA連絡協議会は、10区のPTA連絡協議会からなり、単位PTA211団体を擁し、教育問題の連絡協議会

のほか、研修、研究会を開催している。なお単位PTAでは、それぞれ自主的に活発な成人教育の活動を展開しているが、とくに近年家族教育の必要性から家庭教育学級を継続的計画的に行なっている。その他PTA研究を委嘱し、その指導のための資料作成、配布等PTA本来の活動の活発化をはかっている。

新生活運動は、主として市民運動の形でその推進がはかられている。各種団体の代表その他により構成された横浜市新生活運動連絡協議会は、選出された世話人により強力に運営され他の団体機関とも連携し協力し、市民としての生活を改善し、精神的にも物質的にも豊かな生活をうちたてるよう指導者の養成に努力してきた。「横浜をみんなで美しく、町をきれいに、人には親切」を強調目標として、各団体、機関等にも呼びかけ、花いっぱい運動、清掃運動等強調目標のPRと実践活動を展開している。

ユネスコ活動は、教育・科学・文化を通じてわが国民と世界諸国民との間に理解と協力の関係を進め、もつて世界の平和と人類の福祉に貢献することがねらいである。本市では高校生を対象に毎年ゼミナールを開催し、6回を修了した。修了生は自発的に横浜ユネスコ研究会を結成し、毎月定例会を開催、全国組織の結成を提案して主導的立場にあり、国際港都としてより育成を強力に行なうとともに物心両面からの援助が必要と考えられる。

<計 画>

急激な人口増にともない、早期に横浜市民としての理解を深め、市を愛する市民となり、誰でもが住みたくなる横浜市の建設にみずから進んで協力できる態勢を助長・育成するためにとくに、次の施策が考えられる。

- (1) 社会教育指導体制の確立
 - 行政内部における指導者の充実
 - 民間指導者の養成と確保
 - 各区に社会教育行政機関を設置

- (2) 社会教育施設設備の充実
 - 社会教育の自主運営が行なえる機能を有する施設の設置
 - 各区に総合的なものを設置
 - 周辺地区に十分な機能を有する社会教育施設の設置
- (3) 家庭教育の振興
 - PTA婦人団体の学習活動の推進
 - 児童、幼児をもつ母親の家庭教育学習
- (4) 一般市民の社会教育活動協力体制の確立
 - 資料の作成配布
 - 身近な学級と民間企業との提携による学習の開催
 - 成人学校、母親教室、趣味教室等に教養科目を取り入れた学級の開催
 - 社会教育協力委員組織

＜問題点＞

- 社会教育主事の増員
- 区行政の中に社会教育推進態勢の確立
- 社会教育施設の設置
- 社会教育推進のための民間指導者の養成
- 社会教育研究所または社会教育を行なう法人の設置

3 文化の向上

＜現況＞

戦後の市民文化の状態は、文化国家建設の潮流に応じて戦時中の文化統制に反発するように各種の文化行事がもたれ、ことに一般市民の参加を得て開催された芸能コンクールは、各地で、また中央で華やかに行なわれ市民の共感を得た。市内の主要集會施設が殆んど接収されて文化的環境の未整備という悪条件の中で市民の文化的意欲は盛り上りを見せていった。

昭和27年には市内の美術・芸能・文化にいそ

しむ人々が一年間の成果をもちより、或いは優秀な文化財を鑑賞する機会を市民に提供する目的をもって、各文化団体の協力を得て第1回の横浜市民文化祭が開催された。

翌28年からは、同年2月に結成された横浜文化団体連絡協議会と教育委員会が共催で実施され、回を重ねるごとに参加行事の内容も充実して、市民の文化に対する関心を高め、恒例の文化事業として親しまれるようになった。

横浜文化祭に参加する文化団体によってなされる文化行事のほかにも、年間を通じて数多くの文化行事が開催され、これらの文化行事に対して教育委員会が共催或いは後援をして市民文化活動の発展につとめた。

また、昭和27年から市民の文化向上に寄与した人々を顕彰するため、本市の教育・学術・産業・スポーツ振興等の分野で横浜の文化向上発展に貢献した個人または団体を選んで横浜文化賞を贈呈し、現在までの受賞者は個人40名と9団体に及んでいる。

そのほか、文化財の保護、文化遺産の顕彰、視聴覚ライブラリーを通じての啓蒙活動等の文化向上に対する施策が講ぜられている。

＜計 画＞

社会教育活動の中に芸術の創作、鑑賞活動を取り入れ、人生の充実をはかり、健全な市民態度を培うために市民文化の振興をはかる必要がある。教育委員会の社会教育活動として多くの芸術文化を市民に提供しよう心がけるとともに、市民から自発的に結成される文化団体の活動を奨励し、必要に応じ指導助言、後援を行なうものとする。

文化祭など市民に直結した文化事業を、とくに青少年のためには、音楽会、演劇等を通じて芸術創作力、鑑賞力の向上をはかる。また市民文化祭の集中的な開催、地域文化活動の推進等の配慮もあわせて、健全な市民文化活動の発展

代の生活様式を知る貴重な資料である。本市では現在、磯子区三殿台遺跡の発掘調査にもとづいて、保存事業を行なっているが、こんご埋蔵文化財センター的な市民の啓蒙的資源として活用される。

しかして、地方自治体としての文化施策の推進とともに、市民の文化的意欲の向上、文化的環境づくりのための諸施設の建設拡充をはかることも重要な課題である。

あるので、着実に解決すべく長期の見通しをたてなければならない。

＜計 画＞

施設拡充の一般方針としては、総説に示したごとく、原則として中央のものから順次地域へ拡大することとし、計画期間内に設置する施設はおおむね以下に掲げるものとなる。なお、中央に配置される施設は大都市としての広域的な使命をも考慮に入れた規模とする。

を期する。

また、有形文化財の消滅対策として、市内文化財の保護につき指導奨励につとめ、他方国、県で指定されないまま埋もれている文化財を広く調査研究して、文化財の適切な保護施策に資する。

埋蔵文化財についても、市内には、古くは土器文化時代から縄文、弥生、古墳時代にわたる貝塚古墳等の遺跡が多数存在しており、先史時

4 社会教育施設の充実

＜現況＞

地方公共団体は、社会教育施設の設置をはかり、教育の目的達成に努めなければならないこととされているが、本市における諸施設の現況は、貧弱の感を免れず、いずれも今後設置されることが望ましい施設が山積している。

社会の発展にともない、市民に奉仕し、市民社会に貢献するための教育文化施設及び社会教育の拠点となる使命を果すべき社会教育施設に対する需要が年をおって増大することは必至で

社会教育・文化施設計画一覧

施設名	全 体 計 画 (40 ~ 50)				事業費 (千円)
	施設数	建物㎡	用地㎡	収容力	
社会教育研修センター 教 育 館	1	6階建 5,610	—	講 堂 600人 成人学校 1,000	287,400
勤労青少年センター	9	—	緑地内 各 区	—	314,050
中 央 図 書 館	1	3,300	2,310	800席	306,000
社会教育図書館	9	延 2,310×9	延 20,790	750席×9	2,475,000
美 術 館 (博物館を併設)	1	2階 9,900	8,250	—	1,100,000
文 化 会 館 (音楽堂、劇場を併設)	1	3階 16,500	8,250	ホ ー ル 2,200人	1,600,000
三溪園の拡張整備	2	能楽堂 825 古美術館 660	接続地売却 26,400	—	480,000
動物園の拡充(野毛山)	—	動物舎 18,150	—	動物 300種	712,500
植 物 園 の 新 設	1	資料館 495	82,500	—	230,000
総 計	17	80,190	148,500	—	7,324,950
(注)昭和50年以降の計画 (地域公民館)	(80)	(1,320×80)	(900×80)	(200×80)	(11,200,000)

参考： 表3-21

大 都 市 の 博 物 館 施 設 現 況

(38年末)

	東 京	大 阪	名 古 屋	横 浜	京 都	神 戸	北 九 州
歴 史	23	1	—	1	9	—	—
美 術	15	4	3	—	12	2	1
科 学	15	4	1	1	2	—	—
動 物 園	2	1	1	1	1	1	1
植 物 園	3	1	1	—	2	4	—
水 族 館	—	—	—	—	—	1	—
総 合 博 物 館	—	1	—	—	1	—	—

社会教育施設達成目標一覧

指 標	現 況	50
社会教育研修センター (教育館)	0	1(600)人
勤労青少年センター	1	2
図 書 館	2(1,000)人	11(7,900)
美 術 館	0	1
博 物 館	0	1
文 化 会 館 (収容1,000人以上)	3(8,300)	4(10,500)
音 楽 堂	1	2
ホ ール (公・私 収容200以上)	20(15,600)	—
公 民 館	0	[80(16,000)]
動 物 園	1	2
植 物 園	0	2
能 楽 堂	0	1

(1) 社会教育研修センター (教育館)

望ましい市民社会の充実を求めようとするならば、市民はそれにふさわしい研修を積まなければならない。社会生活のための知識や態度、生活技術や職業能力等を向上するため適切、有効な場と機会が多数の市民に与えられなければならない。現在社会教育の一環として学校を借りて成人学校が開設され、また細々と勤労青年の教室が設けられているが、設備や運営の面で専用できないための不便が多だけでなく、170万市民からの希望者を収容する施策としては、余りにも規模が小さい。よって相当の設備と指導者が多角的に利用されるような社会教育センターを新設する。

6階建 延 5,610㎡

収容定員 (講 堂 600人
成人学校 1,000人)

事業費 287,400千円

財 源 国費 65,000
県費 82,400
市費 140,000

(2) 勤労青少年センター

勤労青少年のための施設は現在小規模な憩の家が一つあるだけである。商工業の発展と進学率の上昇に伴ない、勤労青少年の求人難は深刻なものとなりつつあるが、かかる現象は勤労青少年の資質の点で大きな問題となっている点からも、青少年が望ましい市民としての教養と技術を習得し、あわせて青少年の交歓を通じて相互理解を深め得るような教育施設が必要になっている。勤労青少年を健全に育成できるような文化的な場、学習の場、憩いの場、屋外活動の場を1ヶ所に集中した勤労青少年のための総合センターを市内にあつて自然環境を伴った地域に建設されることが望ましい。

さらに地域の勤労青少年が常時研究集会しうる場として、小型の青少年センターを各区単位に設置する。これは青少年の家を兼ねる。

事業費 314,050千円

財 源 国費 80,000
県費 110,600
市費 123,450

(3) 社会教育図書館・中央図書館

現在170万の人口を擁し、10年後には235万に膨張することが予想される本市において、図書館は市立1館、県立1館では到底市民の利用に応ずることはできない現状であり、また本市には公民館施設が全くないので、地域の社会教育活動のセンターとなるような公民館的機能を兼備した図書館として市民研究集会、読書会、サークル活動、市民教室等の場としての機能を備えた社会教育図書館を区単位に設置し(9館を新設、現有を加えて10館とする。)さらに、別個に市庁舎に接近して中央図書館を建設する。

今日の市民意識の実態に即した新しい社会教育のあり方としては、個々の市民が自由に個人的に参加できる場を設定することが何よりも必要であると考えられるので、新設する社会教育図書館には十分な社会教育施設を併設する。

参考：

表3-22 大 都 市 図 書 館 現 況 (38年末)

	東 京	大 阪	名 古 屋	横 浜	京 都	神 戸	北 九 州
国 立	2	—	—	—	—	—	—
都 府 県 立	1	2	1	1	4	—	—
市 (区) 立	51	3	5	1	0	2	5
計	54	5	6	2	4	2	5

計 画 達 成 目 標

指 標	現 況	50
公 立 図 書 館 数	2	11
1 館 当 り 人 口	850千人	214千人
収 容 定 員	1,000席	7,900席
人 口 10 万 当 り 収 容 力	59	321
1 人 当 り 推 定 閲 覧 回 数	0.17	※ 0.84

(※1席当り1日回転率を1とする)

建物 延 24,090㎡

用地 22,400

事業費 2,841,000千円

財 源 国費 108,040
県費 608,300
市費 2,124,660

(4) 美 術 館

ここにいう美術館は、博物館法第2条に規定される博物館のうち特に美術に関する資料を収集し、保管し、展示して教育的配慮のもとに一般公衆の利用に供する機関をさすもので、本市においては昭和39年に横浜市民ギャラリーの開設をみたが、これは単なる展覧会場としての性格をもつものである。しかしながら、会場難に苦しむ美術、その他の関係者にとっては、唯一の拠点を果たしたことになり、芸術活動伸展のために資するところ大である。本県の美術館としては、県立近代美術館があるが、願わくは市民のために美術の殿堂として、古代、現代美術品を鑑賞しうる美術館を建設し展覧会場を併設、市内美術家の作品買上等の積極的方向に進むことは、本市文化の向上発展のために大切である。

(博物館を併設する) 2階建 9,900㎡

用地 8,250

事業費 1,100,000千円

財 源 国費 44,400
県費 250,000
市費 805,600

(5) 文 化 会 館

近年、社会の要請にもとづいて、市民会館、県立会館、あるいは公会堂、文化センター等いろいろな名称で呼ばれるホールが各都市において建設されている。これらの施設は、市民の殿堂としての性格を持っており、ひとり、文化活動のみならず、あらゆる面の市民活動の拠点として活用され、その効果は極めて大きい。昭和50年には235万人市民を擁することになる大横浜市の将来を考えると、これにふさわしい文化会館の建設を考える必要がある。

そのため音楽堂、劇場を併設した文化会館1を建設する。

計 画 達 成 目 標

指 標	現 況	50
文 化 会 館 (収容 1,000人以上)	収容定員 3 (8,300)	4 (10,500)

3階建 16,500㎡
用 地 8,250

事 業 費 1,600,000千円
財 源 国費 66,934
県費 416,600
市費 1,116,466

(6) 音 楽 堂

従前は、本格的な演奏会を開く施設を持たなかつたが、昭和29年県立音楽堂の出現によつて一時期を画し、その後県立青少年センターホールや横浜文化体育館が建設されるに至り、相当の整備がなされてきた。しかしながら、これらの施設の使用については抽選によるなど、到底、市民の文化活動を充足するに至っていない。特に県立の施設にあつては、その施設を舞台として独自の文化施策が講ぜられている。本市においても市立音楽堂の建設によつてこれを拠点として、横浜交響楽団や多くのすぐれた合唱グループ、演劇グループ、その他、市民文化活動が活発に展開されることは、市民文化向上に資するところ大であろう。

(別掲 文化会館に併設する)

計 画 達 成 目 標

指 標	現 況	50
音 楽 堂	1 (県)	2 (県 1 市 1)

(7) 三 溪 園

臨春閣及び茶室等多数の重要文化財建造物を園内に有する三溪園は、全国でも屈指の名園であるが、最近隣接海面の埋立等により周辺の風致が損なわれつつあるので、真に市民に愛好される静かな三溪園を維持保全するためにもその

拡張整備が必要となつている。

・園地の拡張

原家の所有する接続地を買収し、ここに日本古来の伝統芸術を鑑賞できる文化施設を設けて市民の利用に供する。

拡張用地 26,400㎡(事業費 330,000千円)

・能楽堂の新設

近来、市民の間に能楽堂新設の要望が強く、三溪園の環境は正に適しているのでこの買収地に能楽堂を建築して横浜における能楽の振興に寄与する。

規模 木造平家 825㎡

(事業費 70,000千円)

・古美術館の新設

三溪園の創設者原三溪翁の薫陶を受けた日本画家のいわゆる「三溪園グループ」横山大観、下村観山、前田青頓、安田靉彦等の作品、原家所蔵の古美術品(数百点)及び横浜市在住者の有する古美術品を常時展覧できる古美術館を新設する。

規模 和風2階建 660㎡

(事業費 80,000千円)

事 業 費 480,000千円

財 源 県費 27,000

市費 453,000

(8) 野毛山動物園

野毛山動物園は、動物に関しては博物館法により「博物館に相当する施設」として指定を受けた市有で唯一の施設であつて、動物学上の知識の発達とその普及のため多数の動物を蒐集・飼育・展示している。

・博物館法の趣旨を生かし、動物(市民に知ってほしい動物、とくに日本特産動物)の蒐集をし、観賞価値のある哺乳類を少なくとも80種、総体で200種以上のコレクションとする。

図3-1 利用人員・事業収入

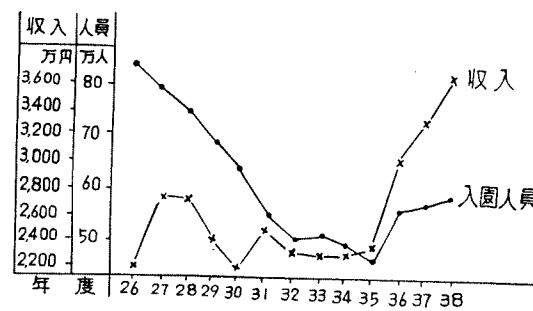
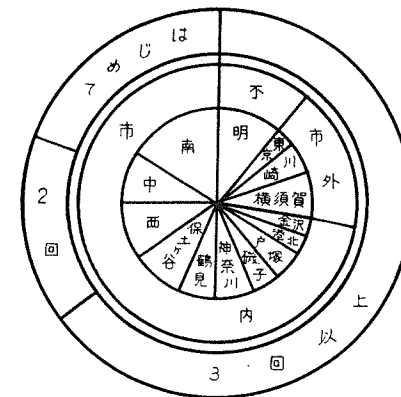


図3-2 利用者の住所・利用回数



・展示方式としては、動物舎を立体高層化してショーウィンドウ方式とするほか、水族館を併設する。また貴重標本展示場を設ける。
・展示方式の切替によつて生ずる空地は悉く緑化し、急激に減少している自然を回復し、各種修景施設・便益施設を設けて憩の場を提供する。
・これらの充実と相俟つて社会教育活動を活発に行なう。

達 成 目 標

指 標	現 況	50
収 容 動 物	106種 321点	300種
” 施 設	27ヶ 4,620㎡	40ヶ 16,500㎡

事業費 { 動物館その他建物
造園修景レストハウス
遊戯施設充実 } 712,500千円
財 源 市 費

(9) 植 物 園

本市域の外周部の針葉樹林帯を有するなだらかな丘陵地帯は、層の厚い黒土質で植物の生育にはもつとも適した地域である。そこで、現存する針葉樹林帯を包含し、植物資料館、花卉園、植木見本園、実験圃場など教養施設を配した植物公園を設置するとともに、自然緑地として市民レクリエーションの場をも提供する。

規 模 造成面積 82,500㎡
事 業 費 230,000千円
財 源 国 費 5,000
県 費 10,000
市 費 215,000

(10) 地 域 公 民 館

本市には現在公民館の機能をもつ施設がない現況であつて、戦後の義務教育優先により遅れをとつているが、急増する流入人口の人間関係の確立や、市民意識の高揚とともに、成人教育、家庭教育、勤労青少年教育、幼児教育等の重要性にかんがみ、文化施設とともに学習を主として行なう公民館の建設が要望される。これらの地域公民館は、近隣住区における核的施設として機能させるため、できるだけ密に分布することが望ましい。

{ 80カ所 建物 1,320㎡×80
用地 990㎡×80
事業費 11,200,000千円
財源 国費 473,600
市費 10,726,400 }

(注) 地域公民館は、その存在理由からできるだけ密に分布させることが望ましいのであるが、財源的に歴大なものとなるため、この建設は計画期間の後期もしくは次期へ譲るものとし、その間、別途計画の如く地域社会教育図書館と区民体育館をもって地域公民館の機能を果たさせる。

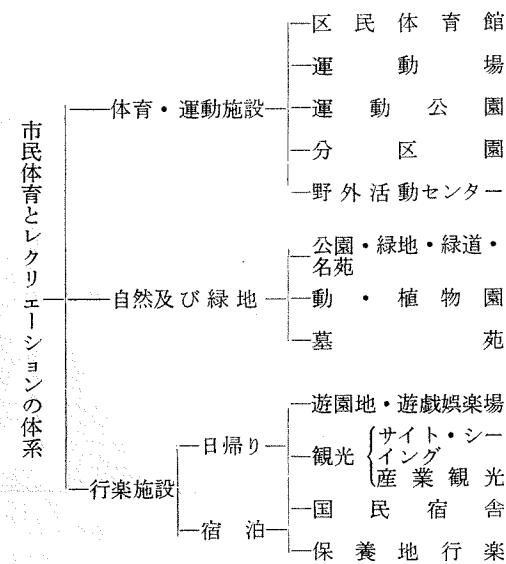
Ⅳ 市民の体育・レクリエーション

(1) 総 説

大都市の複雑な都市生活を送る市民がそのもてる機能を十分に発揮し、完全な社会人としての職分を果たすためには、心身ともに強固な身体を維持することが必要であることはいままでもない。

そこで、明日への健康のための心身の鍛練の場とし、又スポーツ振興法の主旨に基づき市民全体の更に進んだ体育の振興をはかるための体育施設を整備する必要がある。

また、近年の著しい個人所得の伸びによる消費水準の向上、労働時間の短縮、家事労働の軽減等による生活のゆとりの増大、加えて社会生活における緊張緩和の強い欲求など、レクリエーションの必要性は、いよいよ大となりつつある。最近の消費者動向予測調査によれば、消費支出の増大と消費パターンの高度化が顕著であり、なかでも教養娯楽費を中心とするレジャー消費はいちじるしく上昇している。そこで、将来増大する市民の余暇生活の動向を適確に予測するとともに、余暇善用のための誘導を主眼と



した総合的なレクリエーション施設の整備対策をいまから講ずる必要がある。

なお体育施設などについては、専門的競技を主体とした施設はあるが、市民全体を対象とした施設は要望の多いにかかわらず、皆無に等しい。こんご、この面での拡充が必要とされる所以である。

(2) 区民体育館

市民がいつでも、一人でも、それぞれの目的に合ったスポーツを楽しめるばかりでなく、これを中心とした健康管理、体育、レクリエーション指導をも考慮した総合体育館を各区に1館ずつ建設する。

- ・“観る体育館”でなく、“行なう体育館”とする。
- ・体育施設を通じての体位向上だけでなく、それを中心として、健康管理、体育指導などの機能をもたせる。
- ・だれでもが、いつでも、一人でも、あるいは集団でそれぞれの目的のために使い得るような施設とする。

・規模（室内プールを併設する。）1館当り建物3,300㎡、用地3,300㎡

計画達成目標

指 標	現 況	50
体 育 館 数	2 (5,385㎡)	12(38,385㎡)
人口10万当り面積	318㎡	1,633㎡

事業費 2,000,000千円

財 源

県 費 700,000

市 費 1,300,000

(5) 国民宿舎

現在観光旅行者は、富裕な有産、有閑階級の人々のみならず「ソーシャル・ツーリズム」即ち「国民大衆のための観光旅行」として国民の厚生保健的な意義をもち、しかも低廉な観光旅行を享受出来るよう指導育成すべき時期に到達している。換言すれば観光事業そのものが大きく転換しようとしているのである。こうした現況に即応し一般大衆のための低廉な宿泊、休憩施設を建設することは、この種の施設が皆無である本市にとっては目下の急務である。

そこで本市のリゾートエリアとして観光開発が積極的に推進されている金沢地区に旅行者にとっても市民にとっても快適な公共的宿泊、休憩施設を建設する。

施設の種別	国民宿舎
規 模	4階建延 4,950㎡ (金沢センター内)
収 容	500名
事業費	300,000千円
財 源	
厚生年金保険積立金借入	150,000
市 費	150,000

達成目標

指 標	現 況	50
体 育 館	2	12
野 外 活 動 セ ン タ ー	2	2
動 物 園	1	2
植 物 園	0	2
水 族 館	0	1
遊 園 地	2 {公} {私}	3
国 民 宿 舎	0	1

(3) 金沢レクリエーション・センター

本市市民のレクリエーションの場所となっていた本牧から金沢までの唯一の自然海岸は、我国経済および産業の高度発展に伴い、本牧根岸海面は既に埋立てられ、引き続き富岡、金沢地先海面埋立を計画し、以つて都市社会の複雑化による市民生活の諸問題解決をはかるため、市民の健康的、文化的生活を営む上に必要な一大臨海公園を金沢地先海面に埋立造成し、230万市民の憩いの場所とするものである。

観光センター用地の利用については、臨海公園という特色を考えて、海と樹林に主体を置き、全体的に自然美を醸す景観施設を設けて、市民の休養と慰楽を充分満たされるよう、遊覧施設についても低料金で利用出来るよう考慮する。

(4) 河川敷利用総合レクリエーション・センター

現在本市における市民一人当り公園面積は約1.2㎡で、都市公園法で定められている最低一人当りの標準公園面積6.0㎡を遥に下廻っている状態である。一方市民生活の安定と向上が市民のレジャーを楽しむ快適なる公園を望む声として高まっている。然しながら公園用地の取得については、もつとも公園を必要とする既成市街地内にあらたに求めることは、はなはだ困難である。従つて土地の高度利用という面から本市では余り手をつけられない鶴見川の河川敷を利用し市民の快適なレクリエーションの場とするよう検討したい。

鶴見川の河川敷は比較的狭小で陸部と河川と水位の差は少なく増水の際には水に覆われる危険性はある。従つて計画にあたつてもその点を考慮し、護岸を整備し且、すぐ復旧できるような施設を重点的に配置する。施設計画の範囲は港北および新羽先の亀の子橋から鶴見区末吉橋までの間で大綱橋をはさみ、前後延長8,500mの間に適地を選び計画する。

第4章 都市の安全

総説

本市の消防は、昭和23年における消防制度の改革により従来の官設消防から横浜市の消防として発足したものである。この制度の改革は地方自治に徹した画期的なものであると同時に消防の性格にも大きな変化をもたらしたものであった。即ち従来は発生した火災に対してこれを鎮圧することを主任務としていたのであるが、社会の安寧秩序を保持し、公共の福祉を増進するため、火災については、これを未然に防止することが、火災以外の地震、水害、その他のあらゆる災害（原因が自然的であると人為的であるとを問わず。）についてはその被害を軽減することがあらたに消防の任務として加えられた。以来消防は、施設、機械器具の増強整備、職員の訓練研修に努めその課せられた社会的要求に応えるべく努力してきたのである。近時、産業の発達、経済の高度成長等により市民生活は著しい向上をみせているが反面火災をはじめとし

図4-1

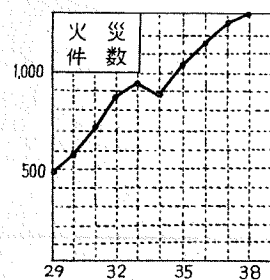
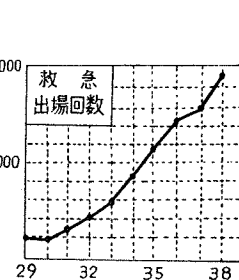


図4-2



交通災害、各種労働災害が續発し、その被害は増加の一途をたどり市民生活をおびやかしている。これらの事態に対処するため昨年4月消防組織法、消防法の一部が改正され火災以外の災害の防除及び救急業務が消防の任務として加えられたのである。

このように広範な任務を有する消防は、消防組織法の規定によつてすべて市町村の責任において運営管理されることとなつている。

現在における本市消防の態勢は、消防本部である消防局を中心として消防署10（1行政区1署）消防出張所34を分散配備しており、各消防車両数（消防艇を含む。）は109台、消防吏員数は1,418人の陣容である。

市町村における消防の施設（消防署、消防出張所及び消防車両）及び人員の必要数については自治省消防庁から消防組織法の規定に基づく勧告として告示された「消防力の基準」（昭和36年消防庁告示第2号）がある。この基準は、市町村が火災の予防、警戒及び鎮圧を行なうために必要な最少限度の消防力（消防署、消防出張所、消防車両及び消防吏員）が定められているもので市町村の建築物の密集度、構造率、人口及び気象状況等によりその市町村に必要な消防力を算定するようになつている。

この基準により本市に必要な消防力を算定し、これを現有数と比較すると次のようになる。

このように本市における消防力は、必要最低

表4-1

消防力の基準—現有比較

	消防署出張所	車両合計	消防ポンプ車					救急車	消防艇	その他	消防吏員
			小計	ポンプ車	はしご車	化学車	代替車				
基準数	68	210	175	150	3	5	17	17	13	5	3,365
現有数	44	109	84	56	1	3	24	17	3	5	1,418

限度として示された基準に対してはるかに及ばない実情である。

ひるがえつて建築物の高層化、化学工業の発達等によつて今後における火災の様相は、ますます複雑化するものと考えられ、また、高速道路網の整備、交通量の極度な増加による交通災害その他の災害も激増するものと思われる。このように量において増加するとともに質においても著しい変化をきたすものと予測される災害に対処するため、次の諸点に重点をおいて消防態勢を急速に充実するよう努力しなければならない。

- (1) 火災予防態勢の充実強化
- (2) 科学消防力の増強
- (3) 救急救助態勢の整備強化
- (4) 水防警備態勢の強化
- (5) 消防水利の増強

1 消防力の増強

(1) 消防庁舎

<現況>

本市消防の庁舎の状況は、次のとおりである。

消防局 1
 消防署 10（1行政区1消防署）
 消防出張所 34
 消防警備員宿舎 3
 消防教養訓練機関は保有していない。

表4-2 消防署の基準との比較

基準数	68	
現有数	44	(64.71%)

(消防力の基準により算定)

<計画>

本市区域内における火災をはじめ各種災害に対しこれを予防し、警戒し、鎮圧し市民の福祉増進に努める責任を有する消防の第一線機関である消防署、消防出張所は、将来における市勢の発展状況を考慮し消防整備の盲点となる個所がないよう適正に配置しなければならない。このため昭和50年においては、次表の如くなるように消防署、消防出張所を新設及び増改築するとともに消防局、消防警備員宿舎及び既存消防署、消防出張所のうち老朽庁舎については、これを耐震耐火構造に改築するものとする。

なお消防吏員の教養訓練機関として消防学校を、消防業務遂行に必要な各種の実験研究を行なうための総合研究機関として消防研究所を新設する。

達成目標水準

指 標	現 況	50
消防署出張所	10	13
消防出張所	34	68
人口10万当り署所数	2.6	3.4
1署所当り担当地域面積	9.2km ²	5.96km ²
消防学校	0	1ヶ所
消防研究所	0	1ヶ所
消防警備員宿舎	{ 3棟 延 1,197m ²	{ 3棟 鉄筋 延 4,554m ²

消防署出張所 新設36, 建替26,
 増改築17, 消防学校 1, 研究所 1
 計 66カ所 27,200m²
 用地 55,400m²
 事業費 2,744,813千円
 財源 市費

<問題点>

- ・ 庁舎建設敷地の確保
- ・ 本市の他の機関との合同庁舎とする場合の建設位置
- ・ 行政区を新設した場合の措置
- ・ 行政区を新設した場合の措置

(2) 消防車輛機械等の増強

<現況>

本市消防が保有する消防車両(艇)の合計は109台で、消防庁で示した消防力の基準の51%であり、消防隊の活動の中樞神経ともいべき通信施設は、有線及び無線電話を併用しているが大災害時には有線は途絶するおそれがある。また災害の発生が予想され、あるいは災害が発生したときは、市民に十分な警戒態勢をとらせる必要があるが、警報を伝達する手段をもっていない。

<計画>

ア 消防署消防出張所の建設計画と併行して各種消防車両(艇)の増強を行ない、昭和50年における保有車両(艇)を319台とし、さらに建築物の高層化等に対処し立体的消防活動を展開するため、ヘリポートを建設しヘリコプターを配置する。

イ 消防通信網の拡充強化のため、消防事務用自動交換器、救急専用通信施設、消防用マイクロ回線及びテレビ施設を新設し、火災報知機、無線通信施設、指令電話及び消防事務用電話を増設する。

ウ 災害に関する警報を市内一円に伝達し、十分な警戒態勢、避難準備等を行なわせるため消防局をはじめ全消防署、消防出張所、救助隊駐とん地、ヘリポート等の消防庁舎に可聴半径2Km以上のサイレンを設置する。

達成目標水準

指 標	現 況	50
総 数	146 台	386 台
ポンプ車	59 "	225 "
代替車	26 "	28 "
特殊及びその他	61 "	133 "
消防自動車台数(対人口)	5.0 "	10.8 "
消防車ホース	2,836 本	10,800 本
火災警備用器材	さく岩機 1台 他13種類	さく岩機 13台 他14種類

指 標	現 況	50
救助用器材	レスキューキット 11台 他5種類	レスキューキット 20台 他11種類
ヘリコプター	0	2 機
ヘリポート	0	1
指令操作台	1	2
消防局交換機	2	1
救急専用指令台	0	2
火災報知機	発信機63 受信機1	発信機 1,600 受信機 32
消防用マイクロ回線	0	15
テレビ装置	0	3 台
テレビカメラ	0	3 台
50 W 基地局	4	4
25 W 固定局	3	14
25 W 移動局	57	279
携帯無線機	34	540
警報サイレン	0	90

事業費 消防車輛 (396台)	1,651,000千円
消防機器	336,423
ヘリポート(66,000㎡)	724,070
通信網	928,570
サイレン (90)	18,000

計 3,658,063千円

財 源 市 費

(3) 消防水利の強化

<現況>

本市における消防水利の現況は次のとおりである。

表4-3 消防水利の現況

種 別	数 量	内 訳
消 火 栓	12,209	{公 設 8,895 {私 設 3,314
公設貯水槽	649	{大 型 97 {小 型 552
私設貯水槽	439	{大 型 134 {小 型 305
河川・海水	447	{指 定 214 {準指定 233
その他水利	341	貯水池 240 溜池 18 プール 83

<計画>

消 火 栓

・昭和50年における消火栓必要数22,850個を確

(4) 消防職員増強

<現況>

本市消防が、昭和23年自治体消防として発足当時の消防吏員の数は1,046人であったが、市勢の発展に伴ない消防署、出張所の新設、車両の増強等と併行して人員の増強を図った結果、昭和26年には1,376人となったのであるが、その後定員減等のため漸減し、昭和33年には1,223人となった。昭和34年以降は逐次定員の増加が認められ現在1,418人と増員されたが、国の示す消防力の基準によつて算定した本市に必要な消防吏員数と現在数を比較すると次表のとおりであり、必要数の50%にも及んでいない状況である。

図4-3

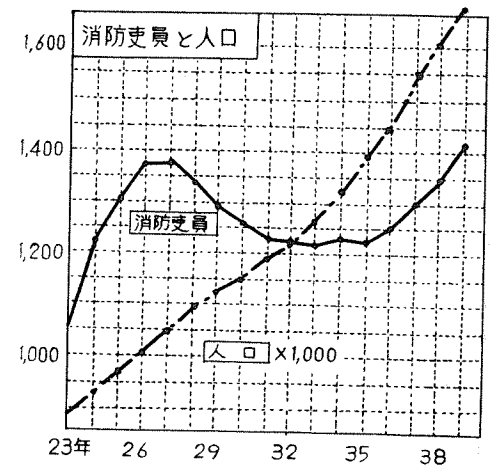


表4-4

基 準 数	現 在 数	比 率
3,365人	1,418人	42.14%

<計画>

今後ますます増加するものと予想される各種災害を最少限に防止するため、必要な消防吏員及び職員(特別救助隊及び火災予防査察専従員を含む。)を次表のように増員する。

保するため、10,641個を設置する。

- ・消防専用水道を逐次敷設し、消火栓を順次移設する。(配水管 200 mm)
 - ・工業用水道から 300mm 配水管を延長し、地域重要度に応じて消火栓を設置する。貯水そう、プール
 - ・市設の公園内に貯水そうまたはプールを新設する。
 - ・各学校に貯水そう、またはプールを新設する。
 - ・大規模な団地及び建築物に対して貯水そうを新設させる。
 - ・上記のほか毎年貯水そうを58個新設する。
- 自 然 水 利
- ・河川、運河の指定消防水利個所を常時水深1m以上となるよう浚せつするとともに、不法使用を絶滅する。
 - ・指定消防水利個所を埋め立て等のため廃止する場合は代替施設を設ける。
 - ・消防水利標識を提出し、市民に水利確保の協力を要請する。

達成目標水準

指 標	現 況	50
消防専用水道新設	0	市内全域
工業用水道利用	0	市内各所
消 火 栓 の 増 設	{公 設 8,895 {私 設 3,314	{公 設 17,100 {私 設 5,750
貯 水 槽 の 増 設	{大 型 97 {小 型 552	{大 型 180 {小 型 1,100
貯水槽設置の指導	私設 {大 型 134 {小 型 305	{大 型 250 {小 型 560
自然水利の確保	河川・海水 447 その他 341	河川・海水 450 その他 170

(貯水槽 631 ケ)

事業費	594,000千円
財 源	国費 69,410 市費 524,590

<問題点>

消防専用水道施設具体化の方法を検討しなければならない。

達成目標水準

指 標	現 況	50
消 防 吏 員	1,418人	3,901人
一 般 職 員	75	215
人 口 10 万 当 り	83.4	208.5

2 火災予防態勢の強化

<現 況>

防火対象物の累増に比例して火災発生件数も増大しつつあり、一旦火災が発生した場合の延焼拡大危険と人命危険は計り知れないものがある。これに対処すべき消防の責務は、火災の早期鎮圧はもとより、火災発生以前の予防態勢をさらに強化する必要性がある。

<計 画>

火災の発生を事前に防止し、また、火災が発生した場合に被害を最少限度に防止するため必要な防火管理知識と初期消火態勢を市民各層に広く啓蒙し、火災予防に対する全面的な理解と協力を得るために、次の諸計画により消防職員による徹底した防火指導と市民の自主的な火災予防組織を確立する。

- (1) 防火モデル地区の設定と育成（市民による初期消火態勢の確立）
- (2) 火災予防査察専従制度の確立（消防職員による専門的防火査察）
- (3) 横浜市民火災予防研究会の結成（市民各層を対象とする火災予防研究組織）
- (4) 少年消防クラブ（B・F・C・）の育成
- (5) 防火貯蓄組合の結成（計画的な防火改修工事のための貯蓄）
- (6) 婦人消防カウンセラーの設置（家庭主婦からの火災予防助言機関）
- (7) 自衛消防の育成（工場・事業場等の防火管理者指導）
- (8) 危険物取扱業者、消防用設備業者の指導

達成目標水準

指 標	現 況	50
防火モデル地区設定育成	0	492
火災予防査察専従員制度	0	(再掲) 194
横浜市民火災予防研究会	4,295人	14,887人
少年消防クラブの育成	20クラブ 1,000人	238クラブ 11,900人
防火貯蓄組各結成	0	組員11,000人
婦人消防カウンセラー	0	委嘱数 1,200人
自衛消防の育成	年2回	年2回
危険物取扱事業、 消防用設備事業} 指導	適宜	適宜

事業費 555,612千円

財 源 市 費 411,416

その他 144,196

(火災予防研究会)

<問題点>

広報組織を確立するための関係諸団体の積極的な協力を得ること。

3 救急救助態勢の強化

<現 況>

昭和38年、従来サービス行政であった救急業務が市町村の義務として法制化されたが、昭和38年中の救急事故取扱件数は11,281件（出場回数は14,546回）、取扱人員は12,043人で、昭和25年中取扱件数の約10倍に達している。これに対して救急車は当時の1.7倍に当る17台である。また、特殊災害からの人命救助に当る消防特別救助隊が39年8月、クレーン車、救急車及びはしご車各1台をもって発足したが、不測の人命危険に対して市内全域に亘り迅速な活動を望むべき状態には至っていない。

<計 画>

都市圏及び産業は郊外周辺地に向って拡大しており、人口の分布も変化している。従って救急救助活動も従来よりさらに広範囲に亘って実

4 水防警備態勢の強化

<現 況>

本市内における洪水、高潮、がけ崩れ等による水害危険区域は、次のとおりである。

危険区域	685ヶ所
危険区域内世帯数	65,681世帯
” 居住人口	261,332人

これらの危険区域は、台風、集中豪雨等による広域出水時には孤立することが予想され、人命危険が増大するとともに諸物資の陸上輸送は不可能になると考えられる。その事態に対処するための消防機材は救命ボート22隻及びその他数種を保有するのみで非常に弱体である。また災害時における避難場所は、市立学校等を主として選定してあるが、この中には構造上適当でないものが多い。

<計 画>

市民の生命、身体及び財産を災害から保護する責任を有する消防は、水害発生時において救出、救援、救護業務の万全を期すため、各種水防警備用機材及び事前対策樹立のための器具を急速に充実整備する必要がある。

なお、水防警備用機材を収納する倉庫を建設する。

避難場所については、早急に十分な強度を有するものとすべきである。

達成目標水準

指 標	現 況	50
水防器資材	救助ボート22他	救助ボート190他
資材倉庫	0	3(6,000㎡)
避難施設	339(木造175)	339(耐火構造)

事業費 57,965千円

財 源 市 費

施す必要がある、そのためには、救急車を市勢の発展状況を勘案して市内全域をカバーするように増強配置し、消防特別救助隊を増設して本部及び市内6ヶ所の方面隊に常駐させ機動力を強化するとともに、通信連絡網を拡充して有事即応の態勢を整える必要がある。また、救急基地と救急病院を兼ねた「救急センター」を設置して傷病者受け入れ態勢の万全を図り、さらに医師及び看護婦を救急隊員として、応急救護手当に当らせるほか、人工生殖器その他必要器資材を整備する。

達成目標水準

指 標	現 況	50
救 急 車	17台	24台
救 急 器 材	人口生殖器10	人口生殖器21
救急通信網	0	専用指令台
医師・看護婦	0	42(医21 看21)
救急センター	0	※ 1
救急隊庁舎 (本部)	0	※ 1
救助隊用車両	クレーン車1台 救助車1台 はしご車1台	救助工作車7台 屈折車6台 クレーン車2台 大型ジープ7台 照明車6台
救助隊庁舎	0	5

合同庁舎とし
市民病院に付設
建物
1,535㎡

事業費 202,209千円

(但し車両は「車両の増強」へ計上)

財 源 市 費

<問題点>

- ・ 救急業務に対する医療機関の認識と協力
- ・ 高速道路の救急業務と隣接市との関係
- ・ 医師、看護婦を救急隊員とすること及びその確保

第5章 都市環境保全対策

経済の高度成長、産業の急速な発展に伴う都市への人口集中の現象は、その基盤であるべき生活環境の不備、不完全というアンバランスを招き、住民の生活に多くの悪影響をもたらしている。この結果、最近では都市下水道、汚物処理施設等を始めとする環境衛生諸施設ならびに道路、緑地帯の整備など一連の生活環境の改善整備が進められているが、一方これらの諸施設を利用する住民の側にあつては、例えば、都市下水道、河川等の塵芥の不法投棄、公園など施設の損傷にみられる公德心の不足、或いは連帯意識の欠如等に由来する行動によつて、折角整備しつつある都市環境施設の機能を損なう場合も少なくない。このような実態に対して、現在各担当部局において指導監視を実施せられるべきことになっているものもあるが、十分とは言い難く、また、各々の分野の専門化によつて各自の担当事項以外の業務に対して関知しない傾向が強くなり、相互の有機的連携による円滑な対策に欠ける面も少なくない。

以上の解決策として、根本的には公德心または連帯意識等を向上せしめる一種の社会教育的施策を増進することが必要であるが、現在問題としては、不法行為の指導監視の強化によつて問題意識を植えつけ、世論の喚起を媒体として根底となる社会教育の浸透を図ることが必要であると考えられる。そこで具体策として、一定地域を担当し、前記の指導監視を行なうとともに、担当地域内の巡回時、あわせて環境施設不良箇所の発見、把握を行なう専門職員の設置と、これに伴う機構の整備、ならびに民間の協力体制の確立を図るべきである。

<計画>

業務内容

- (1) 既存の法令等によつて規制されており、生活環境を損傷し、悪化させるおそれのある不法行為の指導監視を行なうこと。例えば、清掃法による汚物の投棄禁止。道路法に定められている道路に関する禁止行為。自然公園法、神奈川県都市公園条例に規定されている汚物の投棄禁止、施設の損傷禁止等。
- (2) 既存の法令等の規制外となつており、住民の生活を著しく侵害している事項について、必要に応じて条例を設け、これに基づく指導、監視を行なうこと。例えば、人口密集地域の空閑地の管理に関する事。衛生害虫等の多発するおそれのある施設や場所の維持管理に関する事等。
- (3) 公共施設の維持管理状況についての監視連絡、例えば、下水、道路の不良箇所、汚物の不法投棄箇所の発見、その他公共物の損傷等について担当地区巡回時に発見した事実を関係部局に連絡通報する。

業務の具体的運営

- (1) おおむね連合町内会単位(人口約20,000を基準とする)に1名の監視員(環境保全監視員……仮称)を保健所または区役所に配置し機動的に常時担当区域を巡回して業務を実施する。
- (ア) 業務内容(1)、(2)については、不法行為を行なつた者を自戒させることを基本理念として次の各段階を経て解決を図るものとする。
 - A 指導
 - B 指導書交付
 - C 警告書発行
 - D 法的罰則の適用

- (イ) 特に法的罰則適用の必要があるものとして告発に際しては、保健所または区役所ごとに民間人を混えた審議会を設置し実状調査を行ない監視員による不当行為の防止ならびに権利義務の明確化を図る。
- (ウ) 指導、監視の能率化を図るため、不法行為頻発地域については必要に応じて民間の適当な人物に情報提供者(モニター)を委嘱する。
- (2) この事業の実施に伴う各部局間の連絡調整のため本庁に必要な機能を設置する。

<問題点>

- (1) 業務内容ア、イについては、既存法令等による各部局の担当事項のうち、どの事項を本事業の対象とするか、その範囲を明確にすること。及び各部局との相互連携の具対策について十分検討、研究しなければ、いたずらに屋上屋を作る事態を招きかねない。
- (2) 監視員に対し、多種多様な行政権限を与えることの是非。または、単に担当部局へ監視結果の連絡を行ない、必要な措置は、担当部局が実施することとした場合の是非等についても十分研究必が要である。
- (3) 既存の法令に定められた監視、指導が実施されていない実態の分析を行ない、単なる機構いじりに終らぬよう十分な研究が必要である。
- (4) 監視員については、対市民との接触にトラブルを起さぬよう常に十分な教育訓練が必要であり、また適材の配置を考慮すべきである。

表5-1 所要人員の見通し

	40	50	摘要
監視員	88	118	人口2万人に1人
本庁	6	8	人口30万人に1人
計	94	146	

〈参考資料〉

横浜国際港都建設審議会に対するの
諮問文

横浜国際港都建設審議会よりの答申
文

横浜国際港都建設法

横浜国際港都建設審議会条例

横浜国際港都建設審議会規則

横浜国際港都建設審議会委員名簿

横浜国際港都建設審議会審議経過

横浜国際港都建設審議会に

対しての諮問文

総企第357号

昭和38年3月7日

横浜国際港都総合

都市計画審議会

会長 津村 峯 男 殿

横浜市長 半井 清 団

横浜国際港都総合基幹計画改訂に

関する諮問について

去る昭和29年標記基幹計画策定後日本経済の急激な発展にともなう経済的、社会的ならびに政治的な新事態に即応するため、所要の改訂案を策定したので、これに関して貴会の審議御答申をお願いする。

計企第13号

昭和40年4月26日

横浜国際港都建設審議会

会長 横山 健一 殿

横浜市長 飛鳥田 一 雄 団

横浜国際港都建設審議会条例第1

条第1項に基づいて、次のとおり

諮問する。

今日の横浜市は、工業・商業・港湾都市へと急速にその様相を変容しつつある。加うるに、急速な人口の社会増に伴なうさまざまな都市問題に当面している。その解決のためには長期見通しの上に立つた総合的な社会計画を樹立する

必要があり、今般別紙のように、社会保障および社会福祉、都市衛生、教育文化など福祉的部門の計画を追加策定したので、貴会の審議答申をお願いする。

横浜国際港都建設審議会よ

りの答申文

昭和40年11月30日

横浜市長 飛鳥田 一 雄 殿

横浜国際港都建設審議会

会長 金子 鼎一郎 団

横浜国際港都建設審議会は昭和38年3月7日付総企第357号による諮問「横浜国際港都総合基幹計画」および昭和40年4月26日付計企第13号による諮問「横浜国際港都建設総合計画福祉計画」に関し、横浜国際港都建設審議会条例第1条の規定にもとづき、慎重に審議した結果次の結論を得たのでここに答申する。

答 申

はじめに

さる昭和38年3月7日「横浜国際港都総合基幹計画原案」について諮問を受けたのち、本審議会はただちに部会を編成し第1部会から第5部会までの5部会に分れてそれぞれ慎重審議をすすめてきたが、さらに昭和40年4月26日に横浜国際港都建設福祉計画の諮問を受けたので、これを審議するために従来の部会に新たに3部会を追加し、合計8部会をもって原案の審議にあたった。この間、建設計画（旧基幹計画）と福祉計画との時間のずれを調整するため、将来人口、計画年度、都市づくりの構想、事業費等について改めて必要な修正を加えた建設計画案が提出されたので新しい角度からこれを取りあげ、建設計画、福祉計画両者の総合的な見地にしたつての審議にきりかえた。以来各部会それぞれ数回の会議を重ね、ようやくここに各部長からの部会報告を受けたので、これを総合して答申する次第である。

総 論

横浜国際港都建設総合計画の審議を終えるに際し、本審議会は次のような基本理念に立つてこの計画が実施されるように望みたい。

まず第1に、無秩序な都市化により急激に変りつつある横浜市が都市本来の機能を回復することを基本的な目標としていただきたい。そのためには第2に都市生活における人間性の復位すなわちすべての市民が、人間らしく生きられる都市環境をつくる努力が望まれる。それには市当局の施策と同時に、第3に、みずからの都市をみずからの手でつくろうとする市民意識の自発的な形成と、それを基盤とした市民の市政への積極的な参加が不可欠な要件であり、市当局としてもそれを常に育てるための不断の努力

をはからねばならない。そして第4に首都圏への産業と人口の集中、東京の膨張とそれに伴う広域行政化のなかで、横浜市の独自性が次第に失なわれようとしているとき、市民と市当局が一体となつて市民が誇り得る個性ある横浜市を造りあげたい。

なお、現在の行財政制度のもとでは、この計画を完全に実施するさまざまな困難が予想されるので、次の諸点について必要な対策を講ずる必要がある。

- 1 本計画の実現については多額な起債および国費等を必要とすることになっているが、今後ますます増大する都市問題の重要性にかんがみ、大都市の総力を結集して自主財源の確保につとめること。
- 2 本計画の実施に当つては諸計画間の優先順位、有機的関連を考慮にいたした財政的裏付けのある中期の実施計画を作成し、社会情勢の変動に即応せしめること。
- 3 本計画を実施するために必要な機能と権限をもつた組織を、横浜市の行政機構のなかに確立すること。
- 4 本計画の実施のためには、国および民間諸団体の積極的協力が必要なので、その態勢を整えること。

建設計画

第1章 市勢の概観 について

第2章 策定方針

- (1) 今後横浜市で収容可能な人口、産業施設等を完全に把握分析し、これらを如何に地域に配分するかについての基本的考え方を記述し、首都東京に押圧されず、欧米に追随せず、世界にユニークな、横浜独自の都市づくりをしようとする前向きな理想あるいは強烈な気魄を示すこと。

第3章 経済の展望および財政計画について

- (1) 本計画に見込まれている国費、県費および起債は、現状よりみて相当過大であるので、分析をより精緻にするとともに、現在の税財政制度の矛盾を指摘し、地方財政の強化、特に自主財源の増加の必要性を計画達成の面からうたい、さらに横浜国際港都建設法の趣旨にのっとり、国をはじめ関係諸機関の積極的援助獲得を強調すること。
- (2) 市税収入推計等の基礎となっている工業生産額の動向について記述すること。
- (3) 建設計画事業費と福祉計画事業費に一部食い違いがあるので、訂正すること。
- (4) 一都市の経済予測をすることは、国民経済全体の予測以上に投機的にも困難な問題が多い。
しかし、横浜市将来の経済規模は、財政計画を始め諸計画の基礎数値となるものであるから、常に経済の現実の動きに注目しできるだけこれを計画に反映させることが望ましい。
- (5) 港北ニュータウン建設や河川埋立利用のように現在ある程度具体化しているものについては、できるだけ早くそれらの事業費を計上すること。

第4章 人口計画について

- (1) 横浜市の人口増加傾向は、今後も当分続くものと思われ、これがもろもろの都市施設の整備を必要とし、財源不足をさらに深刻にすることになるので、ベッドタウンの性格から脱却することにも関連し、ニュータウン等の建設に当つては、東京都からの流入人口の圧力をできるだけ排除する等人口抑制策についてさらに強力な姿勢を打ち出すこと。
- (2) 流入人口を積極的に消化して行くことも

必要であり、そのためには地域経済圏確立の構えを示すこと。

- (3) 南部ニュータウンや北部ニュータウン等今後実際に人口増加すると思われる地域の将来人口が、人口計画における該当ゾーン人口ではあまり増加しないことになっている等の傾向が見受けられるので、各ゾーン別人口計画と建設計画との関連を精確につかんで記述すること。

第5章 土地利用計画について

- (1) 工場、住宅等の立地が急激に進んでいる横浜市においては、単にニュータウンの建設だけではベッドタウン化は防げない。従つて土地利用についての規制方針を体系的にうたい、行政指導を強力に推進すること。
- (2) 既成市街地の周辺でまだ用途地域の指定のない部分のうち
ア 広幅員の計画街路の沿道
イ 南北ニュータウン等既に市街地整備事業の実施準備中の区域
ウ 交通機関および周辺との関連により市街化の予想される区域
については、早急に用途に応じた追加指定を行なうとともに、必要地域には空地地区の指定を行なうこと。
- (3) 福祉計画にもられた諸事業を地域に実施して行く上に必要な特別用途地区として文教地区および厚生地区を指定すること。
- (4) 高度の最低制限については、現行12mは中途半端のきらいがあり、実効の点に疑問がある。また市街の景観の面からも必ずしも好ましくない。
実施の段階においては10mぐらいに再検討すること。
- (5) 土地利用計画の実施に当つては、企業中心の経済効果を重視せず、広汎にわたる社

会的損失なども計算に入れた効果を測定のうち行なわれたい。

- (6) 横浜市の現行の用途地域制は単純であり、実情に沿いかねる面がある。例えば商業地域といつても、その地域内に埠頭、倉庫、店舗、娯楽センター、事務所、一般住宅などの関係施設が含まれている。従つて用途地域指定を行なう場合には地域の内容を予め細かく考えて特別用途地区の制度を活用されたい。

さらにこれを具体的に実施する場合には、必要地区に開発委員会を設け常に研究して行く必要がある。

なお、工業地域内における住居の建設は公害を完全に除去しうる施設の建設あるいは建築技術上の手段が講ぜられ、かつ、労務管理あるいは通勤対策上望ましいと考えられる場合は認めても差し支えないと考える。

- (7) 建築物の容積制限を周辺部にも十分に行なわれたい。

第6章 施設建設計画について

1 道路網整備事業

- (1) わが国道路網の骨格ともいべき東名高速道路と本市の結びつきを十分考慮し、横浜インターとの接続には本市高速道路網との連けいを再検討するとともに、横浜インターからさらに町田方面への路線と根岸金沢方面から西にのびて1号国道、東名高速道路に結ぶ1路線の追加を計画すること。
- (2) 市内の都市計画街路の現況をみると、都心部を中心とした放射路線の発達が目立ち環状線の整備がおこなわれている。これは市の地形上ならびに隣接都市との関係から止むを得ないとしても、郊外地の市街化に伴つて将来副都心となるべき

地域を結ぶ路線、とくに鶴見、新横浜、上大岡、戸塚等市域をとりまく環状線の早期建設に力点をおくべきである。また桜川新道を本牧方向にのばすことを考慮されたい。

- (3) 本市の高速自動車道路計画13路線については、「アメリカの都市高速道路の現状と将来」を参考として自動車、人口の伸び率から検討を加えてみると必要最少限度の計画であると考えられる。したがつて本計画を推進することが望ましい。しかし、ベイブリッジについては、単に観光面から考えるのではなくて将来の臨海工業地帯、既存の京浜工業地帯、首都東京とを結ぶ重要路線であり、本市高速道路臨港線、都心環状線、南バイパス等の交通需要を衡量し、将来当然必要なものになると考えられるが、まず臨海部高速道路を優先させその後で実施に当つては橋梁か隧道かを経済ならびに技術両面から慎重を期して十分に検討する必要がある。
- (4) 高速道路網の建設により、通過交通の処理については一応の解決をみることが出来る。しかし、自動車の流れは市街地に入つて駐車能力の不足から、一層の交通マヒがはげしくなることが予想されるので、高速道路と一般街路、駐車場が一体として建設されなければならない。したがつて駐車場建設を促進することは必要であるが、公共施設として税金を財源として行なう駐車場の外に、民間ベースによる駐車場の奨励と助成を積極的に行なう必要がある。
- (5) 自動車の激増に伴ないその対策は道路整備によつて十分検討しなければならないが、とかく忘れがちな歩行者の安全についてまず第1番に取り上げるべきであ

る。歩行者の安全を確保するために歩道の新設、ガードレールの設置、広場の整備、高架歩道、地下歩道の建設等により歩行者が安心して歩ける都市にならない。これらの建設を積極的にすすめることは勿論であるが、とくに交通のネック地点である高島町、桜木町等は地下道、高架道の早期建設をはかり、あわせて市内の交通事故発生地点、交差点の抜本的な改良を促進しなければならない。

2 交通網整備事業

- (1) 路面電車は市内交通の12%の輸送量を分担しているが、現下の交通事情のもとでは路面輻そうに伴なう運転能率の低下、施設の老朽化などの理由および長期計画達成のため市財政の改善のガンである累積赤字の解消のためにも逐次これを撤去し、バスおよび高速鉄道におきかえるべきである。なお、高速鉄道の建設については現在運輸大臣の諮問機関である都市交通審議会において審議中であるので、この結論をまつて方向を定めるべきである。
- (2) 主要駅を中心としたバスターミナルの建設については、その評価を過大に考えると危険である。
- 市街地中心地帯の交通事情を十分考慮し、新たに交通量を誘発添加するようなデパート形式のものは造るべきでない。またトラックターミナルは横浜市の内臓部である港湾との直結を考慮する必要がある。またバス、トラックターミナルはなるべく私企業として行なうこと。

3 港湾施設整備事業

- (1) 本牧ふ頭はその規模において、これまで横浜港で整備された全繫船設備に匹敵することが予想されるので、将来の港湾

輸送形態に備え、運輸、交通、広場などを具体的に示しておくこと。

- (2) 現在接收中の瑞穂ふ頭の背後については、すでに工事がすすめられている臨海高速道路との連絡を利用し易いので本計画に加えること。
- (3) 大黒町ふ頭については繫船岸の形状、方向、地質恒風などの自然現象を十分考慮するとともに、これに隣接する扇町ふ頭、川崎港との関連を考え、総合的な立場から慎重に検討すること。
- (4) 港湾計画の樹立に際しては、その機能を十分に発揮できるよう臨海鉄道計画をもあわせて検討すべきであり、また高島町操車場の代替地を求めてその跡地を港湾施設として広く活用すること。
- (5) 本総合計画の陸上の整備計画（道路、上下水道、工業用水道、河川等）は昭和50年施行の事業費まで計上している。港湾整備計画のみ昭和44年までの事業費を計上し、不均衡のように考えられるので他同様50年までの事業費を計上すること。

4 工業用地造成事業

- (1) 本埋立計画は妥当なものなのでこれを推進されたい。
- ただ横浜市が残された唯一の海面をより効果的に利用するために沖合水面の最大限活用を計り、その実施に当つては護岸前面の利用等について将来禍根を残さぬよう配慮されたい。
- (2) 既存の臨海地帯は勿論のこと、今後造成される臨海地帯における港都の名にふさわしい美観の保持と、公害の防止につき予防的な措置を講ずること。
- (3) 本牧沖埋立は市の建設計画においてすでに決定されていることであり、市全体の立場からみても当然のことであるが、

三溪園の風致が破壊されることになるので、道路を地下道にするとか、前面に広い緑地を設けるなど適切な処置をとり、三溪園の価値を損なわないよう十分配慮されたい。

5 上水道整備事業

- (1) 相模川下流および酒匂川水系よりの取水は県内最後のものであり、全県的な観点から慎重な検討協議を必要とする。横浜市としても人口抑制策と関連づけて取水計画を表現すること。
- (2) 馬入川水系より取水するために現在施行中の第7回拡張工事は、日量50万トンと予定しているが、計画案の表現は、すでに確定した水源保有量であるという誤解を招くおそれがあるので、次のとおり修正すること。

「人口の増加は、必然的に給水需要の増加となるものであつて、昭和50年には給水人口は230万人と想定され、経済の成長、生活文化の向上等に伴つて、1人当りの使用量は700ℓ程度見こまれ、1日の需要量は160万トンと推定される。

これに対する1日当りの水源保有量は現在81万トンで、需要水量と比較して、約80万トンの不足となる。このため、さしあたり昭和45年度を目途とし日量50万トンの増量を行なう第7回拡張工事（工期昭和40年度一昭和44年度）に着手したのであるが、この水源を含めた不足分80万トンについては、神奈川県をはじめとする関係団体で現在検討が進められている馬入川ならびに酒匂川の開発を目論むとともに将来水源として富士川からの取水等を考慮中である。」

- (3) 富士川の利用は勿論考慮されるべきであるが、本県は首都圏の一部であるから当然利根川水系からの利用を併せて措置

すること。

- (4) 県内には、昭和51年以降の水需要増加に見合う水源がないこと。その他将来の水資源問題を考慮して、新水源の開発とともに海水の淡水化、都市汚水の浄化等の研究、実用化に早急に着手すべきである。

6 工業用水道事業

7 下水道整備事業

- (1) 郊外の開発が著しい本市の特殊状況からみて、計画案の下水道整備事業は不十分であるから、計画を意欲的に、そしてできるだけ完備した施設をすること。

なお、丘陵地で、雨水の自然排水のよい処は、分流式として整備されたい。

8 河川整備事業

- (1) 河川の浄化対策としての河水の循環操作は有効な方法であるが、実施に当つてはより慎重に検討し、水平で勾配のない河川については河水の流動を計り、腐敗を防ぐ策を講ずべきことを明確にすること。
- (2) 本市の地勢の特異性に注目し、宅地開発に当つて排水の規制を計り、郊外地域の開発に伴う溢水並びに河川汚濁対策等を開発者に義務づけると同時に、下流河川の改修を行なうよう配慮すること。

9 市街地再開発事業

- (1) 河川埋立については、吉田川の埋立に関連し、その接続河川である堀割川、大岡川などの浚渫、さらに堀割川は災害時のほしけ対策としても浚渫は必須の条件であり、経費を計上すること。
- (2) 吉田川の埋立の跡地については、プロムナード、行進用道路、地下駐車場などに利用するのはよいが、宅地分譲により儲けるなどという考え方は避けられたい。

10 新市街地造成事業

- (1) 都心部の再開発は人目につき易く、心を奪われ易いが、周辺部における宅地開発および道路、排水路、公園、学校敷地などの確保も市の将来のため極めて重要なことであるので周辺部の開発に重点を置かれたい。
- (2) 宅地造成については、新住宅地に至るまでの既成市道の拡巾、下水管の整備などの跡始末は、市の大きな負担となり、今日の状況においては企業利益と公共投資との関係が余りに不均衡であり、不公平のきらいがあるのでさらに検討されたい。
- (3) 港北ニュータウン、洋光台団地開発計画については結構であるが、開発実施方法について十分研究されたい。
- (4) 東急田園都市線一帯の地域は、田園都市線のほかに、国道東京沼津線、東名高速道路などの建設に伴ない開発が急であり、私鉄会社では全域整備は不可能である。従つて、私鉄会社開発地域以外の残余の地域の開発整備については、港北ニュータウン、洋光台団地開発以前に先行して考慮すべきものと考えらる。
- (5) 新市街地造成事業のうち、港北区ニュータウンは、早淵川流域に建設される計画であるが、神奈川県第三総合開発計画においては、早淵川の改修は未完成となつていたので、建設計画策定並びにその実施に当つては県との緊密な調整をはかること。

11 住宅整備事業

12 公園施設整備事業

- (1) 今日の工業化と都市化の中で、一般市民ならびに青少年が緑と太陽の空間を奪われつつある傾向にかんがみ、一般市民青少年のための野外施設の整備とならん

で地域住民が日常接触しうる地域内での自然公園、緑地、児童遊園地等の整備充実には計画原案を大巾に拡大して、積極的、意図的に推進する必要がある。

- (2) 本計画原案は公園基準面積の50%を目標としているが、不満足といわねばならない。

よつて土地区画整理事業においてはその面積の3%を公園に充てることにしているが、これを大巾に引上げるよう検討されたい。

13 清掃施設整備事業

- (1) 公共下水道の急速な整備と、同区域外における浄化そうの普及によつて、全市の汲取便所を全廃するよう努力すること。
- (2) し尿処理計画は、下水道整備計画との調整が欠けており、その間の調整を十分行ない、下水道の意欲的な整備を推進するとともにそれに合つた清掃施設整備計画を樹てるべきである。

福祉計画

第1章 社会福祉

社会福祉

一般的な社会保障政策から、地域を中心とした福祉開発に重点を指向しつつある今日において、この計画はきわめて時宜を得たものと考えられる。ただ、全般的に若干の希望を付け加えるならば、次の2点に要約されるであろう。

第1には、社会福祉の長期計画策定にあつて、市民の必要度が将来どのように変化し、その内容はどのようなものであるかを確定する必要がある。本計画においては、各部門からの必要度の測定はなされているものの、その間の統一の見解に不明確な点があると思われる。従

つて、各計画について基本的需要の計測の基礎を統一されることが望ましい。

第2には、福祉問題は主として対個人サービスであるために、微妙な取扱いを必要とする。従つて、いたずらに発生してくる必要度に対応する窓口行政に止どまるのではなく、一般市民の各層に積極的に立ち入つて、市民に希望を与えるような福祉活動を活発に行なわれたい。

1 最低生活の保障

生活保護については、昭和50年の保護率を11%と見たのは高すぎるとするのが共通の意見である。将来人口の増加に伴ない、絶対数の増加は当然であつても、比率的には現状の横這い程度と見れば十分であろう。

また、生活保護は当事者の申請を原則とするが、本市としては積極的に潜在被保護者の発見ならびに指導を行なう必要がある。

2 低所得者援護対策

ドヤ街問題は、港湾都市としての本市ではとくに重要かつ困難な問題であるが、その実態の把握は必ずしも十分ではない。根本対策としては、港湾労務対策の確立が先行すべきものである。とくに本牧ふ頭等の建設に伴ない、再び現在と同様な問題が発生するおそれがある。この点は建設計画の港湾計画との関連で検討すること。

- (1) 生活相談所については、保育所のほかに医療サービスの充実をはかること。
- (2) 厚生アパート1棟50世帯の計画は少なすぎると考えられる。これは、社会復帰のための一時的指導施設であるにしても、もつと拡充する必要がある。

(3) 厚生宿泊施設

ア 宿所提供については民間委託の方法について検討すべきである。

イ 港湾労務者が増加する場合には、施設の増設も必要となると考えられる。

ウ 施設の衛生管理の面を重視されたい。

3 医療保障

国民健康保険

- (1) 国民健康保険は、国の対策と見合った形で充実をはかるべきである。これらの充実には都市衛生の見地からも重要である。ただし、本市独自の立場から任意給付を行なうことには賛成である。
- (2) 低所得階層対策の見地から、保険料減免措置を市独自に考慮すること。

4 福祉年金

国民年金及び福祉年金については、国の対策と対応しながら該当者の把握に努められたい。

5 老人福祉

10年後の老令人口推計によれば、65才以上の老人は本市で113千人、対人口比で4.8%となる。全国と比較して老人問題の重要性は本市の場合やや低いと考えられるが、老人問題の地域的集中も十分に予測され、さらに本計画以後の将来に対する配慮もなされなければならない。

この点から、老人福祉の増進は重要と考えられる。

身体壮健な在宅の一般老人については、老人クラブ及び家庭奉仕員の増員が必要である。家庭生活の変化も考えられるので、これらの対策はより強化されたい。

なお、老人福祉法に基づく予防検診は、今後大いに拡充する必要がある。

ア 養護老人ホーム 被保護階層の老人については、現状では収容能力は十分であるが被保護者中に占める老人の比率は今後増大すると予測される。従つて、養護老人ホームの施設が本計画で十分か再検討されたい。この場合、とくに市立民営施設の増設が必要であろう。

イ 特別養護老人ホーム 要介護老人のための特別施設は現在皆無であるので、少なく

とも本計画程度の施設は設けられたい。

ウ 軽費老人ホーム 軽費老人ホームの必要は認めるが、その本質は老人の住宅問題であるので、公営住宅内に老人用の家屋を建設すべきである。

6 児童福祉

現在の乳児院の論理をふまえたうえで、市立の特殊乳児院の設置を検討されたい。

7 身体障害者福祉

盲人ホーム及び授産工場の新設については内容をよく検討されたい。

8 精神薄弱者福祉

児童、成人の措置を一本化する必要がある。

9 職業補導と失業対策事業

(1) 職業訓練所整備

市の福祉対策としての性格を強化されたい。

(2) 授産施設

これについては、貧困者、低所得者対策の色彩を拭い去り、例えば名称についてもホームワークと変えるなど、一般市民にとけこみやすい明るい印象を与えるべきである。カギツ子、身体障害者、精神薄弱者、母子、老人等の有機的関連を考える場合にも必要である。

(3) 失業対策

日雇労働者の老令化に対しては、所得保障の方向で対策を講じられたい。

第2章 都市衛生

保健医療

原案35頁概説の冒頭に「都心及び副都心に市立市民病院網を配し、あわせて特殊な疾病を専門的に予防し治療するため各種の保健医療センターを整備する」とあるが、これは「都心及び副都心に必要に応じ各種専門施設を優先的に配

し、一般病院については既設の公私医療機関と有機的関係を保ちつつ計画を樹立する」と改められたい。

1 保健所

保健所は衛生教育を兼ねた地域衛生の全般的なサービスを行なうために、地域の医師や住民との密接な協力態勢のもとに運営されるべきで、その増設に際しては政令基準を機械的にあてはめるのではなく、その原則的適用、すなわち、市民の要望や地域の条件に応じて数や規模が定められるべきである。この観点から、次の諸点を改められたい。

- (1) 原案は「厚生省の保健所設置基準によるU4型保健所21ヶ所を必要とする」としているが、これは「行政区の改編、地域の事情の変更が予想されるので、その見通しの上になつた保健所の増設を必要とするが、一応厚生省の保健所設置基準をあてはめればU4型21ヶ所になる」と改めること。
- (2) また、「本市の保健所行政を政令で定める設置基準まで引上げ、将来の需要に十分応じうるよう新設する」とあるが、「必要な組織として地区医師会、保健指導員会を網羅する地域保健協議会の結成を促がし、これの強化育成に力を尽し、市民の需要に充分応じうるよう努力する」と改められたい。

(注) 保健指導員会には住民代表も含まれるが、地域保健協議会委員の選出に際しては、たんなる名誉職にならないよう、自発的な意思により実質的に活動する人が選ばれるよう、充分配慮すること。とくに、社会学者の代表も加えること。

- (3) 原案では、「1行政区に数ヶ所の保健所を有するところが生じるが、保健所運営協議会は1行政区1単位とし、区内保健所について不均衡のないよう連絡調整をはかるものとする」となつてはいるが、これは「1

行政区に1ヶ所の保健所を原則とし、人口の多少、面積の広狭によりその規模を定めるが、将来の発展を見越しなるべく余裕のある計画が望ましい。また地理的に不便の地には支所を考慮する」よう改められたい。

- (4) 原案37頁〈問題点〉の「医師その他職員確保の手段として病院施設との併設を考慮する」ことはさけられたい。

2 母子衛生

- (1) 母子衛生を積極的に推進するため、原案の「母子指導分室」は、「母子指導課」として各保健所に新設し施策を講ぜられたい。

従つて原案の「またその性格から、保健所事業の枠内においてこれを消化することは困難である」は削除されたい。

なお、保健所専門職員、とくに医師の不足をカバーするため、地域の最も経験深い専門医師に業務の一部を委嘱することをされたい。

- (2) 39頁〈問題点〉ア、イ、ウは全文削除すること。

3 成人病対策

- (1) 原案40頁〈計画〉の「オ、指定医療機関は現行のがん指定医療機関をもって充てる」は削除すること。
- (2) 原案では「地域のニーズに応じて出張無料血圧測定を行なう」こととしているが、これは「集団予防指導」と改められたい。
- (3) 成人病センター建設に当つては、中枢機関として既設の医療センターとの関係を考慮し、職業病等を含めた特質ある性格のものとしてされたい。

4 結核予防

- (1) 結核対策については、「市内各医療機関とさらに連絡を密にする」むねの表現を挿入されたい。

- (2) 原案41頁に、「他の社会保障制度と相まって施策を強化する」とあるが、これは、「保障制度の改善に努力するとともに医療社会事業を育成し、施策の強化につとめる」と改められたい。

5 伝染病予防

- (1) 原案では赤痢の防圧に力点を置いているが、なお「国際港都の特殊性からして、各種伝染病とくに外国からの伝染病の侵入に対して防疫を強化する」と付け加えられたい。
- (2) 万治病院の改築に当つては、熱帯性伝染病、外人用病棟又は病室を用意することを考慮されたい。

6 予防接種

- (1) 予防接種業務の執行に当つては、「なお医師会に一層の協力を要請する」むね付記すること。

7 公的医療機関の整備

時代の趨勢及び市民の要望により、高度の設備、技術を有する各種専門病院の設立は、重要な課題である。なお、最近、心臓外科を初めとする各先天性小児疾患に対する医療、精神疾患者の増加の傾向に伴ない、本市においても小児専門保健施設、精神総合病院、精神衛生相談所の新設をはかるべきである。

また、上述の成人病センターについても、既設の同種センターとの関係を考慮しつつ設備し、成人病の予防及び治療体制に万全を期さなければならない。

そのため、以下の諸点について原案を改められたい。

- (1) 45頁〈計画〉の1～5行目は全文削除する。

(注) (原案)「国の医療機関整備計画によれば、人口30万以上の都市における病院一般病床数の整備目標は、昭和45年末には人口1万当り68床とされている。この

計画では、横浜市においてとくに不足している一般病床を充足し市民の医療需要に応ずるよう、将来の都市的発展を勘案して、市立市民病院を建設する」

- (2) 「市立市民病院」は「市立市営病院」と改め、その内容としては、「市民に高度の医療を提供するため、一般市中医療機関では行ない難い高度の技術や設備を要する総合病院とし、また救急災害用ベッドを常備する。ただし、医師はじめ技術員の資質の向上を図るための研究を十分行なわしめるため、一般外来診療は行なわない」こととすべきである。

- (3) 〈計画〉の(2)として「※市立民営病院」をとりあげること。

すなわち「地域的な不均衡を解消するため、病床の著しく不足する地域については医師会などと協力し市立民営の一般病院を増設し、市民への医療サービスに万全を期する」必要があるためである。※(民営的性格をとり入れたもの)

- (4) 原案45頁「(2)専門病院の新設」は、「(3)その他の専門病院の新設」と改め、内容としては次のように重要順にかかげること。

ア 小児保健医療センター(高度の技術、栄養指導、リハビリテーション)

イ 精薄児、肢体不自由児施設

ウ 交通災害専門病院(リハビリテーションを含む)

エ 精神総合病院及び精神衛生相談センター

オ 成人病センター

なお、これらの新設に際しては県と密接なる関連を保つよう配慮することが望ましい。

3 専門職員の養成

原案36頁概説クの「その一手段として、現在の高等看護学院を拡充して短期大学に昇格

させる」は削り、各論で以下の諸項をとりあげること。

- (1) 大学の整備拡充及び医師の確保に努める
- (2) 看護婦の養成を飛躍的に拡充する
- (3) 衛生技師の養成(臨床検査技師を含む)
- (4) リハビリテーションに関する医療関係者の養成を急ぐ
- (5) 衛生教育、医療社会事業、衛生工学専門職員の養成を行なう。

なお、医学部は、県下唯一の医育機関でもあり、市民の保健福祉の増進のためその内容を充実し、各方面に開放貢献し得るよう措置されたい。

都市衛生環境

1 生活環境施設の整備

- (1) 原案49頁に「下水処理区域以外の地域では浄化槽処理を推進する」こととされているが、これには小規模汚水処理施設を含めるよう表現すること。
- (2) 原案49頁概説に、別項として「多頭羽飼育の汚物処理」を追加されたい。本市でも当分の間、問題として残るであろうからである。
- (3) 50頁のし尿処理〈現況〉の末尾に次のように付加されたい。「なお、下水道が地域的に整備されても、便所の水洗化はかなり遅れることはまず必至である。従つて、水洗化の普及対策の強化をはかるとともに、一方、汲取し尿を下水道施設において処理する等の方法も、わが国独特の過渡的方法として具体的に検討する必要がある。」
- (4) なお同項〈問題点〉として、公団、民間企業の団地、宅地造成に際しては、汚水処理施設の設置と維持管理体制をとりあげるよう表現すること。
- (5) 54頁ごみ処理の〈問題点〉において、大型、大量化(例えば自動車等)したゴミに

についても触れること。

2 生活環境指導

社会教育との関連を明示し、市民の自主的・主体的参加を組織的に考えること。

3 衛生環境営業指導

(1) 許認可、日常監視は、青少年問題、社会教育との関連が深いので、衛生、教育、青少年の各部局で充分調整をはかるよう表現すること。

4 衛生研究所その他研究機関の充実

- (1) 県の衛生研究所と競合せぬよう市独自のものとする。
- (2) なお、本市は国際的港都であり、且つ横浜工業地帯の中核でもあることにかんがみ、市独自の研究機関として、海洋医学、産業医学等の研究所を設立することも検討されたい。

都市公害

- (1) 公害センターの行政上の位置づけを明確にし、他の行政機関から独立的な機関として、各部局の利害調整権限を十分もたせること。同時に、調査研究機構を充実するとともに、公害の経済的諸問題、公害行政の諸問題に及ぶ社会科学的立場を含めた総合的機関としておかれるべきである。
- (2) 公害問題については、広域的連携を要するので、県、各市の横の連絡を密にするむね表現する。
- (3) 動物等臓器、排泄物の腐臭公害対策のため処理施設の新設を考えること。
- (4) 公害発生を予想される企業に対しては、厳重な規制を設け、地域住民にこれ以上被害の及ばぬよう万全を期すること。
- (5) 原案64頁〈計画〉(4)は「住民の健康管理体制の確立」のみならず「要治療者に対する援助」をも加え、公害（大気汚染に限らず水質汚濁、騒音など公害一般）に直接原因する疾

病治療に対しては、その費用の全部又は一部を公費で負担することを検討されたい。

- (6) 公害防止委員会を常置すること。（構成は市民、企業、専門委員、学識経験者）

第3章 教育文化

学校教育

学校教育計画は、次の視点から、施設計画および行政施策が設定されなければならない。

- ① 成長発達過程にある各段階のすべての青少年に、学習の機会を与える施設体系を整備すること。
- ② この教育計画の起動点を明らかにし、この施設、行政運営が有効になされるものから始めなければならない。

以上の2点から、比較的留意すべき事項について、次の如く検討してみた。

(1) 教員の需給計画、教員の研修

今後、この計画の実施に当って、教員の需給は成否を左右するものであるから、各領域について教員採用基準の設定とともに、安定した需給計画がたてられなければならない。

既に在籍の教員については、教員研修センターの設置を条件とする長期短期の研修計画がたてられなければならない。

また、現行国内留学の規定についても、この研修計画の視点から検討し弾力的に運営されることを希望する。

(2) 特殊教育

特殊教育は、一番困難な教育行政であるが①の理念を前提にして、施設を設置すべきである。

県が設置主体である施設については、できる限り、調整の努力をすべきである。

(3) 幼児教育

幼稚園、保育所の設置にあたっては、相互の関連を十分考慮すると同時に、(2)項の特殊

教育を追加すべきである。

(4) 市立大学

素案に示された市立大学の計画については、社会福祉計画の要員の養成確保については、市立大学に対し、各界の要望も強いので、社会福祉計画全体の視点からも検討し、その実施をはかるべきである。

(5) 後期中等教育

ア 増設される高校の課程は、県との調整を考慮に入れた上、必要な課程については、再検討する必要がある。

イ 流入勤労青少年人口を考慮に入れた上で学校教育法45～48条（定時制課程、通信制課程、技能者養成機関）を関連づける高校教育施設を検討する必要がある。

(6) 私立学校

私立幼稚園、保育所、私立高校等私立学校の占める比重は大きいので、既設校、新設校に対して、総合的な私学振興策を考慮すること。

(7) 科学技術教育センター

教員研修センターの性格を含む科学技術教育センターの設立順位を早めるべきである。

社会教育

社会教育行政全般の計画立案にあたっては、計画原案においても、今日の新しい市民意識の実態に即したいくつかの積極的な提案がなされているが、計画原案の実施にあたっては、従来の社会教育行政の既成観念にとらわれることなく、市民の自主性に即した社会教育施設の整備充実を第一義的に推進されたい。

(1) 社会教育図書館

今日の市民意識の実態に即した新しい社会教育の在り方としては、個々の市民が自由に個人的に参加できる場を設定することが何よりも必要であると考えられるので、計画原案にある社会教育図書館を、地区（区単位）の

社会教育活動の総合センターとする視点をもつと明確にすると共に、この図書館に十分な社会教育施設を併設することが望まれる。

(2) 勤労青少年教育

勤労青少年教育に関しては、計画原案では勤労青少年センターの設置が提案されているが、流入勤労青少年の問題をはじめ、今日の横浜市における勤労青少年対策の占める重要性を考慮する場合、本計画案では勤労青少年対策が一つの弱点となつていてと考えられるばかりでなく、時間的に著しく制約されている勤労青少年対策としては必ずしもその実態に即しているとは考えられない。

審議会としては、このような視点から、中小企業、個人商店等の勤労青少年対策として地域の勤労青少年が常時研修、集会しうる場としての小型の地域勤労青少年センターないし地域勤労青少年集会所を数多く設置することを計画原案の中に追加することを要望する次第である。

なお、勤労青少年の教育水準の向上、非行化防止のためには、勤労青少年が日常生活する場において組織化されることがもつとも望ましいと考えられるので、今後の勤労青少年対策の一つの新しいあり方として、集会室その他の社会教育施設を備えた勤労青少年専用アパートを住宅公団、住宅公社等とタイアップして整備することの可能性をも本計画案において再検討されたい。

この提案は、現状では企業間賃金格差の問題等もあり、企業主の理解をえられにくい面があるとも考えられるが、今後の労働力（とくに年少労働力）の需給関係の推移を勘案する場合、将来においては、労働力確保のためにも有効かつ必要な手段となるであろう。

(3) 三溪園・文化財保護委員会

三溪園については、三溪園の前面海岸を存置するよう配慮されたい。本牧沖埋立計画は

市の建設計画においてすでに決定されていることであり、市全体の立場からみても当然のことであるが、前面の海岸を埋め立てた場合三溪園周辺の風致は破壊され、価値を失うので、できれば前面の海は残すよう強く要望する次第である。かりにどうしても埋め立てねばならぬ場合、風致を害さないよう、道路を地下道にするとか、前面に広い緑地を設けるなど、適切な処置をとり、三溪園の価値を損なわないよう十分配慮されたい。

なおこれに関連して、文化財保護条例および委員会を設定する必要がある。県にも条例と委員会はあるが市でも独自の立場から条例を設定し文化財保護対策を推進する必要があると考えられる。

(4) 青少年対策

青少年対策については、すでに青少協その他の関係機関で強力な施策が実施されているので、あらためて問題にする要はないと考えられるが、青少年問題の重要性にかんがみ、本審議会においても関係部局において次の諸点にとくに留意されるよう要望したい。

ア 現在および将来の繁華街における青少年問題発生 の温床化防止対策をはかられたい。

イ 民間指導者のあり方と育成のしかたを再検討すべきでないか。

ウ 青少年センターの運営には細心の留意を要する。

(5) 緊急必要施設の建設について

教育文化施設の整備は、いずれも不可欠のものであるが、前述の如き学校教育および社会教育の現状ならびにあり方にかんがみ、緊急必要なものとして次の施設を優先されたい。

ア 社会教育の場としての教育会館の建設

イ 1区1館単位の社会教育図書館の建設

市民の体育・レクリエーション

市民の福祉向上の具体的な推進の手段としての、市民大衆のための体育・レクリエーションに関する計画理念と施設整備とについては、これまで、ともすればなおざりにされがちな傾向がみられた。

しかし、大都市の過密化が急速に進み、日常生活の緊張と複雑の度合が一層強くなり、生活環境が悪化の途をたどっている現在、健康増進のための体育振興はもとより、一般にたんなる消費事象として考えられていたレクリエーションの問題も、前向きの姿勢で、健全な都市生活を送るための必要手段として、また広くは社会教育の一環として、慎重に、しかも積極的に対策を講ぜられなければならない。

(1) 観光・レクリエーション計画の立案にあたっては、市民を対象として、その福祉向上をはかるための施策を講ずることを第一義的に考えなければならない。

横浜は、東京のような国家的中心巨大都市でもなく、またいわゆるリゾート地域にある地方都市でもない。横浜市域にも所与の観光資源も存在しており、今後あらたな観光資源を造成することも結構であるが、幸いにも本市は観光収入に依存する性格の都市でもなく今後もそのような必要性を認めない。

あくまで、市民一般の日常生活の向上に資し、健全な慰安・娯楽と休息を提供するためにレクリエーションの場を設置し拡充することに努めることが必要である。市民を対象とした緑地帯・公園・動植物園・文化財などの確保充実に努め、また日常の職場・居住の場である町それ自体の清潔・整備をはかり、衛生の改善をめざすことが、とりもなおさず市民はもとより、東京をはじめ他地域からも「訪ねてみたくなる都市」として観光の価値をも高める結果になる。

(注) 1 このために区民体育館や、一般市民のためのプールの設置を重視したい。

2 金沢レクリエーション・センターのあり方についても、既成の観光センターのようになることを極力さけてほしい。

3 風致地区の設定や公園施設整備事業については、「建設計画」において取りあげられているが、これらとはとくに福祉計画の趣旨をも十分に反映させることが要望される。

2) 公園

公園整備計画は、原案では市民の体育・レクリエーション施設の一部とされているが、今日の工業化と都市化の中で一般市民ならびに青少年が緑と太陽の空間を奪われつつある傾向にかんがみ、一般市民、青少年のための野外施設の整備とならんで、地域住民が日常接触しうる地域内での自然公園、緑地、児童遊園地等の整備充実に計画原案を大幅に拡大して、これを広義の社会教育施設の一部としてとらえる視点からその整備充実にとはとくに力をそそがれたい。

(注) なお横浜公園については、日本最初の洋式公園であつた沿革にかんがみ、市民の歴史的文化的財として大切に保存するために立派な洋式公園として整備するよう、とくに配慮されたい。

第5章 都市環境保全対策

公共物を愛する社会道義の確立が先決だが、過渡的には、このような対策もやむをえない。これらの計画を実行に移す一方、公共物を愛し都市を清潔にする市民意識の育成に努め、地域住民が自主的に公共物を管理する方向へもつてゆくようにすること。

第6章 都市の安全

原案はおおむね妥当と思われるが、なお次の点について考慮されたい。

(1) 火災予防態勢の強化については、建築業者及び各種工事施行者に火災予防知識及び法規を徹底されたい。

福祉計画全般にまたがる問題

(1) 福祉計画実施にあたって、専門職員の養成確保の対策を講じられたい。

専門職の待遇については大いに改善を必要とする。給与、人事の面で一般職と切り離し専門家としての活躍を期待すべきである。

(2) 一般市民の福祉について、広義の社会福祉の立場から次の点を考慮されたい。

ア 消費者行政の充実を講じ、生活の安定をはかるべきである。

イ 福祉関係の施設の建設に際しては、住宅対策との有機的関係を考えるべきである。

(3) 管轄が各部局にまたがる問題については、計画の策定ならびに実施に際して、たてわりの行政組織にとらわれず、関係部局で十分連絡、調整をはかること。

横浜国際港都建設法

(昭和25年10月21日)
法律第248号

日本国憲法第95条の規定に基づく横浜国際港都建設法をここに公布する。

横浜国際港都建設法

(目的)

第1条 この法律は、横浜市をその沿革及び立地条件にかんがみて、わが国の代表的な国際港都としての機能を十分に発揮し得るよう建設することによつて、貿易、海運及び外客誘致の一層の振興を期し、もつてわが国の国際文化の向上に資するとともに経済復興に寄与することを目的とする。

(計画及び事業)

第2条 横浜市をわが国の代表的な国際港都として建設するための都市計画(以下「横浜国際港都建設計画」という。)は、都市計画法(大正8年法律第36号)第1条に定める都市計画の外国際港都にふさわしい諸施設の計画を含むものとする。

2 横浜国際港都建設計画は、前条の目的にてらして特に外国人の日常生活様式及び事業経営方式を考慮に入れた国際的に高度の水準のものでなければならない。

3 横浜市を国際港都として建設する都市計画事業(以下「横浜国際港都建設事業」という。)は、横浜国際港都建設計画を実施するものとする。

(事業の執行)

第3条 横浜国際港都建設事業は、横浜市の市長が執行する。

2 横浜市の市長は、地方自治の精神に則り、その住民の協力及び関係諸機関の援助により、横浜市をわが国の代表的な国際港都として完成することについて、不断の活動をしな

ければならない。

(事業の援助)

第4条 国及び地方公共団体の関係諸機関は、横浜国際港都建設事業が第1条の目的にてらして重要な意義をもつことを考え、その事業の促進と完成とにできる限りの援助を与えなければならない。

(事業の助成)

第5条 国は、横浜国際港都建設事業の用に供するため、必要があると認める場合においては国有財産法(昭和23年法律第73号)第28条の規定にかかわらず、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に対し、普通財産を譲与することができる。

(報告)

第6条 横浜市の市長は、横浜国際港都建設事業の進行状況を少なくとも六箇月ごとに、建設大臣に報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年1回国会に対し、横浜国際港都建設事業の状況を報告しなければならない。

(法律の適用)

第7条 横浜国際港都建設計画及び横浜国際港都建設事業については、この法律に特別の定めがある場合を除く外、特別都市計画法(昭和21年法律第19号)及び都市計画法の適用があるものとする。

付 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律施行の際、現に執行中の横浜特別都市計画事業は、これを横浜国際港都建設事業とみなす。
- 3 この法律は、日本国憲法第95条の規定により、横浜市の住民の投票に付するものとする。

横浜国際港都建設審議会条例

(設置及び所掌事務)

第1条 横浜国際港都建設法(昭和25年法律第248号)第2条に規定する横浜国際港都建設計画(以下「建設計画」という。)並びにこれにふさわしい都市文化及び都市福祉等に関する計画(以下「福祉計画」という。)の策定に関する重要事項を調査審議するため、市長の諮問機関として、横浜国際港都建設審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、建設計画については横浜国際港都建設法第2条第2項に規定する国際的水準に照らし、福祉計画については建設計画の内容に調和するかどうかを基準として調査審議するものとする。

3 審議会は、市長の諮問に関連する事項について、市長に意見を述べることができる。

(組 織)

第2条 審議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 横浜市議会議員
- (3) 公共的団体の職員
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 横浜市職員

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会 長)

第4条 審議会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によつて定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、または会長が欠け

たときは、あらかじめ会長の指名した者が、その職務を代理する。

(部 会)

第5条 審議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもつて組織する。

3 部会に、部会長を置き、会長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長は、必要に応じ2以上の合同部会を開催することができる。

(幹事及び書記)

第6条 審議会に、幹事及び書記を置く。

2 幹事及び書記は、横浜市職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

4 書記は、会長の命を受け、審議会の事務に従事する。

(庶 務)

第7条 審議会の庶務は、計画局において処理する。

(委 任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

横浜国際港都建設審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜国際港都建設審議会条例（昭和39年6月横浜市条例第83号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、横浜国際港都建設審議会（以下「審議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定数)

第2条 審議会の委員の数は、80人以内とする。

(解任)

第3条 委員のうち条例第2条第2号から第5号までに規定する者が、この職の地位により任命された場合は、その職の地位を離れたときは、別段の辞令を発しないで解任されたものとする。

(部会)

第4条 審議会に、次表左欄各号の部会を置き、おおむね、同表各号右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会名	調査審議事項
(1) 第1部会	総括、経済及び財政
(2) 第2部会	交通及び運輸
(3) 第3部会	用水、河川及び清掃
(4) 第4部会	再開発、住宅、用途地域及び公園
(5) 第5部会	港湾、埋立及び防潮
(6) 第6部会	社会保障及び社会福祉
(7) 第7部会	都市衛生
(8) 第8部会	教育及び文化

2 部会は、必要に応じ小委員会を置くことができる。

(会議)

第5条 審議会は、委員の半数以上の出席がな

ければ、開くことができない。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が、審議会にはかつて定める。

付則

この規則は、公布の日から施行する。

横浜国際港都建設審議会名簿

氏名	経歴等（順不同）	氏名	経歴等（順不同）
金子鼎一郎	横浜市議会議長	鮫島 茂	神奈川県計画地方審議会委員
大村 行一	副議長	早田 成雄	〃
小俣健次郎	第1常任委員長	近藤謙三郎	日本道路協会理事
岩本 正夫	第2 〃	小林 重一	日本水道協会理事長
伏木 芳雄	第3 〃	板倉 誠	元東京大学教授
三谷 重忠	第4 〃	左合 正雄	東京都立大学教授
森井 太吉	第5 〃	岡部 三郎	日本埋立協会会長
石崎 武	第6 〃	黒田 静夫	元運輸省港湾局長
津田 文吾	神奈川県副知事	藤原 孝夫	京浜港運営審議会会長
五神 辰雄	〃	相原 光	横浜市立大学商学部教授
森久保虎吉	企業庁長	一杉 哲也	〃 助教授
白根 雄偉	企画調査部長	田中 正司	〃 〃
桑名 精二	農政部長	森本 三男	〃 〃
小宮 賢一	建築部長	小山 路男	横浜市立大学経済研究所教授
中村 周二	商工部長	小黒 聡	フェリス短期大学助教授
秋永 規輔	土木部長	山賀 峯朗	横浜市立大学医学部教授
鮎川 幸雄	首都圏整備委員会事務局長	武藤 暢夫	関東学院大学工学部教授
竹内 藤男	建設省都市局長	杉田 剛道	横浜市立大学医学部助教授
尚 明	住宅局長	秋山 勝	横浜商工会議所小売商業部会長
角本 良平	日本国有鉄道事務管理統計部長	筒井佐太郎	〃 港湾運輸倉庫部会長
高橋 淳二	運輸省第二港湾建設局長	坂本 寿	〃 工業 〃
佐藤 寛政	日本道路公団副総裁	柴 勝馬	〃 卸一般商業
李家 孝	横浜商工会議所会頭	網野 智	厚生大臣官房企画室長
山上 貞	神奈川県新聞社編集局長	花田 像一	神奈川県民生部長
佐藤豊三郎	横浜市立大学商学部教授	須藤 英雄	横浜市社会福祉協議会理事
山口 辰雄	〃 経済研究所教授	石橋 志う	横浜婦人クラブ愛児園長
梶 幸雄	〃 文理学部助教授	栗原 忠夫	神奈川県衛生部長
高山 英華	東京大学教授	勝又 正	神奈川県公衆衛生学会会長
松井 達夫	早稲田大学教授	榑田 桂	横浜市医師会長
河合 正一	横浜国立大学教授	内田 吉郎	横浜市立中学校校長会長
桜井 英記	神奈川県計画地方審議会委員	神名 勉聡	横浜市社会教育委員長
林 蒙蔵	〃	高橋 四郎	YMCA総主事
		菅井栄一郎	神奈川県教育長
		清水 嘉治	関東学院大学経済学部教授

横浜国際港都建設審議会審議経過

昭和38年 3月 7日 横浜国際港都建設審議会総会において総合基幹計画案の諮問を
うける。

6月 4日 部会長会議

7月15日 第3部会(第1回)原案の総括説明, 質疑
第5部会(第1回) //

9月 6日 第5部会(第2回)原案の事業説明, 質疑

10月11日 第2・4部会(第1回)総括説明, 質疑

10月15日 第3部会(第2回)事業説明, 質疑

10月16日 第1部会(第1回)総括説明, 質疑

12月 4日 第2・4部会(第2回)原案の事業別説明, 質疑

12月 9日 第1部会(第2回) //

昭和39年 3月17日 第1部会(第3回)原案の補足説明, 質疑

3月18日 第4部会(第3回) //

3月21日 第2部会(第3回) //

3月23日 第3部会(第3回) //

3月25日 第5部会(第3回) //

6月15日 横浜国際港都建設審議会条例制定

昭和40年 4月26日 横浜国際港都建設審議会総会において福祉計画案の諮問を受け
る。3部会を追加。

5月20日 第6・7・8部会長会議

5月27日 第6・7・8合同部会(第1回)建設計画説明

6月15日 第8部会(第1回)原案説明, 質疑

6月18日 第6部会(第1回) //

7月 2日 第8部会(第2回)総括討論

7月15日 建設計画修正案作成

7月26日 第1～5部会長会議

7月30日 第8部会(第3回)部会報告の検討

8月14日 第2・4部会(第4回)修正原案説明, 質疑

8月16日 第1部会(第4回) //

8月17日 第3部会(第4回) //

8月19日 第5部会(第4回) //

9月 9日 第6部会(第2回)総括討論, 部会報告検討

9月28日 第7部会(第2回)原案説明, 質疑

10月 8日 第7部会(第3回) //

10月12日 第2・4部会(第5回)総括討論, 部会報告検討

10月14日 第5部会(第5回) //

10月15日 第3部会(第5回)総括討論, 部会報告検討

10月18日 第7部会(第4回) //

10月22日 第1部会(第5回) //

11月22日 部会長会議 部会報告を会長に説明, 答申原案審議

11月30日 答申総会
横浜国際港都建設審議会総会において市長に対し答申

横浜国際港都建設総合計画

'65 — '75

発行日 昭和41年4月25日
発行者 横浜市計画局総務部総合企画課
横浜市中区港町1-1 TEL. 04 1441(代)
印刷 株式会社内村印刷所
横浜市中区末吉町1-12 TEL. 04 7961
